

規 約

令和 5 年 5 月 1 日現在

全国国民年金基金

第1章 総 則

(目的)

第1条 この国民年金基金（以下「基金」という。）は、国民年金法（昭和34年法律第141号。以下「法」という。）に基づき、この基金の加入員の老齢又は死亡について給付を行い、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この基金は、全国国民年金基金という。

(事務所)

第3条 この基金の事務所は、次の場所に置く。

主たる事務所 東京都港区赤坂8丁目1番22号

従たる事務所 北海道札幌市中央区北1条西4丁目2番地

青森県青森市本町1丁目4番17号

岩手県盛岡市菜園1丁目3番6号

宮城県仙台市青葉区中央4丁目10番3号

秋田県秋田市中通1丁目4番32号

茨城県水戸市大町3丁目4番36号

栃木県宇都宮市昭和1丁目7番10号

群馬県前橋市本町1丁目4番4号

東京都港区赤坂8丁目1番22号

新潟県新潟市中央区東大通2丁目2番18号

富山県富山市総曲輪2丁目1番3号

石川県金沢市本町1丁目5番2号

福井県福井市西木田2丁目8番1号

山梨県甲府市丸の内2丁目14番13号

長野県長野市西後町1597番地-1

静岡県静岡市駿河区森下町1番35号

愛知県名古屋市中区栄2丁目10番19号

三重県津市羽所町388番地

京都府京都市中京区烏丸通三条下ル饅頭屋町595番地3

大阪府大阪市中央区伏見町3丁目3番8号

和歌山県和歌山市吹上2丁目1番22号

鳥取県鳥取市末広温泉町160番地

岡山県岡山市北区表町1丁目5番1号

広島県広島市東区光町1丁目10番19号

山口県山口市大手町7番4号

徳島県徳島市寺島本町西1丁目7番1号

香川県高松市紺屋町2番地6

愛媛県松山市一番町1丁目14番10号

高知県高知市菜園場町1番21号

福岡県福岡市博多区御供所町 1 番 1 号
長崎県長崎市桜町 4 番 1 号
熊本県熊本市中央区水前寺公園 14 番 22 号
大分県大分市府内町 1 丁目 6 番 36 号
宮崎県宮崎市高千穂通 1 丁目 6 番 38 号
鹿児島県鹿児島市金生町 7 番 8 号
沖縄県那覇市旭町 116 番地 37
東京都豊島区巣鴨 1 丁目 6 番 12 号

(地区)

第 4 条 この基金の地区は、全国とする。

(公告の方法)

第 5 条 この基金において公告しなければならない事項は、この基金の各事務所の掲示板に文書をもって掲示する。

2 国民年金基金令（平成 2 年政令第 304 号。以下「基金令」という。）第 6 条、第 7 条、第 36 条、第 37 条及び第 41 条第 2 項に規定する事項は、前項の規定によるほか、官報に掲載する。

(創立総会の会議録)

第 6 条 加入員及び加入員であった者は、この基金に対し、創立総会の会議録の閲覧を請求することができる。この場合においては、この基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

第 2 章 代議員及び代議員会

(代議員及び代議員会)

第 7 条 この基金に代議員会を置く。

- 2 代議員会は、代議員をもって組織する。
- 3 代議員会は、テレビ会議システムを用いて行うことができる。

(定数)

第 8 条 この基金の代議員の定数は、34 人とし、加入員のうちから選任する。

(任期)

第 9 条 代議員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の代議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前項の任期は、選任の日から起算する。ただし、選任が代議員の任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

(代議員の選任)

第 9 条の 2 代議員の選任は、選挙区ごとに行い、選挙区及び選挙区ごとに選任する代議員の数は、別に定める。

- 2 代議員に欠員を生じたときの補欠の代議員は、当該欠員を生じた選挙区に属する加入員のうちから選任するものとする。

(代議員選任の方法)

第 10 条 代議員の選任については、代議員会において加入員のうちから選任された選考委

員で組織する代議員候補者選考委員会が、代議員候補者を選定し、代議員候補者の氏名、投票の期間、投票の方法その他の選挙に関する公告を行い、選挙権を有する加入員（代議員の任期が終わる日の属する年の前年 12 月の掛金納付期日において、同年に掛金の納付を 1 月以上行った加入員とする。）が、各代議員候補者を信任しない場合にはその投票を行う方法をもって行う。

- 2 前項の投票は、加入員 1 人につき一票とし、各代議員候補者を信任しないとする投票を行った加入員の数に選挙権を有する加入員の数に 3 分の 1 に満たないときは、その代議員候補者は、代議員に選任されたものとする。
- 3 前項の規定により選任された代議員の数に定数に満たないときは、速やかに、第 1 項及び前項の規定により、当該不足数に相当する数の代議員の選任を行う。
- 4 代議員の任期満了による後任の代議員の選任は、代議員の任期が終わる日の前 90 日以内に第 1 項の投票がなされるように行うものとする。ただし、特別の事情がある場合には、代議員の任期が終わる日の後 20 日以内に投票がなされるよう行うことができる。
- 5 代議員に欠員を生じたときの補欠の代議員の選任は、第 1 項の規定にかかわらず、欠員を生じたとき以降において初めて招集される代議員会において、当該代議員会において加入員のうちから選任された選考委員で組織する代議員候補者選考委員会を選定した代議員候補者について議決する方法により、これを行う。

（代議員の選挙執行規程）

第 11 条 この規約に定めるもののほか、代議員の選任に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

（通常代議員会）

第 12 条 通常代議員会は、毎年 2 月及び 9 月に招集するのを常例とする。

（臨時代議員会）

第 13 条 理事長は、必要があるときは、いつでも臨時代議員会を招集することができる。

- 2 理事長は、代議員の定数の 3 分の 1 以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を提出して代議員会の招集を請求したときは、その請求のあった日から 20 日以内に臨時代議員会を招集しなければならない。

（代議員会招集の手続）

第 14 条 理事長は、代議員会を招集しようとするときは、急施を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して前 5 日目に当たる日が終わるまでに到達するように、代議員に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所（テレビ会議システムを用いる場合にはその方法を含む。）を示した招集状を送付するほか、これらの事項を公示しなければならない。

（定足数）

第 15 条 代議員会は、代議員の定数（第 17 条の規定により議決権を行使することができない代議員の数を除く。）の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

（代議員会の議事）

第 16 条 代議員会の議事は、法令及びこの規約に別段の定めがある場合を除き、出席し

た代議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。

2 代議員会の議長は、理事長をもって充てる。

3 規約の変更（基金令第5条各号に掲げる事項に係るものを除く。）の議事は、代議員の定数の3分の2以上の多数で決する。

4 代議員会においては、第14条の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができる。ただし、出席した代議員の3分の2以上の同意があった場合は、この限りでない。

（代議員の除斥）

第17条 代議員は、特別の利害関係のある事項については、その議事に加わることができない。ただし、代議員会の同意があった場合は、会議に出席して発言することができる。

（代理）

第18条 代議員会の代理出席は、第14条の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき賛否を明らかにした書面により、又は代議員会に出席する他の代議員によって行うものとする。

2 前項の規定による代理人は、5人以上の代議員を代理することができない。

（代議員会の延期又は続行）

第19条 代議員会においては、延期又は続行の決議をすることができる。この場合においては、第14条の規定を適用しない。

（代議員会の議決事項）

第20条 次の各号に掲げる事項は、代議員会の議決を経なければならない。

- 一 規約の変更
- 二 役員の解任
- 三 毎事業年度の予算及び事業計画
- 四 毎事業年度の決算及び業務報告
- 五 借入金
- 六 その他重要な事項

（代議員会の会議録）

第21条 代議員会の会議については、会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 開会の日時及び場所（テレビ会議システムを用いた場合にはその方法を含む。）
- 二 代議員の定数
- 三 出席した代議員の氏名（テレビ会議システムを用いた場合にはその旨を含む。）、書面の提出によって出席者とみなされた代議員の氏名並びに代理出席を委任した代議員の氏名及び第18条の規定により代理された代議員の氏名
- 四 議事の経過の要領
- 五 議決した事項及び可否の数
- 六 その他必要な事項

2 前項の会議録には、議長及び代議員会において定めた2人以上の代議員が署名しなければならない。

3 この基金は、第 1 項の会議録をこの基金の主たる事務所に備え付けて置かなければならない。

4 加入員及び加入員であった者は、この基金に対し、第 1 項の会議録の閲覧を請求することができる。この場合においては、この基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(代議員会の会議規則)

第 22 条 この規約に定めるもののほか、代議員会の運営に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

第 3 章 役員及び職員

(役員)

第 23 条 この基金に、役員として理事及び監事を置く。

(役員の数及び選任)

第 24 条 理事の定数は、20 人とし、その半数は代議員において互選し、他の半数は、代議員会において、基金の業務の適正な運営に必要な学識経験を有する者のうちから選挙する。

2 理事のうち 1 人を理事長とし、理事が選挙する。

3 理事のうち 1 人を常務理事とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。

4 理事のうち 1 人を年金及び一時金に充てるべき積立金（以下「積立金」という。）の管理及び運用に関する基金の業務を執行する理事（以下「運用執行理事」という。）とし、理事会の同意を得て理事長が指名する。

5 監事は、代議員会において、学識経験を有する者及び代議員のうちから、それぞれ 1 人を選挙する。

(役員任期)

第 25 条 役員任期は 3 年とする。ただし、補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の任期は、選任の日から起算する。ただし、選任が役員任期満了前に行われたときは、前任者の任期満了の日の翌日から起算する。

3 役員は、その任期が満了しても、後任の役員が就任するまでの間は、なお、その職務を行う。

(役員の解任)

第 26 条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、代議員会において 3 分の 2 以上の議決に基づき、解任することができる。ただし、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の選挙執行規程)

第 27 条 この規約に定めるもののほか、理事、監事及び理事長の選挙に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事会)

第 28 条 この基金に理事会を置き、理事をもって構成する。

- 2 理事会はテレビ会議システムを用いて行うことができる。

(理事会の招集)

第 29 条 理事長は、必要に応じ理事会を招集し、その議長となる。

- 2 理事長は、理事の定数の 3 分の 1 以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を理事長に提出して理事会の招集を請求したときは、その請求のあった日から 14 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、急施を要する場合を除き、開会の日の前日から起算して前 5 日目に当たる日が終わるまでに到達するように、理事に対して、会議に付議すべき事項、日時及び場所（テレビ会議システムを用いる場合にはその方法を含む。）を示した招集状を送付しなければならない。

(理事会の付議事項)

第 30 条 次の各号に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。

- 一 代議員会の招集及び代議員会に提出する議案
- 二 法第 123 条第 2 項の規定による理事長の専決処分（ただし、理事会の開催が困難な場合であって、法律改正等による一律の変更、加入員及び受給権者の権利義務に関わらない事項については、事後報告でよいものとする。）
- 三 事業運営の具体的方針
- 四 常務理事及び運用執行理事の選任及び解任
- 五 業務の執行に関する規程の制定及び改廃その他業務執行に関する事項で理事会において必要と認めたもの

(理事会の議事)

第 31 条 理事会は、理事の定数の半数以上が出席しなければ、議事を開き、議決をすることができない。

- 2 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 3 理事会に出席することのできない理事は、第 29 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知のあった事項につき、賛否の意見を明らかにした書面をもって、議決権を行使することができる。

(理事会の会議録)

第 32 条 理事会の会議については、第 21 条第 1 項及び第 2 項の規定を準用する。この場合において、「代議員」とあるのは、「理事」と読み替えるものとする。

(役員の職務)

第 33 条 理事長は、この基金を代表し、その業務を総理するとともに、理事会において決定する事項以外の事項について決定を行う。理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、常務理事がその職務を代理し、又はその職務を行い、常務理事に事故があるとき、又は常務理事が置かれていないときは、第 24 条第 1 項の規定により代議員会において選任する常勤の理事であって常務理事でないもの（以下「理事（常勤）」という。）が、理事長の職務を代理し、又はその職務を行う。

2 理事長は、別に定めるところにより、前項に規定する業務の一部を常務理事又は理事（常勤）に委任することができる。

3 常務理事及び理事（常勤）は、理事長を補佐し、業務を処理するほか、前項により理事長から委任を受けた業務を行う。

4 運用執行理事は、理事長を補佐し、積立金の管理及び運用に関する業務を執行する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は代議員会に意見を提出することができる。

6 監事は、この基金の業務を監査するほか、法第 125 条の 4 の規定により理事長が代表権を有しない事項について、学識経験を有する者のうちから選任された監事がこの基金を代表する。

7 監事が行う監査に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

(理事会の延期又は続行)

第 34 条 理事会においては、延期又は続行の決議をすることができる。この場合においては、第 29 条第 3 項の規定を適用しない。

(職員)

第 35 条 この基金の職員は、理事長が任免する。

2 前項に定めるもののほか、職員に関する給与、旅費その他必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(参与)

第 36 条 理事会の定めるところにより、参与若干名を置くことができる。

2 参与は、理事長の諮問に応じて基金の運営の重要な事項につき意見を述べることができる。

第 4 章 加入員

(加入員)

第 37 条 加入員は、法第 119 条の 4 第 2 項又は第 127 条第 2 項の規定により加入員の資格を取得した、この基金の加入員たる資格を有する者とする。

2 前項の加入員たる資格を有する者は、法第 7 条第 1 項第 1 号に規定する第一号被保険者（法第 89 条第 1 項（同条第 2 項の規定により適用しないこととされた場合を除く。第 39 条第 3 号において同じ。）、第 90 条第 1 項、第 90 条の 2 第 1 項から第 3 項まで、第 90

条の3第1項、国民年金法等の一部を改正する法律（平成16年法律第104号。以下「平成16年改正法」という。）附則第19条第1項若しくは第2項又は政府管掌年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成26年法律第64号。以下「平成26年改正法」という。）附則第14条第1項の規定によりその全額若しくはその一部の額につき保険料を納付することを要しないものとされている者及び農業者年金の被保険者を除く。）又は法附則第5条第1項の規定による被保険者（同項第2号に掲げる者に限る。以下「国民年金の高齢任意加入被保険者」という。）であって、この基金の地区内に住所を有する者若しくは同項の規定による被保険者（同項第3号に掲げる者に限る。以下「国民年金の在外任意加入被保険者」という。）であって、この基金の地区内に住所を有していた者とする。

（資格取得の時期）

第38条 法第119条の4第2項の規定によりその資格を取得した加入員はこの基金の成立の日に、法第127条第2項の規定によりその資格を取得した加入員は、この基金に加入の申出をした日に、加入員の資格を取得する。

2 前項の加入の申出をした日は、加入申出書（国民年金基金規則（平成2年厚生省令第58号。以下「基金規則」という。）第7条第1項に規定する申出書をいう。第41条において同じ。）をこの基金が受理した日とする。

3 第42条第1号に規定する老齢年金の全部若しくは一部が第50条に規定する11種類の年金単位の全部若しくは一部、又は第42条第3号に規定する特定老齢年金の全部若しくは一部が第63条の2に規定する5種類の年金単位の全部若しくは一部によって構成されている国民年金基金（第5項において単に「国民年金基金」という。）の加入員の資格を喪失した者は、当該資格を喪失して3月以内に、当該資格を喪失した基金（以下「従前加入基金」という。）における掛金の計算の基礎となった当該11種類（国民年金の高齢任意加入被保険者である加入員及び国民年金の在外任意加入被保険者である加入員であって60歳以上のもの（以下「特定加入員」という。）が従前加入基金の加入員の資格を喪失した場合にあっては、当該5種類）の年金単位に対応する掛金単位（第71条第2項に規定する掛金単位をいう。）による掛金での加入（以下「従前掛金での加入」という。）をこの基金に申し出ることができる。ただし、従前加入基金の加入員の資格を喪失した日から従前掛金での加入を申し出た日までの間に、前条に規定するこの基金の加入員たる資格を有する者でない期間がある場合、及び従前加入基金の加入員の資格を喪失した後、当該加入員であった者が60歳に達した場合は、この限りでない。

4 前項の申出をした者に係る第1項の加入の申出をした日は、第2項の規定にかかわらず、従前加入基金の加入員の資格を喪失した日とする。

5 震災、風水害その他これらに類する災害（理事長が指定したものに限る。以下この条において単に「災害」という。）のあった日に国民年金基金の加入員であった者であって、当該災害を理由として法第90条第1項第5号、法第90条の2第1項第3号、同条第2項第3号、同条第3項第3号、法第90条の3第1項第3号、平成16年改正法附則第19条第2項第3号及び平成26年改正法附則第14条第1項第3号の規定により保険料を納付することを要しない者とされたものは、第3項の規定にかかわらず、法第90条第1項、

法第 90 条の 2 第 1 項から第 3 項まで、法第 90 条の 3 第 1 項、平成 16 年改正法附則第 19 条第 2 項又は平成 26 年改正法附則第 14 条第 1 項の規定により指定された期間の最終月の翌月の初日から起算して 1 年以内に、従前掛金での加入をこの基金に申し出ることができる。

(諸手続の協力者)

第 38 条の 2 法附則第 5 条第 12 項の規定により加入しようとする者は、法、基金規則その他の法令及びこの規約に定める手続を本人に代わって行う等のため、国内に居住する親族等の協力者を定めなければならない。ただし、協力者となり得る親族等がない場合は、この限りでない。

2 前項の親族等の範囲は、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の親族であってこの基金が認めた者とする。

3 第 1 項の規定により協力者が定められたときは、当該協力者はこの規約に定める届出その他の手続を本人に代わって行うものとするとともに、この基金は、本人に対する通知、連絡その他の手続を当該協力者に対して行うことができるものとする。

(資格喪失の時期)

第 39 条 加入員は、次の各号のいずれかに該当するに至った日の翌日（第 1 号又は第 4 号に該当するに至ったときは、その日とし、第 3 号に該当するに至ったときは、当該保険料を納付することを要しないものとされた月の初日とする。）に加入員の資格を喪失する。

一 国民年金の被保険者の資格（国民年金の高齢任意加入被保険者である加入員及び国民年金の在外任意加入被保険者である加入員にあつては、法附則第 5 条第 1 項の規定による被保険者の資格）を喪失したとき、又は法第 7 条第 1 項第 2 号に規定する第二号被保険者若しくは法第 7 条第 1 項第 3 号に規定する第三号被保険者となったとき。

二 国民年金の在外任意加入被保険者である加入員以外の加入員にあつては、この基金の地区内に住所を有する者でなくなったとき。

三 法第 89 条第 1 項、第 90 条第 1 項、第 90 条の 2 第 1 項から第 3 項まで、第 90 条の 3 第 1 項、平成 16 年改正法附則第 19 条第 1 項若しくは第 2 項又は平成 26 年改正法附則第 14 条第 1 項の規定によりその全額若しくはその一部の額につき保険料を納付することを要しないものとされたとき。

四 農業者年金の被保険者となったとき。

五 この基金が解散したとき。

(国民年金の在外任意加入被保険者である加入員が 60 歳に達した際の手続等)

第 39 条の 2 国民年金の在外任意加入被保険者である加入員であつて 60 歳に達したものは、60 歳に達した日から 3 月以内に、第 63 条の 2 に規定する 5 種類の年金単位の全部又は一部を選択する旨を記載した届出をこの基金に提出しなければならない。この場合において、掛金の納付を停止する旨を希望する当該加入員は、特定基本 A 型の年金単位を選択する旨及び掛金の納付を停止する旨を記載した届出を提出しなければならない。

2 前項に規定する期間内に同項の届出があつたときは、当該届出は、60 歳に達した日に提出されたものとみなし、同項の届出を提出していない者は、60 歳に達した日に同項後

段に規定する届出を提出した加入員とみなす。

- 3 第1項後段に規定する届出を提出した加入員の60歳に達した日の属する月から65歳に達した日の属する月（60歳に達した日の属する月後に掛金の納付を開始する旨を記載した届出を提出した加入員にあっては、当該届出を提出した日の属する月）の前月までの各月に係る掛金は、第9章の規定にかかわらず、納付することを要しない。

（加入員期間の計算）

第40条 この基金の加入員の資格を取得した月にその資格を喪失した者は、その資格を取得した日にさかのぼって、加入員でなかったものとみなす。

- 2 死亡したことによりこの基金の加入員の資格を喪失した日の前日において、加入員の資格を喪失した日の属する月の前月までの加入員期間（法第130条第2項に規定する加入員期間をいう。以下同じ。）がない者は、その資格を取得した日にさかのぼって、加入員でなかったものとみなす。

（加入申出書等の様式）

第41条 加入申出書の様式並びに基金規則第8条から第11条までに規定する加入員の資格喪失等の届出及び基金規則第12条による加入員証再交付の申請に係る書類の様式については、別に定める。

第5章 給 付

第1節 通 則

（給付の種類）

第42条 この基金の行う給付は、次のとおりとする。

- 一 老齢年金
- 二 遺族一時金
- 三 特定老齢年金
- 四 特定遺族一時金

（裁定）

第43条 給付を受ける権利は、その権利を有する者（以下「受給権者」という。）の請求に基づいて、この基金が裁定する。

（端数処理）

第44条 給付を受ける権利を裁定する場合又は給付の額を改定する場合において、給付の額に50円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。ただし、法附則第9条の2若しくは法附則第9条の2の2又は国民年金法等の一部を改正する法律（平成6年法律第95号。以下「平成6年改正法」という。）附則第27条の規定による老齢基礎年金の受給権者（以下「老齢基礎年金繰上受給権者」という。）（第50条第2項に規定するⅢ型、Ⅳ型又はⅤ型に加入していた者を除く。）に係る第57条第1号、第57条の2第1号、第63条の8第1号又は第63条の8の2第1号の規定による給付の額に100円未満の端数が生じたときは、これを100円に切り上げるものとする。

- 2 給付の額を計算する過程において、1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

- 3 前2項の端数処理は、第52条に規定する基本年金の額又は第63条の4に規定する特定基本年金の額（これらの年金を同時に受給する権利がある者にあつては、その合算額。）及び第52条に規定する加算年金の額又は第63条の4に規定する特定加算年金の額（これらの加算年金を同時に受給する権利がある者にあつては、その合算額。）のそれぞれについて行うものとする。

（支給期間及び支払期月）

第45条 年金の支給は、年金を支給すべき事由が生じた月の翌月から始め、権利が消滅した月で終わるものとする。

- 2 年金は、第52条に規定する基本年金の額又は第63条の4に規定する特定基本年金の額（これらの年金を同時に受給する権利がある者にあつては、その合算額。）に応じ、次の表に定める支払期月に、それぞれその前月分までを支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであった年金又は権利が消滅した場合におけるその期の年金は、支払期月でない月であっても、支払うものとする。

金 額	12 万円以上	12 万円未満
支払期月	2 月、4 月、6 月、8 月、10 月 及び 12 月	2 月、4 月、6 月、8 月、10 月 又は 12 月

- 3 前項の規定による支払額に1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

- 4 毎年1月から12月までの間において前項の規定により切り上げた金額の合計額（1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）については、これを当該12月の支払期月の年金額から減算するものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、この限りでない。

- 一 当年1月から12月までの間における第2項の規定による支払額の合計額が裁定された年金額に満たない場合
- 二 当年1月分から11月分までの間に年金額の改定があつた場合（前年12月分以前に遡って年金額を改定する場合を除く。）

（未支給の給付）

第46条 受給権者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき給付でまだその者に支給しなかったものがあるときは、その者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹又はこれらの者以外の三親等内の親族であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものは、自己の名で、その未支給の給付の支給を請求することができる。

- 2 前項の場合において、死亡した受給権者が死亡前にその給付を請求していなかったときは、同項に規定する者は、自己の名で、その給付を請求することができる。
- 3 未支給の給付を受けるべき者の順位は、死亡した者の配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びこれらの者以外の三親等内の親族の順序とする。
- 4 未支給の給付を受けるべき同順位者が2人以上あるときは、その1人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その1人に対してした支給は、全員に対し

てしたものとみなす。

(年金の過誤払による返還金債権への充当)

第 46 条の 2 この基金が支給する年金の受給権者が死亡したためその受給権が消滅したにもかかわらず、その死亡の日の属する月の翌月以降の分として当該年金の過誤払が行われた場合において、当該過誤払による返還金に係る債権（以下この条において「返還金債権」という。）に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき一時金があるときは、当該一時金の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当することができる。

2 前項の規定によるこの基金が支給する年金の支払金の金額の過誤払による返還金への充当は、この基金が支給する年金の受給権者の死亡を支給事由とする基金が支給する一時金の受給権者が、当該年金の受給権者の死亡に伴う当該年金の支払金の金額の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者である場合に行うことができる。

(損害賠償請求権)

第 47 条 この基金は、死亡又はその直接の原因となった事故が第三者の行為によって生じた場合において、給付をしたときは、その給付の価額の限度で、受給権者が第三者に対して有する損害賠償の請求権を取得する。

2 前項の場合において、受給権者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、この基金は、その価額の限度で、給付を行う責を免れる。

(不正利得の徴収)

第 48 条 偽りその他不正の手段により給付を受けた者があるときは、この基金は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

(受給権の保護)

第 49 条 給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。
ただし、老齢年金又は特定老齢年金を受ける権利を国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さえる場合は、この限りでない。

(生存に関する書面の提出)

第 49 条の 2 老齢年金及び特定老齢年金の受給権者は、給付規程の定めるところにより、生存に関する書面を提出しなければならない。

(所在不明の届出等)

第 49 条の 3 老齢年金及び特定老齢年金の受給権者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者は、当該受給権者の所在が 1 月以上明らかでないときは、給付規程の定めるところにより、年金受給権者所在不明届をこの基金に提出しなければならない。

2 この基金は、前項の規定による届出が提出されたときには、給付規程の定めるところにより、当該受給権者に対し、生存に関する書面の提出を求めることができる。

3 前項の規定により同項に規定する書面の提出を求められた受給権者は、給付規程の定めるところにより、当該書面をこの基金に提出しなければならない。

第 2 節 老齢年金

(老齢年金の構成)

第 50 条 老齢年金は、年金単位を選択したときにおける年齢が 36 歳未満である者（年金単位を選択した日の属する月に当該年齢に達した者に限る。）についての基本年金の額

(次項において単に「年金単位ごとの基本年金の額」という。)、支給期間及び65歳に達した後に死亡した場合の遺族一時金の発生の有無(次項において単に「遺族一時金の発生の有無」という。)並びに一般加算年金(第59条に規定する一般加算年金をいう。次項において同じ。)の発生の有無により異なる11種類の年金単位により構成されるものとする。

- 2 前項に規定する11種類の年金単位は、基本型(基本A型、基本B型又は基本C型をいう。以下同じ。)の3種類及び付加型(A型、B型、C型、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型、Ⅳ型又はⅤ型をいう。以下同じ。)の8種類とし、それぞれ次表の定めるところによる。

年金単位の 種類	年金単位 ごとの基本 年金の額	支給期間	遺族一時金 の発生の 有無	一般加算 年金の発生の 有無
基本A型	24万円	65歳に達する日の属する月の翌月から死亡した日の属する月までの各月	有	有
基本B型	24万円	65歳に達する日の属する月の翌月から死亡した日の属する月までの各月	無	有
基本C型	36万円	65歳に達する日の属する月の翌月から死亡した日の属する月までの各月	無	無
A型	12万円	65歳に達する日の属する月の翌月から死亡した日の属する月までの各月	有	有
B型	12万円	65歳に達する日の属する月の翌月から死亡した日の属する月までの各月	無	有
C型	12万円	65歳に達する日の属する月の翌月から死亡した日の属する月までの各月	無	無
Ⅰ型	12万円	65歳に達する日の属する月の翌月から80歳に達する日又は死亡した日のいずれか早い日の属する月までの各月	有	有
Ⅱ型	12万円	65歳に達する日の属する月の翌月から75歳に達する日又は死亡した日のいずれか早い日の属する月までの各月	有	有
Ⅲ型	12万円	60歳に達する日の属する月の翌月から75歳に達する日又は死亡した日のいずれか早い日の属する月までの各月	有	有
Ⅳ型	12万円	60歳に達する日の属する月の翌月から70歳に達する日又は死亡した日のいずれか早い日の属する月までの各月	有	有
Ⅴ型	12万円	60歳に達する日の属する月の翌月から65歳に達する日又は死亡した日のいずれか早い日の属する月までの各月	有	有

(支給要件)

第51条 老齢年金は、加入員であった者(その加入員期間が特定加入員期間(加入員期間のうち特定加入員であった期間をいう。以下同じ。)のみであった者及び第66条の規定によりその現価相当額が連合会に交付された者を除く。)が、次の各号のいずれかに該当するときに、その者に支給する。

- 一 65 歳に達したとき。
- 二 法附則第 9 条の 2 若しくは法附則第 9 条の 2 の 2 又は平成 6 年改正法附則第 27 条の規定による老齢基礎年金の受給権を取得したとき。
- 三 60 歳に達したとき（Ⅲ型、Ⅳ型又はⅤ型に加入していた者に限る。）。

（年金額）

第 52 条 老齢年金の額は、基本年金の額と加算年金の額を合算した額とする。

（基本年金の額）

第 53 条 基本年金の額は、第 1 号に掲げる額と第 2 号に掲げる額を合算した額とする。ただし、それぞれの年金単位は、第 50 条第 2 項の表に定めた支給期間内に限り、算定の基礎とする。

- 一 次の表の第 1 欄及び第 2 欄に掲げる区分に応じ、第 3 欄に掲げる額（加入員（特定加入員を除く。以下この節及び第 3 節（第 59 条第 2 項を除く。）において同じ。）の資格を取得した日（従前掛金での加入をした者にあつては、従前加入基金において加入員の資格を取得した日とする。以下同じ。）の属する月にその日におけるその者の年齢又は次年齢に達した場合以外の場合にあつては、その日におけるその者の年齢、加入員の資格を取得した日及び基本型の年金単位の種類に応じて別表第 1 の 1 に定める額に、その日の属する月から次年齢に達した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額を加算するものとする。）に、その者が加入していた基本型の年金単位の一口ごとにその種類及び掛金の納付状況に応じて算定される給付率を乗じて得た額を合算した額
- 二 次の表の第 1 欄及び第 2 欄に掲げる区分に応じ、第 4 欄に掲げる額（加入員の資格を取得し、又は増口（第 73 条第 1 項に規定する増口をいう。以下第 63 条の 13 までにおいて同じ。）をした日（従前掛金での加入をした者にあつては、従前加入基金において加入員の資格を取得し、又は増口をした日とする。以下この条において同じ。）の属する月にその日におけるその者の年齢又は次年齢に達した場合以外の場合にあつては、その日におけるその者の年齢、加入員の資格を取得し、又は増口の申出をした日（従前掛金での加入をした者にあつては、従前加入基金において加入員の資格を取得し、又は増口の申出をした日とする。以下この条、第 55 条及び第 62 条において同じ。）及び付加型の年金単位の種類に応じて別表第 1 の 1 に定める額に、その日の属する月から次年齢に達した日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額を加算するものとする。）に、その者が加入していた付加型の年金単位の一口ごとにその種類及び掛金の納付状況に応じて算定される給付率を乗じて得た額を合算した額

加入員の資格を取得し、又は増口をした日における年齢	加入員の資格を取得し、又は増口の申出をした日	基本型の年金単位の額	付加型の年金単位の額
20 歳以上 36 歳未満である者（35 歳の者にあつては、その日の属する月に 35 歳に達した者に限る。）	平成 21 年 3 月 31 日以前	36 万円	12 万円
	平成 21 年 4 月 1 日以後	24 万円	
35 歳以上 46 歳未満である者（その日の属する月に 35	平成 16 年 3 月 31 日以前	36 万円	12 万円

歳に達した者を除き、45 歳の者にあつては、その日の属する月に 45 歳に達した者に限る。）	平成 16 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで	24 万円	6 万円
	平成 21 年 4 月 1 日以後	18 万円	6 万円
45 歳以上 51 歳未満である者(その日の属する月に 45 歳に達した者を除き、50 歳の者にあつては、その日の属する月に 50 歳に達した者に限る。)	平成 12 年 3 月 31 日以前	24 万円	12 万円
	平成 12 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日まで		6 万円
	平成 16 年 4 月 1 日以後	12 万円	
50 歳以上 55 歳未満である者(その日の属する月に 50 歳に達した者を除く。)	平成 12 年 3 月 31 日以前	12 万円	12 万円
	平成 12 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日まで		6 万円
	平成 16 年 4 月 1 日以後	加入員の資格を取得した日、年金単位の種類及び加入員の資格を取得した日の属する月の末日における年齢（月単位で区分するものとする。）に応じ別表第 1 の 2 に定める額	加入員の資格を取得し、又は増口の申出をした日、年金単位の種類及び加入員の資格を取得し、又は増口をした日の属する月の末日における年齢（月単位で区分するものとする。）に応じ別表第 1 の 2 に定める額
55 歳以上である者	全期間	加入員の資格を取得した日、年金単位の種類及び加入員の資格を取得した日の属する月の末日における年齢（月単位で区分するものとする。）に応じ別表第 1 の 2 に定める額	加入員の資格を取得し、又は増口の申出をした日、年金単位の種類及び加入員の資格を取得し、又は増口をした日の属する月の末日における年齢（月単位で区分するものとする。）に応じ別表第 1 の 2 に定める額

第 54 条 削除

（給付率）

第 55 条 第 53 条の給付率は、加入していた年金単位の一口ごとに、当該年金単位に加入した日の属する月から 60 歳に達する日の属する月の前月まで掛金が納付されたとした場合の掛金の元利合計額に対する納付された掛金の元利合計額の比率として、第 1 号に定める数を第 2 号に定める数で除して得た率(小数点以下第 5 位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た率) とする。

一 加入員の資格を取得し、又は増口の申出をした日に応じ、各掛金納付月について、当

該納付月の末日における年齢ごとに別表第2の1に定める数を、合算した数

- 二 加入員の資格を取得し、又は増口の申出をした日に応じ、当該年金単位に加入した日の属する月から60歳に達する日の属する月の前月までの各月について、各月の末日における年齢ごとに別表第2の1に定める数を、合算した数

(従前掛金での加入者の基本年金の額)

第56条 従前掛金での加入をした者について基本年金の額を計算するときは、従前加入基金において掛金の計算の基礎とされていた年金単位の一一口ごとについてのそれぞれ加入した月を、この基金において当該年金単位に加入した月とみなして算定するものとする。

(老齢基礎年金繰上受給権者に対する基本年金)

第57条 法附則第9条の2又は平成6年改正法附則第27条の規定による老齢基礎年金の受給権者に対する基本年金の額は、第53条から前条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間ごとにそれぞれ当該各号に定める額とし、その者が65歳に達する日の属する月の翌月から老齢年金の額を改定する。

- 一 老齢基礎年金の繰上げを請求した日の属する月の翌月から65歳に達する日の属する月まで 200円(平成6年改正法附則第27条の規定による老齢基礎年金の受給権者にあつては、その者について国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(平成6年政令第348号。以下「経過措置政令」という。)第16条の2の規定の例により算定した率を200円に乘じて得た額)に減額率(1000分の4に法附則第9条の2又は平成6年改正法附則第27条の規定による老齢基礎年金の受給権者が老齢基礎年金の支給の繰上げを請求した日の属する月からその者が65歳に達する日の属する月の前月までの月数を乘じて得た率をいう。次号及び第63条の8において同じ。)を乘じて得た額を200円(平成6年改正法附則第27条の規定による老齢基礎年金の受給権者にあつては、その者について経過措置政令第16条の2の規定の例により算定した率を200円に乘じて得た額)から減じた額に1円を加えた額に加入員期間(特定加入員期間を除く。次号において同じ。)の月数を乘じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。)と加入していた年金単位(Ⅲ型、Ⅳ型又はⅤ型に限る。)について第53条第2号の規定により算定(前条の規定によりみなされて算定される場合を含む。)した額を合算した額

- 二 65歳に達する日の属する月の翌月以降 第53条から前条までの規定により算定した額から、200円(平成6年改正法附則第27条の規定による老齢基礎年金の受給権者にあつては、その者について経過措置政令第16条の2の規定の例により算定した率を200円に乘じて得た額)に減額率を乘じて得た額に加入員期間の月数を乘じて得た額を控除した額(1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。)

第57条の2 法附則第9条の2の2の規定による老齢基礎年金の受給権者に対する基本年金の額は、第53条から第56条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間ごとにそれぞれ当該各号に定める額とし、その者が65歳に達する日の属する月の翌月から老齢年金の額を改定する。

- 一 老齢基礎年金の繰上げを請求した日の属する月の翌月から65歳に達する日の属する月まで 200円に国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)第12条の3の規定によ

り算定した率を乗じて得た額に減額率（1000 分の 4 に法附則第 9 条の 2 の 2 第 1 項に規定する者が老齢基礎年金の支給の繰上げを請求した日の属する月からその者が 65 歳に達する日の属する月の前月までの月数を乗じて得た率をいう。次号及び第 63 条の 8 の 2 において同じ。）を乗じて得た額を、200 円に同令第 12 条の 3 の規定により算定した率を乗じて得た額から減じた額に 1 円を加えた額に加入員期間（特定加入員期間を除く。次号において同じ。）の月数を乗じて得た額（1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。）と加入していた年金単位（Ⅲ型、Ⅳ型又はⅤ型に限る。）について第 53 条第 2 号の規定により算定（第 56 条の規定によりみなされて算定される場合を含む。）した額を合算した額

二 65 歳に達する日の属する月の翌月以降 第 53 条から第 56 条までの規定により算定した額から、200 円に国民年金法施行令第 12 条の 3 の規定により算定した率を乗じて得た額に減額率を乗じて得た額に加入員期間の月数を乗じて得た額を控除した額（1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。）

（加算年金の額）

第 58 条 加算年金の額は、一般加算年金の額とする。

（一般加算年金）

第 59 条 一般加算年金は、基本年金を受けている者（老齢基礎年金繰上受給権者（65 歳未満の者であって、Ⅲ型、Ⅳ型又はⅤ型のいずれにも加入していなかった者に限る。）及び基本Ⅲ型又はⅢ型のみ加入していた者を除く。）であって、指定日（65 歳に達した日（Ⅲ型、Ⅳ型又はⅤ型に加入していた者にあつては、60 歳に達した日）及び同日から起算した一年ごとの同日に相当する日をいう。以下同じ。）に生存している者に、第 45 条第 1 項の規定にかかわらず、指定日の属する月分として支給する。

2 一般加算年金の額は、毎事業年度末日において翌事業年度以降において給付に充てることとされた剰余金（第 83 条によりその規定によるものとされた国民年金基金及び国民年金基金連合会の財務及び会計に関する省令（平成 3 年厚生省令第 9 号。以下「財務会計省令」という。）第 17 条第 1 項の規定により翌事業年度以降において給付に充てなければならないこととされたものをいい、一般加算年金及び第 63 条の 10 第 1 項に規定する特定一般加算年金に充てるものに限る。）を年金単位（第 63 条の 2 に規定する年金単位を含み、基本Ⅲ型及びⅢ型を除く。）の種類ごとに、この基金の責任準備金の総額に対する各加入員に係る責任準備金の割合を基準として各加入員に割り当て、そのうちの特定加入員以外の各加入員に割り当てた金額を、同日における年齢及び年金単位の種類に応じて別表第 4 に定める率で除して得た額を、次項に定めるところにより合算した額とする。

3 一般加算年金の受給権者の年齢が次の表の左欄に定めるものである間の一般加算年金の額は、それぞれ同表の中欄に定めるところにより算定するものとし、その者が同表の右欄に定める年齢に達したときから、一般加算年金の額を改定する。

60 歳以上 65 歳未満	Ⅲ型、Ⅳ型及びⅤ型についてそれぞれ計算した額を合算した額	65 歳
------------------	------------------------------	------

65 歳以上 70 歳未満	基本 A 型、基本 B 型、A 型、B 型、Ⅰ 型、Ⅱ 型、Ⅲ 型及びⅣ 型についてそれぞれ計算した額を合算した額	70 歳
70 歳以上 75 歳未満	基本 A 型、基本 B 型、A 型、B 型、Ⅰ 型、Ⅱ 型及びⅢ 型についてそれぞれ計算した額を合算した額	75 歳
75 歳以上 80 歳未満	基本 A 型、基本 B 型、A 型、B 型及びⅠ 型についてそれぞれ計算した額を合算した額	80 歳
80 歳以上	基本 A 型、基本 B 型、A 型及び B 型についてそれぞれ計算した額を合算した額	—

(失権)

第 60 条 老齢年金を受ける権利は、受給権者が死亡したときは、消滅する。

第 3 節 遺族一時金

(支給要件)

第 61 条 遺族一時金は、この基金が年金の支給の義務を負っている加入員又は加入員であった者が、次の各号のいずれかに該当するときに、その者の遺族に支給する。

- 一 加入員又は加入員であった者が死亡したとき。ただし、基本年金の支給を受けたことがある者が死亡したときは、この限りでない。
- 二 基本年金の受給権者（基本 B 型若しくは基本 C 型又は B 型若しくは C 型の年金単位のみに参加していた者を除く。次条第 2 項において同じ。）が、保証期間の終了する月（基本 A 型、A 型及びⅠ 型の年金単位については 80 歳に達する日の属する月を、Ⅱ 型及びⅢ 型の年金単位については 75 歳に達する日の属する月を、Ⅳ 型の年金単位については 70 歳に達する日の属する月を、Ⅴ 型の年金単位については 65 歳に達する日の属する月をいう。次条第 2 項において同じ。）の前月の末日までに死亡したとき。

(遺族一時金の額)

第 62 条 65 歳未満の者が死亡した場合の遺族一時金の額は、年金単位（60 歳以上の者が死亡した場合にあつては、Ⅲ 型、Ⅳ 型及びⅤ 型を除く。）の一口ごとに計算した基本年金額（基本型の年金単位については第 53 条第 1 項第 1 号の規定により算定（第 56 条の規定によりみなされて算定される場合を含む。）した額とし、付加型の年金単位については第 53 条第 1 項第 2 号の規定により算定（第 56 条の規定によりみなされて算定される場合を含む。）した、同号において合算される前の一口ごとの額とする。以下この条において同じ。）に死亡した日におけるその者の年齢、加入員の資格を取得し、又は増口の申出をした日及び年金単位の種類に応じて別表第 5 に定める率を乗じて得た額（基本 B 型、基本 C 型、B 型又は C 型の年金単位については、0 円）を、合算した額とする。ただし、その者が 60 歳以上であつてⅢ 型、Ⅳ 型又はⅤ 型の年金単位に参加していた者である場合には、死亡日の属する月の翌月から起算して、Ⅲ 型については 75 歳、Ⅳ 型については 70 歳、Ⅴ 型については 65 歳にそれぞれ達する日の属する月までの月数及び加入員の資格を取得し、又は増口の申出をした日に応じ別表第 6 に定める率（同表により算定される率を含む。次項において同じ。）を当該加入していた年金単位の一人口ごとの基本年金額に乘じて得た額を、これに加算するものとする。

2 基本年金の受給権者（65 歳未満の者を除く。）が死亡した場合の遺族一時金の額は、死亡日の属する月の翌月から起算して年金単位（基本 B 型、基本 C 型、B 型及び C 型を除く。）の一口ごとに、その保証期間の終了する月までの月数及び加入員の資格を取得し、又は増口の申出をした日に応じ別表第 6 に定める率を、年金単位の一口ごとの基本年金額に乗じて得た額を、合算した額とする。

3 第 1 項又は前項の規定により計算した額（同一の死亡を支給事由とする遺族一時金及び特定遺族一時金が支給される場合にあつては、第 1 項又は前項の規定により計算した額に、第 63 条の 13 第 1 項又は第 2 項の規定により計算した額を合算した額）が 1 万円に満たないときは、これを 1 万円（同一の死亡を支給事由とする遺族一時金及び特定遺族一時金が支給される場合にあつては、1 万円から第 63 条の 13 第 1 項又は第 2 項の規定により計算した額を控除した額）とする。

（遺族）

第 63 条 遺族一時金を受けることができる遺族は、死亡した加入員又は加入員であつた者の配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹であつて、その者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたものとする。

2 遺族一時金を受けることができる遺族の順位は、前項に規定する順序による。

3 遺族一時金を受けることができる同順位者が 2 人以上あるときは、その 1 人のした請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その 1 人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

第 4 節 特定老齢年金

（特定老齢年金の構成）

第 63 条の 2 特定老齢年金は、年金単位を選択したときにおける年齢が 60 歳である者（年金単位を選択した日の属する月に当該年齢に達した者に限る。）についての特定基本年金の額（次項において「年金単位ごとの特定基本年金の額」という。）、支給期間及び 65 歳に達した後に死亡した場合の特定遺族一時金の発生の有無（次項において単に「特定遺族一時金の発生の有無」という。）により異なる 5 種類の年金単位により構成されるものとする。

2 前項に規定する 5 種類の年金単位は、特定基本型（特定基本 A 型又は特定基本 B 型をいう。以下同じ。）の 2 種類及び特定付加型（特定 A 型、特定 B 型又は特定 I 型をいう。以下同じ。）の 3 種類とし、それぞれ次表の定めるところによる。

年金単位 の種類	年金単位 ごとの 特定基本 年金の額	支給期間	特定遺族 一時金の 発生の有無	特定一般加算年金 （第 63 条の 10 に 規定する特定一般 加算年金をいう。） の発生の有無
特定基本 A 型	6 万円	65 歳に達する日の属する月 の翌月から死亡した日の属 する月までの各月	有	有
特定基本 B 型	6 万円	65 歳に達する日の属する月 の翌月から死亡した日の属	無	有

		する月までの各月		
特定A型	3万円	65歳に達する日の属する月の翌月から死亡した日の属する月までの各月	有	有
特定B型	3万円	65歳に達する日の属する月の翌月から死亡した日の属する月までの各月	無	有
特定I型	3万円	65歳に達する日の属する月の翌月から80歳に達する日又は死亡した日のいずれか早い日の属する月までの各月	有	有

(支給要件)

第63条の3 特定老齢年金は、特定加入員であった者が、次の各号のいずれかに該当するときに、その者に支給する。

- 一 65歳に達したとき。
- 二 法附則第9条の2若しくは法附則第9条の2の2又は平成6年改正法附則第27条の規定による老齢基礎年金の受給権を取得したとき。

(年金額)

第63条の4 特定老齢年金の額は、特定基本年金の額と特定加算年金の額を合算した額とする。

(特定基本年金の額)

第63条の5 特定基本年金の額は、第1号に掲げる額と第2号に掲げる額を合算した額とする。ただし、それぞれの年金単位は、第63条の2第2項の表に定めた支給期間内に限り、算定の基礎とする。

- 一 特定加入員の資格を取得した日（従前掛金での加入をした者にあつては、従前加入基金において特定加入員の資格を取得した日とし、第39条の2第1項に規定する届出を提出した者にあつては、60歳に達した日とする。以下この号において同じ。）、年金単位の種類及び特定加入員の資格を取得した日の属する月の末日における年齢（月単位で区分するものとする。）に応じ別表第1の3に定める額に、その者が加入していた特定基本型の年金単位の一一口ごとにその種類及び掛金の納付状況に応じて算定される給付率を乗じて得た額を合算した額
- 二 特定加入員の資格を取得し、又は増口の申出をした日（従前掛金での加入をした者にあつては、従前加入基金において特定加入員の資格を取得し、又は増口の申出をした日とし、第39条の2第1項に規定する届出を提出した者にあつては、60歳に達した日又は増口の申出をした日とする。以下この条、次条及び第63条の13において同じ。）、年金単位の種類及び特定加入員の資格を取得し、又は増口の申出をした日の属する月の末日における年齢（月単位で区分するものとする。）に応じ別表第1の3に定める額に、その者が加入していた特定付加型の年金単位の一一口ごとにその種類及び掛金の納付状況に応じて算定される給付率を乗じて得た額を合算した額

(給付率)

第63条の6 前条の給付率は、加入していた年金単位の一一口ごとに、当該年金単位に加入

した日の属する月から 65 歳に達する日の属する月の前月まで掛金が納付されたとした場合の掛金の元利合計額に対する納付された掛金の元利合計額の比率として、第 1 号に定める数を第 2 号に定める数で除して得た率(小数点以下第 5 位未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た率)とする。

- 一 特定加入員の資格を取得し、又は増口の申出をした日に応じ、各掛金納付月について、当該納付月の末日における年齢ごとに別表第 2 の 2 に定める数を、合算した数
- 二 特定加入員の資格を取得し、又は増口の申出をした日に応じ、当該年金単位に加入した日の属する月から 65 歳に達する日の属する月の前月までの各月について、各月の末日における年齢ごとに別表第 2 の 2 に定める数を、合算した数
(従前掛金での加入者の特定基本年金の額)

第 63 条の 7 従前掛金での加入をした者について特定基本年金の額を計算するときは、従前加入基金において掛金の計算の基礎とされていた年金単位の一口ごとについてのそれぞれ加入した月を、この基金において当該年金単位に加入した月とみなして算定するものとする。

(老齢基礎年金繰上受給権者に対する特定基本年金)

第 63 条の 8 法附則第 9 条の 2 又は平成 6 年改正法附則第 27 条の規定による老齢基礎年金の受給権者に対する特定基本年金の額は、第 63 条の 5 から前条までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間ごとにそれぞれ当該各号に定める額とし、その者が 65 歳に達する日の属する月の翌月から特定老齢年金の額を改定する。

- 一 老齢基礎年金の繰上げを請求した日の属する月の翌月から 65 歳に達する日の属する月まで 200 円(平成 6 年改正法附則第 27 条の規定による老齢基礎年金の受給権者にあつては、その者について経過措置政令第 16 条の 2 の規定の例により算定した率を 200 円に乗じて得た額)に減額率を乗じて得た額を 200 円(平成 6 年改正法附則第 27 条の規定による老齢基礎年金の受給権者にあつては、その者について経過措置政令第 16 条の 2 の規定の例により算定した率を 200 円に乗じて得た額)から減じた額に 1 円を加えた額に特定加入員期間の月数を乗じて得た額(1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。)
- 二 65 歳に達する日の属する月の翌月以降 第 63 条の 4 から前条までの規定により算定した額から、200 円(平成 6 年改正法附則第 27 条の規定による老齢基礎年金の受給権者にあつては、その者について経過措置政令第 16 条の 2 の規定の例により算定した率を 200 円に乗じて得た額)に減額率を乗じて得た額に特定加入員期間の月数を乗じて得た額を控除した額(1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。)

第 63 条の 8 の 2 法附則第 9 条の 2 の 2 の規定による老齢基礎年金の受給権者に対する特定基本年金の額は、第 63 条の 5 から第 63 条の 7 までの規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間ごとにそれぞれ当該各号に定める額とし、その者が 65 歳に達する日の属する月の翌月から特定老齢年金の額を改定する。

- 一 老齢基礎年金の繰上げを請求した日の属する月の翌月から 65 歳に達する日の属する月まで 200 円に国民年金法施行令第 12 条の 3 の規定により算定した率を乗じて得た

額に減額率を乗じて得た額を、200 円に同令第 12 条の 3 の規定により算定した率を乗じて得た額から減じた額に 1 円を加えた額に特定加入員期間の月数を乗じて得た額（1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。）

二 65 歳に達する日の属する月の翌月以降 第 63 条の 5 から第 63 条の 7 までの規定により算定した額から、200 円に国民年金法施行令第 12 条の 3 の規定により算定した率を乗じて得た額に減額率を乗じて得た額に特定加入員期間の月数を乗じて得た額を控除した額（1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。）

（特定加算年金の額）

第 63 条の 9 特定加算年金の額は、特定一般加算年金の額とする。

（特定一般加算年金）

第 63 条の 10 特定一般加算年金は、特定基本年金を受けている者であつて、指定日（65 歳に達した日及び同日から起算した一年ごとの同日に相当する日をいう。以下同じ。）に生存している者に、第 45 条第 1 項の規定にかかわらず、指定日の属する月分として支給する。

2 特定一般加算年金の額は、毎事業年度末日において翌事業年度以降において給付に充てることとされた剰余金（第 83 条によりその規定によるものとされた財務会計省令第 17 条第 1 項の規定により翌事業年度以降において給付に充てなければならないこととされたものをいい、一般加算年金及び特定一般加算年金に充てるものに限る。）を年金単位（第 50 条に規定する年金単位（基本 C 型及び C 型を除く。）を含む。）の種類ごとに、この基金の責任準備金の総額に対する各加入員に係る責任準備金の割合を基準として各加入員に割り当て、そのうちの各特定加入員に割り当てた金額を、同日における年齢及び年金単位の種類に応じて別表第 4 に定める率で除して得た額を、次項に定めるところにより合算した額とする。

3 特定一般加算年金の受給権者の年齢が次の表の左欄に定めるものである間の特定一般加算年金の額は、それぞれ同表の中欄に定めるところにより算定するものとし、その者が同表の右欄に定める年齢に達したときから、特定一般加算年金の額を改定する。

65 歳以上 80 歳未満	特定基本 A 型、特定基本 B 型、特定 A 型、特定 B 型及び特定 I 型についてそれぞれ計算した額を合算した額	80 歳
80 歳以上	特定基本 A 型、特定基本 B 型、特定 A 型及び特定 B 型についてそれぞれ計算した額を合算した額	—

（準用規定）

第 63 条の 11 第 60 条の規定は、特定老齢年金について準用する。

第 5 節 特定遺族一時金

（支給要件）

第 63 条の 12 特定遺族一時金は、この基金が年金の支給の義務を負っている特定加入員又は特定加入員であつた者が、次の各号のいずれかに該当するときに、その者の遺族に支給する。

一 特定加入員又は特定加入員であった者が死亡したとき。ただし、特定基本年金の支給を受けたことがある者が死亡したときは、この限りでない。

二 特定基本年金の受給権者（特定基本B型又は特定B型の年金単位のみ加入到していた者を除く。次条第2項において同じ。）が、保証期間の終了する月（特定基本A型、特定A型及び特定I型の年金単位については80歳に達する日の属する月をいう。次条第2項において同じ。）の前月の末日までに死亡したとき。

（特定遺族一時金の額）

第63条の13 65歳未満の者が死亡した場合の特定遺族一時金の額は、年金単位の一口ごとに計算した特定基本年金の額（特定基本型の年金単位については第63条の5第1項第1号の規定により算定（第63条の7の規定によりみなされて算定される場合を含む。）した額とし、特定付加型の年金単位については第63条の5第1項第2号の規定により算定（第63条の7の規定によりみなされて算定される場合を含む。）した、同号において合算される前の一口ごとの額とする。以下この条において同じ。）に死亡した日におけるその者の年齢、特定加入員の資格を取得し、又は増口の申出をした日及び年金単位の種類に応じて別表第5に定める率を乗じて得た額（特定基本B型及び特定B型の年金単位については、0円）を、合算した額とする。

2 特定基本年金の受給権者が死亡した場合の特定遺族一時金の額は、死亡日の属する月の翌月から起算して年金単位（特定基本B型及び特定B型を除く。）の一口ごとに、その保証期間の終了する月までの月数及び特定加入員の資格を取得し、又は増口の申出をした日に応じ別表第6に定める率を、年金単位の一口ごとの特定基本年金の額に乘じて得た額を、合算した額とする。

3 第1項又は前項の規定により計算した額が1万円に満たないとき（同一の死亡を支給事由とする遺族一時金及び特定遺族一時金が支給される場合を除く。）は、これを1万円とする。

（準用規定）

第63条の14 第63条の規定は、特定遺族一時金について準用する。

第6章 福祉施設

（福祉施設）

第64条 この基金は、加入員及び加入員であった者の福祉を増進するため、必要な施設をすることができる。

2 前項の事業を行うときは、福祉施設に関する規定を設け、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

第7章 中途脱退者

（中途脱退者）

第65条 中途脱退者とは、加入員（国民年金の高齢任意加入被保険者である加入員及び国民年金の在外任意加入被保険者である加入員を除く。）の資格を喪失した者であって、この基金に加入していた期間（国民年金の高齢任意加入被保険者である加入員であった期

間及び国民年金の在外任意加入被保険者である加入員であつた期間を除く。)が15年に満たないものをいう。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める者は中途脱退者としな^い。
 - 一 加入員の資格を喪失した日から起算して1月を経過する前に加入員の資格を取得した者
 - 二 60歳に達することにより加入員の資格を喪失した者
 - 三 死亡により加入員の資格を喪失した者(現価相当額の交付)

第66条 この基金は、中途脱退者の加入員期間に係る年金の現価に相当する額(以下「現価相当額」という。)を、国民年金基金連合会(以下「連合会」という。)に交付する。
(再加入者)

第67条 この基金は、中途脱退者が再びこの基金の加入員(国民年金の高齢任意加入被保険者である加入員及び国民年金の在外任意加入被保険者である加入員を除く。)となつたときは、連合会に対し、当該中途脱退者に係る年金の現価相当額の交付を請求するものとする。

- 2 この基金は、前項の規定により現価相当額の交付を受けたときは、当該交付金を原資として、連合会が当該中途脱退者に対して支給の義務を負っていた年金又は一時金の給付を、第5章に規定する給付に加えて行うものとする。
(現価相当額の計算)

第68条 前2条に規定する現価相当額については、基金令第47条の定めるところにより計算するものとする。

第8章 信託、保険及び共済契約並びに業務の委託及び受託

(信託、保険又は共済契約)

第69条 この基金は、法第128条第3項及び基金令第30条第1項の規定に基づき、給付に要する費用及び積立金の運用に関し、信託会社(信託業務を営む銀行を含む。以下同じ。)と自己を受益者とする年金信託契約を、生命保険会社と自己を保険金受取人とする年金保険契約を、又は全国共済農業協同組合連合会若しくは全国共済水産業協同組合連合会と自己を共済金受取人とする年金共済契約をそれぞれ締結することとし、当該契約に係る信託金、保険料又は共済掛金の払込割合及び基金に支払うべき支払金、保険金又は共済金の負担割合は、それぞれ別表第7に定める割合とする。

- 2 この基金は、前項に規定する生命保険会社との年金保険契約に特別勘定を付加することができるものとする。
- 3 第1項の信託契約の内容は、基金令第18条第1項第1号に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。
 - 一 基金に支払うべき支払金は、次に掲げる場合に支払うものとする。
 - ア 加入員若しくは加入員であつた者又はこれらの者の遺族が、この基金の規約に定める給付(第98条第2項又は第3項の拠出金に対応する部分の給付を除く。)を受けられることができるとき。

イ この基金が、連合会に対して法第 137 条の 17 第 1 項の規定に基づき中途脱退者に係る年金の現価相当額（第 98 条第 2 項又は第 3 項の拠出金に対応する部分の額を除く。）の交付を行うとき。

ウ 財務会計省令第 4 条第 2 項の規定により運用収益の一部を受けるとき。

二 信託金と支払金とは相殺しないものであること。

4 第 1 項及び第 2 項の保険契約の内容は、基金令第 18 条第 2 項第 1 号に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。

一 基金に支払うべき保険金は、次に掲げる場合に支払うものとする。

ア 加入員若しくは加入員であった者又はこれらの者の遺族が、この基金の規約に定める給付（第 98 条第 2 項又は第 3 項の拠出金に対応する部分の給付を除く。）を受けるとき。

イ この基金が、連合会に対して法第 137 条の 17 第 1 項の規定に基づき中途脱退者に係る年金の現価相当額（第 98 条第 2 項又は第 3 項の拠出金に対応する部分の額を除く。）の交付を行うとき。

二 配当金又は分配金の支払は、財務会計省令第 4 条第 2 項の規定により運用収益の一部を受けるときに行われるものであること。

三 保険期間の始期は、保険契約の成立した日とするものであること。

四 保険料と保険金とは相殺しないものであること。

5 第 1 項の共済契約の内容は、基金令第 18 条第 2 項第 1 号に規定するもののほか、次の各号に該当するものでなければならない。

一 基金に支払うべき共済金は、次に掲げる場合に支払うものとする。

ア 加入員若しくは加入員であった者又はこれらの者の遺族が、この基金の規約に定める給付（第 98 条第 2 項又は第 3 項の拠出金に対応する部分の給付を除く。）を受けるとき。

イ この基金が、連合会に対して法第 137 条の 17 第 1 項の規定に基づき中途脱退者に係る年金の現価相当額（第 98 条第 2 項又は第 3 項の拠出金に対応する部分の額を除く。）の交付を行うとき。

二 割戻金の支払は、財務会計省令第 4 条第 2 項の規定により運用収益の一部を受けるときに行われるものであること。

三 共済期間の始期は、共済契約の成立した日とするものであること。

四 共済掛金と共済金とは相殺しないものであること。

6 第 1 項及び第 2 項の契約に係る信託金、保険料又は共済掛金の払込以外の理由によって、当該契約に係る資産の額を変更することができるものとする。

（業務の委託）

第 70 条 この基金は、別表第 8 に掲げる金融機関等に、加入員たる資格を有する者に対する加入勧奨の事務を委託する。

2 この基金は、連合会に、次の各号に掲げる事務を委託する。

一 掛金の業務に関する事務

- 二 給付の業務に関する事務
- 三 加入員の資格に関する事務
- 四 年金数理に関する事務
- 五 国民年金保険料の納付委託に関する事務
- 六 加入員又は加入員であった者に関する情報の収集、整理又は分析に関する事務
- 七 その他前各号に付随する業務に関する事務
(業務の受託)

第 70 条の 2 この基金は、確定拠出年金法（平成 13 年法律第 88 号）第 77 条第 1 項の規定により、連合会から、届出の入力に関する事務、通知書の送付に関する事務、相談及び照会に関する事務並びにこれらに付随する事務を受託することができる。

第 9 章 費用の負担

(掛金)

第 71 条 この基金は、年金及び一時金に関する事業に要する費用に充てるため、年金の額の計算の基礎となる各月につき、掛金を徴収する。

- 2 前項の掛金の額は、加入員がその資格を取得した日（第 39 条の 2 第 1 項に規定する届出を提出した者にあつては、60 歳に達した日とする。以下同じ。）におけるその者の年齢、加入員の資格を取得した日、性別及び加入する年金単位の種類に応じ（性別については、加入員の資格を取得した日が平成 12 年 4 月 1 日以後の場合に限る。）別表第 9 の 1 又は別表第 9 の 3 に定める額のうちから加入員が選択した年齢別の掛金額（以下「掛金単位」という。）を合算することにより算定するものとする。
- 3 従前掛金での加入をした者の掛金の額は、前項の規定にかかわらず、従前加入基金において掛金の計算の基礎とされていた掛金単位を合算することにより算定することができる。

(掛金の前納)

第 72 条 加入員は、4 月から翌年 3 月までの期間中の複数月分の掛金を前納することができる。

- 2 前項の場合において、12 月分の掛金を前納するときに前納すべき額は、1 か月分の掛金額に 11.90 を乗じて得た額とする。この場合において、前納すべき額に 50 銭未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数が生じたときは、これを 1 円に切り上げるものとする。
- 3 第 1 項の規定により前納された掛金について加入員期間を計算する場合においては、前納に係る期間の翌々月の 1 日が経過した際に、それぞれの月の掛金が納付されたものとみなす。
- 4 第 1 項の規定により掛金を前納した後、前納に係る期間の経過前において加入員がその資格を喪失した場合においては、その者（死亡により加入員の資格を喪失した場合においては、その者の相続人）の請求に基づき、前納した掛金の額から 1 か月分の掛金に経過した月数を乗じて得た額を控除した額に相当する額を還付する。
- 5 前 4 項及び第 76 条第 2 項に定めるもののほか、掛金の前納について必要な事項は、理

事会の議決を経て別に定める。

(掛金の額の変更の申出)

第 73 条 加入員は、掛金単位を増やし（以下「増口」という。）、又は減らすこと（以下「減口」という。）による掛金の額の変更を、毎月、その月の末日までにこの基金に申し出ることができる。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 C型の掛金単位を増やすこと。

二 基本型の掛金単位を減らすこと。

三 前条第 1 項の規定に基づく前納に係る期間の各月分の掛金単位を減らすこと。

2 第 74 条第 2 項の規定により掛金の額の上限が変わることによる増口の申出は、前項（ただし書を除く。）の規定にかかわらず、当該上限が変わる月分以降について行うことができる。

3 増口をした場合の変更後の掛金の額は、加入員が増口をすることにより掛金の額が変更される月の初日におけるその者の年齢、増口の申出をした日、性別及び加入する年金単位の種類に応じ（性別については、増口の申出をした日が平成 12 年 4 月 1 日以後の場合に限る。）別表第 9 の 2 又は別表第 9 の 4 に定める額のうちから加入員が選択した掛金単位を合算した額と従前の掛金の額とを合算することにより算定するものとする。

4 減口をした場合の変更後の掛金の額は、減口をする掛金単位を選択しなかったものとみなして算定した額とする。

(確定年金口数に関する制限)

第 73 条の 2 加入員（特定加入員を除く。以下この項において同じ。）に係る掛金単位の口数については、次の表の第 1 欄及び第 2 欄に掲げる区分に応じ、加入員の資格を取得した日及び増口をした日のそれぞれにおいてⅠ型、Ⅱ型、Ⅲ型、Ⅳ型又はⅤ型の年金単位の項から選択した掛金単位の口数（減口をした口数は含まないものとする。以下「確定年金口数」という。）について第 5 欄に定める数を合計した数が、加入員の資格を取得した日及びそのときにおける年齢に応じて第 3 欄に定める数に、加入員の資格を取得した日及び増口をした日のそれぞれにおいて A 型、B 型又は C 型の年金単位の項から選択した掛金単位の口数（減口をした口数は含まないものとする。以下「付加型の終身年金口数」という。）について第 4 欄に定める数を合計した数を加えた数を超えてはならない。

加入員の資格を取得した日における年齢又は増口をしたことにより掛金の額が変更された月の初日における年齢	加入員の資格を取得した日又は増口の申出をした日	加入員の資格を取得した日及びそのときにおける年齢に応じて定める数	付加型の終身年金口数について定める数	確定年金口数について定める数
20 歳以上 36 歳未満である者(35 歳の者にあつては、その日の属する月に 35 歳に達した者に限る。)	平成 21 年 3 月 31 日以前	3	付加型の終身年金口数	確定年金口数
	平成 21 年 4 月 1 日以後	2		

35 歳以上 46 歳未満である者（その日の属する月に 35 歳に達した者を除き、45 歳の者にあつては、その日の属する月に 45 歳に達した者に限る。）	平成 16 年 3 月 31 日以前	3	付加型の終身年金口数	確定年金口数
	平成 16 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで	2	付加型の終身年金口数に 0.5 を乗じた数	確定年金口数に 0.5 を乗じた数
	平成 21 年 4 月 1 日以後	1.5		
45 歳以上 51 歳未満である者（その日の属する月に 45 歳に達した者を除き、50 歳の者にあつては、その日の属する月に 50 歳に達した者に限る。）	平成 12 年 3 月 31 日以前	2	付加型の終身年金口数	確定年金口数
	平成 12 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日まで	2	付加型の終身年金口数に 0.5 を乗じた数	確定年金口数に 0.5 を乗じた数
	平成 16 年 4 月 1 日以後	1		
50 歳以上 60 歳未満である者（その日の属する月に 50 歳に達した者を除く。）	平成 12 年 3 月 31 日以前	1	付加型の終身年金口数	確定年金口数
	平成 12 年 4 月 1 日以降	1	付加型の終身年金口数に 0.5 を乗じた数	確定年金口数に 0.5 を乗じた数

2 特定加入員に係る掛金単位の口数については、特定加入員の資格を取得した日及び増口をした日のそれぞれにおいて特定 I 型の年金単位の項から選択した掛金単位の口数（減口をした口数は含まないものとする。）に 0.5 を乗じた数が、特定加入員の資格を取得した日及び増口をした日のそれぞれにおいて特定 A 型又は特定 B 型の年金単位の項から選択した掛金単位の口数（減口をした口数は含まないものとする。）に 0.5 を乗じた数に 1 を加えた数を超えてはならない。

3 従前掛金での加入をした者について第 1 項の規定を適用するときは、従前加入基金において掛金の計算の基礎とされていた年金単位の一口ごとについてのそれぞれ加入した日及びそのときにおける年齢を、この基金において当該年金単位に加入した日及びそのときにおける年齢とみなすものとする。

4 第 38 条第 1 項の規定による加入の申出をする者又は前条第 1 項の規定による増口の申出をする者であつて 50 歳以上 60 歳未満であるもの（当該申出をする日の属する月に 50 歳に達した者を除く。）が付加型を選択する場合においては、IV 型及び V 型を選択することができない。ただし、第 38 条第 3 項及び第 5 項に規定する従前掛金での加入の場合はこの限りでない。

（掛金の額の上限）

第 74 条 掛金の額は、一月につき 68,000 円を超えてはならない。

2 基金令第 35 条第 1 項又は第 2 項に該当する者の掛金の額は、前項の規定にかかわらず一月につき 102,000 円以下とすることができる。

（掛金の納付義務）

第 75 条 加入員は、加入員の資格を取得した日の属する月からその資格を喪失した日の属する月の前月までの各月につき、掛金を納付しなければならない。

2 世帯主は、その世帯に属するこの基金の加入員の掛金を連帯して納付する義務を負う。

- 3 配偶者の一方は、加入員たる他方の掛金を連帯して納付する義務を負う。

(掛金の納期限及び納付の方法)

第 76 条 毎月の掛金は、指定金融機関のうちから加入員が選択した機関による口座振替(国内に開設をしている預金口座又は貯金口座からの口座振替に限る。)により、翌々月 1 日までに納付する方法若しくは翌々々月 1 日までに翌月分と併せて納付する方法又はこの基金の理事長が承認する方法により翌月 25 日までに納付する方法により納付しなければならない。

- 2 第 72 条第 1 項の前納に係る掛金の納期限は、前項の規定にかかわらず、前納に係る期間の最初の月の翌々月の 1 日とする。ただし、この基金の理事長が承認する場合には、翌々々月の 1 日とする。

- 3 第 1 項の指定金融機関は、別表第 10 に定めるものをいう。

(国民年金保険料の納付委託)

第 76 条の 2 加入員(国民年金の在外任意加入被保険者である加入員を除く。次項において同じ。)は、法第 92 条の 3 第 1 項第 1 号の規定に基づき、国民年金保険料の納付に関する事務を委託することができる。

- 2 前項の規定による委託を行った加入員は、前条の規定にかかわらず、国民年金保険料の納期限までに掛金と国民年金保険料を併せて納付しなければならない。

(延滞金)

第 77 条 第 76 条の納期限の翌々月以降に掛金を納付するときは、次項に規定する延滞金を、併せて納付しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

- 2 延滞金の額は、納付する掛金の掛金単位ごとに、加入員の資格を取得した日又は増口の申出をした日及び加入した年金単位の種類に応じ、別表第 11 に定める割合で、納期限の翌日から納付日の前日までの日数によって計算した額を合算した額(次項及び第 4 項において「合算額」という。)とする。

- 3 前項の規定によって計算した合算額が 50 円未満であるときは、延滞金は徴収しない。

- 4 合算額に 50 円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てる。

- 5 法第 134 条の 2 において準用する法第 96 条第 1 項の規定によってこの基金が督促をした者については、第 2 項の規定にかかわらず、当該者に係る延滞金の額は、年 14.6%(当該督促が掛金に係るものであるときは、当該納期限の翌日から三月を経過する日までの期間については、年 7.3%)の割合で計算した額とする。

(誤納掛金等の還付)

第 78 条 加入員たる資格を有しない者により納付された掛金、加入員期間でない期間の月分として納付された掛金その他の年金の額の計算の基礎とされない月の掛金については、納付した者(その者が死亡した場合は、その者の相続人)の請求に基づき、納付された掛金の額に相当する額を還付する。

- 2 法第 102 条第 4 項の規定により時効によって徴収する権利が消滅した法第 87 条第 1 項に規定する保険料を法第 88 条第 1 項の規定により納付する義務を負っていた加入員及び加入員であった者については、当該保険料と同じ月分の掛金は、前項に規定する年金の額

の計算の基礎とされない月の掛金に含まれるものとする。

(国庫負担)

第 79 条 この基金は、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 34 号）附則第 34 条第 4 項の規定による国庫からの負担金を受け入れるものとする。

第 10 章 財務及び会計

(事業年度)

第 80 条 この基金の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

(予算)

第 81 条 この基金は、毎事業年度、予算を作成し、当該事業年度開始前に、厚生労働大臣に届け出なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(決算)

第 82 条 この基金は、毎事業年度、当該事業年度終了後 6 月以内に、貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の業務報告書を作成し、監事の意見を付けて、代議員会に提出し、その議決を得た後、厚生労働大臣に提出しなければならない。

2 この基金は、前項の書類をこの基金の主たる事務所に備えつけておかなければならない。

3 加入員及び加入員であった者は、この基金に対し、前項の書類の閲覧を請求することができる。この場合においては、この基金は、正当な理由がある場合を除き、これを拒んではならない。

(剰余金又は不足金の処分)

第 83 条 前条の決算の結果、剰余金又は不足金が生じたときの処理は、財務会計省令第 17 条又は第 18 条に規定するところによる。

(運用収益の使途)

第 84 条 この基金は、毎事業年度、前事業年度において年金経理に属する総資産から生じた運用収益の額が厚生労働大臣の定める額を上回るときは、当該上回る額に相当する額を限度として、年金経理から業務経理へ繰り入れることができる。

(業務上の余裕金の運用)

第 85 条 基金の業務上の余裕金の運用は、法第 132 条第 2 項の定めるところによりしなければならない。

(借入金)

第 86 条 この基金は、この基金の目的を達成するため必要な場合において、厚生労働大臣の承認を受けたときは、借入金をすることができる。

(掛金の額の再計算)

第 87 条 この基金は、将来にわたって、財政の均衡を保つことができるよう、少なくとも 5 年ごとに、基金令第 32 条に定める基準に従って、掛金の額を再計算しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第 82 条の規定による決算の結果、財務会計省令第 17 条に

定める不足金が、厚生労働大臣の定める基準を上回ることが明らかとなった場合には、この基金は、直ちに掛金の額の再計算を行うものとする。

(責任準備金の計算方法)

第 88 条 責任準備金は、基金令第 29 条第 3 項の規定により計算する。

(財務及び会計規程)

第 89 条 財務及び会計に関しては、この章に定めるもののほか、代議員会の議決を経て別に定める。

第 11 章 解散及び清算

(解散)

第 90 条 この基金の解散については、法第 135 条の規定による。

(清算)

第 91 条 この基金が解散したときの清算は、法第 136 条の 2 から第 137 条の 2 の 4 までの規定により行うものとする。

(責任準備金相当額の納付)

第 92 条 この基金が解散したときは、基金令第 52 条の規定により計算した責任準備金相当額（以下「最低責任準備金」という。）を法第 137 条の 19 第 1 項の定めるところにより連合会に納付しなければならない。

(残余財産の分配)

第 93 条 この基金が解散した場合において、この基金の債務を弁済した後に残余財産があるときは、清算人は、これを、解散した日においてこの基金が給付の支給に関する義務を負っていた者（以下「受給権者等」という。）に分配しなければならない。

2 前項の分配は、各受給権者等に係る責任準備金から最低責任準備金を控除した額を基準として行う。

3 この基金は、受給権者等から分配金の支払いの申出があつた場合を除き、当該受給権者等に分配すべき残余財産の全部又は一部を連合会に交付する。

4 前項の交付は、当該受給権者等に残余財産の取扱いに関し通知した上で行うものとする。

(通知)

第 94 条 清算人は、残余財産を分配しようとするときは、受給権者等に次に掲げる事項を通知しなければならない。

一 分配金の額

二 分配金の支払いの方法

2 清算人は、受給権者等の所在が明らかでないため前項の通知をすることができないときは、前項の通知に代えて、前項各号に掲げる事項を公告しなければならない。

第 12 章 雑則

(時効)

第 95 条 掛金及び徴収金を徴収し、又はその還付を受ける権利は、これらを行行使すること

ができる時から 2 年を経過したとき、年金たる給付及び一時金たる給付を受ける権利は、その支給すべき事由が生じた日から 5 年を経過したとき、当該年金たる給付を受ける権利に基づき支払期月ごとに支払うものとされる年金たる給付の支給を受ける権利は、当該日の属する月の翌月以後に到来する当該年金たる給付の支給に係る規約第 45 条第 2 項の表に規定する支払期月の翌月の初日から 5 年を経過したときは、時効によって消滅する。

- 2 掛金及び徴収金の納入の告知又は法第 134 条の 2 において準用する法第 96 条第 1 項の規定による督促は、時効の更新の効力を有する。

(給付の制限)

第 96 条 遺族一時金及び特定遺族一時金は、加入員又は加入員であった者を故意に死亡させた者には支給しない。加入員又は加入員であった者の死亡前に、その者の死亡によって遺族一時金及び特定遺族一時金の受給権者となるべき者を故意に死亡させた者についても、同様とする。

(不服申立て)

第 97 条 加入員の資格に関する処分、年金若しくは一時金に関する処分、掛金に関する処分又は法第 133 条において準用する法第 23 条の規定による徴収金に関する処分に不服のある者については、法第 101 条第 1 項から第 3 項まで及び第 5 項並びに第 101 条の 2 に定める不服申立ての規定を準用する。この場合において、法第 101 条の 2 中「前条第 1 項」とあるのは、「法第 138 条において準用する第 101 条第 1 項」と読み替えるものとする。

(連合会への加入等)

第 98 条 この基金は、連合会に加入するものとする。

- 2 この基金は、法第 137 条の 15 第 2 項第 1 号の規定に基づき連合会が行う給付確保事業に加入し、当該事業に必要な原資として定められた額を拠出し、連合会から、この基金の積立金を付加すべき交付金の交付を受けるものとする。
- 3 この基金は、法第 137 条の 15 第 2 項第 1 号の規定に基づき連合会が行う共同運用事業に加入し、当該事業に必要な原資として、代議員会で別に定める額を拠出し、連合会から、この基金の積立金を付加すべき交付金の交付を受けるものとする。
- 4 この基金は、基金令第 43 条第 4 号の規定に基づき連合会が行う財政調整事業に加入し、当該事業に必要な原資として定められた額を拠出し、連合会から、この基金が支給する年金及び一時金につき一定額を確保すべき交付金の交付を受けるものとする。
- 5 この基金は、第 2 項から前項までに規定する事業の運営のために必要な事項を、連合会に報告するものとする。
- 6 この基金は、法第 137 条の 15 第 2 項第 3 号の規定に基づき連合会が行う会員である基金の健全な発展を図るための事業並びに同項第 4 号の規定に基づき連合会が行う基金制度についての啓発活動及び広報活動を行う事業に協力するものとする。

(加入員等に関する調査)

第 99 条 この基金の理事長は、必要があると認めるときは、加入員に対し、加入員証の提出を命じ、又は加入員の資格若しくは掛金に関する処分に関し、この基金の職員をして加

入員に質問させることができる。

2 この基金の理事長は、必要があると認められるときは、受給権者に対し、受給権の消滅、年金額の改定若しくは支給の停止に関する事項に関する書類その他の物件を提出することを命じ、又はこの基金の職員をして、これらの事項に関し受給権者に質問させることができる。

3 前2項の規定によって質問を行う職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

(官公署への照会等)

第100条 この基金の理事長は、給付又は掛金に関する処分に関し必要があると認められるときは、受給権者若しくは加入員の法及び農業者年金基金法(昭和45年法律第78号)の適用状況、受給権者に対する法による年金たる給付(第10章に規定するものを除く。)又は加入員の法による保険料の納付状況につき、関係機関に対し、当該受給権者若しくは加入員の意思にかかわらず、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求めることができる。

(加入員等に関する個人情報の取扱い)

第101条 基金は、法に規定する基金の業務の実施に関し、加入員等の個人に関する情報を保管し、又は使用するに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)その他の関係法令に基づき、個人情報を適正に取り扱うための措置を講じるものとする。

2 基金が保有する個人情報の保護に関して必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(実施規程)

第102条 この規約に特別の規定があるものを除くほか、この規約の実施のための手続き、その他執行について必要な規程は、代議員会の議決を経て別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規約は、この基金の成立の日(平成3年5月1日)から施行する。

(創立総会の議決)

第2条 この基金が成立した当初においては、この規約で代議員会の議決を経ることとされている事項であっても、創立総会の議決によることができる。

(代議員等の任期に関する経過措置)

第3条 この基金が成立した当初の代議員の任期は、第9条の規定にかかわらず、この規約の施行の日に始まり、平成6年3月31日に終わるものとする。

2 この基金が成立した当初の役員の任期は、第25条の規定にかかわらず、この規約の施行の日に始まり、平成6年3月31日に終わるものとする。

(信託又は保険の契約に関する経過措置)

第4条 この基金が成立した当初の事業年度(同年度中に第69条第5項の承認を受けたときは、初めて同項の承認を受けた日の前日までの間に限る。)における同条第1項の契約

に係る支払金又は保険金の支払割合については、同条第3項第1号柱書及び同条第4項第1号柱書の規定にかかわらず、別表第7の右欄に定める割合とする。

（事業年度に係る経過措置）

第5条 この基金が成立した当初の事業年度は、第80条の規定にかかわらず、この規約の施行の日から始まり、平成4年3月31日に終わるものとする。

（再計算に関する経過措置）

第6条 第87条の規定にかかわらず、この基金の成立後最初の掛金の額の再計算は、少なくとも3年後に行うものとする。

（再加入の特例措置）

第7条 この基金の加入員であった者であつて、法第14条の規定により国民年金原簿に記録した事項の訂正（日本年金機構からこの基金又は本人に対し、当該訂正について通知された場合に限る。）がなされたことにより、当該訂正に係る加入員期間について、法第127条第3項第1号又は第3号のいずれかに該当し、加入員の資格を喪失した場合（当該訂正がなされたことにより、加入員の資格を取得した日において、同項第1号又は第3号のいずれかに該当し、加入員の資格を有しなかったこととなる場合及び加入員の資格を取得した月において、同項第1号から第3号のいずれかに該当したことにより、同条第4項に該当し、加入員でなかったものとみなされる場合を含む。）、かつ、当該期間が終了した日に再び第1号被保険者（同条第3項各号に該当しない者に限る。）となった場合は、第38条第3項の規定にかかわらず、当該訂正がなされた日から起算して1年以内に、第38条第3項に規定する従前掛金（加入員の資格を取得した日において法第127条第3項第1号又は第3号のいずれかに該当し、又は、加入員の資格を取得した月において同条第4項に該当し、加入員の資格を有しなかったこととなる場合は、当該日又は当該月において、加入したとしたならば適用される掛金（各年金単位に対応する掛金単位による掛金をいう。））での加入をこの基金に申し出ることができる。

2 前項の申出をした者に係る第38条第1項の加入の申出をした日は、同条第2項の規定にかかわらず、当該再び第1号被保険者となった日とする。

（年金財政安定事業への拠出）

第8条 この基金は、基金令第43条第4号の規定に基づき連合会が行う年金財政安定事業に必要な原資として定められた額を拠出する。

（延滞金の割合の特例）

第9条 第77条第5項に規定する延滞金の割合は、当分の間、法附則第9条の2の5に規定するところによる。

（合併の認可を受けた場合における代議員等の任期に係る特例）

第10条 代議員の任期満了前に法第137条の3第1項の厚生労働大臣の認可を受けた場合においては、当該代議員の任期は、第9条の規定にかかわらず、当該厚生労働大臣の認可を受けた日の前日に終わるものとする。

2 前項の規定は、役員の任期について準用する。この場合において、「第9条」とあるのは、「第25条」と読み替えるものとする。

（合併契約の議決から合併の認可を受けるまでの間に行われる任期満了による代議員

の選任に関する特例)

第 11 条 法第 137 条の 3 の 3 の代議員会の議決から法第 137 条の 3 第 1 項の認可を受ける日までの間に行われる前条第 1 項の任期満了による代議員の選任については、第 8 条から第 11 条までの規定にかかわらず、次項から第 6 項までに定めるところによる。

2 この条の規定により選任する代議員（以下この条において「特例代議員」という。）の定数は、34 人とし、この基金の加入員及び法第 137 条の 3 の 2 に規定する吸収合併消滅基金の加入員のうちから選任する。

3 特例代議員の選任は、選挙区ごとに行い、選挙区及び選挙区ごとに選任する特例代議員の数は、別に定める。

4 特例代議員の任期は第 9 条の規定を、代議員選任の方法は第 10 条の規定を準用する。この場合において、同条第 1 項中「において加入員」とあるのは「においてこの基金の加入員及び第 137 条の 3 の 2 に規定する吸収合併消滅基金（以下「吸収合併消滅基金」という。）の「加入員（以下「加入員」という。）と、「掛金納付期日」とあるのは「この基金又は吸収合併消滅基金の掛金納付期日」と、「に掛金」とあるのは「にこの基金又は吸収合併消滅基金の掛金」と、同条第 2 項中「、各代議員候補者」とあるのは「、選挙区ごとに、各代議員候補者」と読み替えるものとする。

5 この条に定めるもののほか、特例代議員の選任に関して必要な事項は、代議員会の議決を経て別に定める。

6 特例代議員は、第 8 条から第 11 条までの規定によって選任された代議員とみなす。

附 則

この規約は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表 7（第 69 条関係）については、この基金の成立の日（平成 3 年 5 月 1 日）から施行する。

附 則

この規約は、平成 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規程は、平成 5 年 10 月 25 日から施行する。また、第 10 条の改正規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 6 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規約は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この規約による改正後の附則第 7 条の規定は、厚生大臣の認可を受けた日から施行する。

2 平成 7 年 4 月から平成 8 年 3 月までの 12 月分の掛金を前納する場合において前納すべき額については、なお従前の例による。

3 平成 7 年 3 月 31 日までに申し出た平成 7 年 4 月における C 型の掛金単位の増口につい

ては、この規約による改正後の第 73 条第 1 項ただし書きの規定を適用しない。

附 則

この規約は、平成 7 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(基本年金額に関する経過措置)

第 2 条 加入員の資格を取得し、又は増口（東京都国民年金基金規約第 73 条第 1 項に規定する増口をいう。以下同じ。）をした日（従前掛金での加入をした者にあつては、従前加入基金において加入員の資格を取得し、又は増口をした日とする。以下同じ。）において 55 歳未満の者の基本年金額については、加入員の資格を取得し、又は増口の申出をした日（従前掛金での加入をした者にあつては、従前加入基金において加入員の資格を取得し、又は増口をした日とする。）が平成 9 年 3 月 31 日以前の場合、この規約による変更後の東京都国民年金基金規約（以下「新規約」という。）第 53 条及び第 54 条の規定にかかわらず、加入員の資格を取得し、又は増口をした日の属する月の末日におけるその者の年齢（月単位で区分するものとする。以下同じ。）及び年金単位の種類に応じ附則別表に定める額に新規約第 53 条第 1 項の給付率（以下単に「給付率」という。）を乗じて得た額を合算した額とする。

2 平成 9 年 3 月 31 日以前から年金を受ける権利を有し、加入員の資格を取得し、又は増口した日において 55 歳未満の者の基本年金額については、新規約第 53 条及び第 54 条の規定にかかわらず、なお従前の例により、平成 9 年 4 月 1 日から、加入員の資格を取得し、又は増口の申出をした日の属する月の末日におけるその者の年齢及び年金単位の種類に応じ附則別表に定める額に給付率を乗じて得た額を合算した額に改定する。

(掛金の額の変更に関する経過措置)

第 3 条 加入員の資格を取得した日（従前掛金での加入をした者にあつては、従前加入基金において加入員の資格を取得した日とする。）が平成 9 年 3 月 31 日以前である者に対する東京都国民年金基金規約第 71 条第 2 項（第 73 条第 3 項及び第 4 項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、平成 9 年 9 月 29 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

附則別表（附則第 2 条関係）

（単位：円）

年齢	基本 A型	基本 B型	基本 C型	A型	B型	C型	I 型	II 型	III 型
20 歳 0 月	364, 011	364, 011	362, 868	121, 337	121, 337	120, 956	121, 337	121, 337	121, 337
1	363, 672	363, 672	362, 628	121, 224	121, 224	120, 876	121, 224	121, 224	121, 224
2	363, 336	363, 336	362, 385	121, 112	121, 112	120, 795	121, 112	121, 112	121, 112
3	362, 997	362, 997	362, 145	120, 999	120, 999	120, 715	120, 999	120, 999	120, 999
4	362, 661	362, 661	361, 902	120, 887	120, 887	120, 634	120, 887	120, 887	120, 887
5	362, 325	362, 325	361, 662	120, 775	120, 775	120, 554	120, 775	120, 775	120, 775
6	361, 992	361, 992	361, 425	120, 664	120, 664	120, 475	120, 664	120, 664	120, 664
7	361, 656	361, 656	361, 185	120, 552	120, 552	120, 395	120, 552	120, 552	120, 552
8	361, 323	361, 323	360, 948	120, 441	120, 441	120, 316	120, 441	120, 441	120, 441
9	360, 993	360, 993	360, 708	120, 331	120, 331	120, 236	120, 331	120, 331	120, 331
10	360, 660	360, 660	360, 471	120, 220	120, 220	120, 157	120, 220	120, 220	120, 220
11	360, 330	360, 330	360, 237	120, 110	120, 110	120, 079	120, 110	120, 110	120, 110
21 歳 0 月	364, 101	364, 101	362, 934	121, 367	121, 367	120, 978	121, 367	121, 367	121, 367
1	363, 756	363, 756	362, 688	121, 252	121, 252	120, 896	121, 252	121, 252	121, 252
2	363, 408	363, 408	362, 439	121, 136	121, 136	120, 813	121, 136	121, 136	121, 136
3	363, 063	363, 063	362, 193	121, 021	121, 021	120, 731	121, 021	121, 021	121, 021
4	362, 721	362, 721	361, 947	120, 907	120, 907	120, 649	120, 907	120, 907	120, 907
5	362, 379	362, 379	361, 701	120, 793	120, 793	120, 567	120, 793	120, 793	120, 793
6	362, 034	362, 034	361, 455	120, 678	120, 678	120, 485	120, 678	120, 678	120, 678
7	361, 695	361, 695	361, 212	120, 565	120, 565	120, 404	120, 565	120, 565	120, 565
8	361, 353	361, 353	360, 969	120, 451	120, 451	120, 323	120, 451	120, 451	120, 451
9	361, 014	361, 014	360, 726	120, 338	120, 338	120, 242	120, 338	120, 338	120, 338
10	360, 675	360, 675	360, 483	120, 225	120, 225	120, 161	120, 225	120, 225	120, 225
11	360, 336	360, 336	360, 240	120, 112	120, 112	120, 080	120, 112	120, 112	120, 112
22 歳 0 月	364, 194	364, 194	363, 006	121, 398	121, 398	121, 002	121, 398	121, 398	121, 398
1	363, 840	363, 840	362, 754	121, 280	121, 280	120, 918	121, 280	121, 280	121, 280
2	363, 486	363, 486	362, 499	121, 162	121, 162	120, 833	121, 162	121, 162	121, 162
3	363, 135	363, 135	362, 247	121, 045	121, 045	120, 749	121, 045	121, 045	121, 045
4	362, 781	362, 781	361, 995	120, 927	120, 927	120, 665	120, 927	120, 927	120, 927
5	362, 433	362, 433	361, 743	120, 811	120, 811	120, 581	120, 811	120, 811	120, 811
6	362, 082	362, 082	361, 491	120, 694	120, 694	120, 497	120, 694	120, 694	120, 694
7	361, 734	361, 734	361, 242	120, 578	120, 578	120, 414	120, 578	120, 578	120, 578
8	361, 383	361, 383	360, 993	120, 461	120, 461	120, 331	120, 461	120, 461	120, 461
9	361, 038	361, 038	360, 744	120, 346	120, 346	120, 248	120, 346	120, 346	120, 346
10	360, 690	360, 690	360, 495	120, 230	120, 230	120, 165	120, 230	120, 230	120, 230
11	360, 345	360, 345	360, 246	120, 115	120, 115	120, 082	120, 115	120, 115	120, 115
23 歳 0 月	364, 293	364, 293	363, 090	121, 431	121, 431	121, 030	121, 431	121, 431	121, 431
1	363, 933	363, 933	362, 829	121, 311	121, 311	120, 943	121, 311	121, 311	121, 311
2	363, 570	363, 570	362, 568	121, 190	121, 190	120, 856	121, 190	121, 190	121, 190
3	363, 210	363, 210	362, 307	121, 070	121, 070	120, 769	121, 070	121, 070	121, 070
4	362, 850	362, 850	362, 049	120, 950	120, 950	120, 683	120, 950	120, 950	120, 950
5	362, 490	362, 490	361, 791	120, 830	120, 830	120, 597	120, 830	120, 830	120, 830
6	362, 130	362, 130	361, 533	120, 710	120, 710	120, 511	120, 710	120, 710	120, 710
7	361, 773	361, 773	361, 275	120, 591	120, 591	120, 425	120, 591	120, 591	120, 591
8	361, 416	361, 416	361, 020	120, 472	120, 472	120, 340	120, 472	120, 472	120, 472
9	361, 062	361, 062	360, 765	120, 354	120, 354	120, 255	120, 354	120, 354	120, 354
10	360, 708	360, 708	360, 510	120, 236	120, 236	120, 170	120, 236	120, 236	120, 236
11	360, 354	360, 354	360, 255	120, 118	120, 118	120, 085	120, 118	120, 118	120, 118

年齡	基本 A型	基本 B型	基本 C型	A型	B型	C型	I 型	II 型	III型
24 歲 0 月	364, 404	364, 404	363, 174	121, 468	121, 468	121, 058	121, 468	121, 468	121, 468
1	364, 032	364, 032	362, 904	121, 344	121, 344	120, 968	121, 344	121, 344	121, 344
2	363, 660	363, 660	362, 637	121, 220	121, 220	120, 879	121, 220	121, 220	121, 220
3	363, 291	363, 291	362, 370	121, 097	121, 097	120, 790	121, 097	121, 097	121, 097
4	362, 922	362, 922	362, 106	120, 974	120, 974	120, 702	120, 974	120, 974	120, 974
5	362, 553	362, 553	361, 839	120, 851	120, 851	120, 613	120, 851	120, 851	120, 851
6	362, 187	362, 187	361, 575	120, 729	120, 729	120, 525	120, 729	120, 729	120, 729
7	361, 818	361, 818	361, 311	120, 606	120, 606	120, 437	120, 606	120, 606	120, 606
8	361, 455	361, 455	361, 047	120, 485	120, 485	120, 349	120, 485	120, 485	120, 485
9	361, 089	361, 089	360, 783	120, 363	120, 363	120, 261	120, 363	120, 363	120, 363
10	360, 726	360, 726	360, 522	120, 242	120, 242	120, 174	120, 242	120, 242	120, 242
11	360, 363	360, 363	360, 261	120, 121	120, 121	120, 087	120, 121	120, 121	120, 121
25 歲 0 月	364, 518	364, 518	363, 261	121, 506	121, 506	121, 087	121, 506	121, 506	121, 506
1	364, 137	364, 137	362, 985	121, 379	121, 379	120, 995	121, 379	121, 379	121, 379
2	363, 756	363, 756	362, 712	121, 252	121, 252	120, 904	121, 252	121, 252	121, 252
3	363, 378	363, 378	362, 436	121, 126	121, 126	120, 812	121, 126	121, 126	121, 126
4	362, 997	362, 997	362, 163	120, 999	120, 999	120, 721	120, 999	120, 999	120, 999
5	362, 619	362, 619	361, 890	120, 873	120, 873	120, 630	120, 873	120, 873	120, 873
6	362, 244	362, 244	361, 617	120, 748	120, 748	120, 539	120, 748	120, 748	120, 748
7	361, 866	361, 866	361, 347	120, 622	120, 622	120, 449	120, 622	120, 622	120, 622
8	361, 491	361, 491	361, 077	120, 497	120, 497	120, 359	120, 497	120, 497	120, 497
9	361, 116	361, 116	360, 807	120, 372	120, 372	120, 269	120, 372	120, 372	120, 372
10	360, 744	360, 744	360, 537	120, 248	120, 248	120, 179	120, 248	120, 248	120, 248
11	360, 372	360, 372	360, 267	120, 124	120, 124	120, 089	120, 124	120, 124	120, 124
26 歲 0 月	364, 641	364, 641	363, 360	121, 547	121, 547	121, 120	121, 547	121, 547	121, 547
1	364, 251	364, 251	363, 078	121, 417	121, 417	121, 026	121, 417	121, 417	121, 417
2	363, 858	363, 858	362, 793	121, 286	121, 286	120, 931	121, 286	121, 286	121, 286
3	363, 468	363, 468	362, 511	121, 156	121, 156	120, 837	121, 156	121, 156	121, 156
4	363, 078	363, 078	362, 229	121, 026	121, 026	120, 743	121, 026	121, 026	121, 026
5	362, 691	362, 691	361, 947	120, 897	120, 897	120, 649	120, 897	120, 897	120, 897
6	362, 304	362, 304	361, 668	120, 768	120, 768	120, 556	120, 768	120, 768	120, 768
7	361, 917	361, 917	361, 389	120, 639	120, 639	120, 463	120, 639	120, 639	120, 639
8	361, 533	361, 533	361, 110	120, 511	120, 511	120, 370	120, 511	120, 511	120, 511
9	361, 149	361, 149	360, 831	120, 383	120, 383	120, 277	120, 383	120, 383	120, 383
10	360, 765	360, 765	360, 552	120, 255	120, 255	120, 184	120, 255	120, 255	120, 255
11	360, 381	360, 381	360, 276	120, 127	120, 127	120, 092	120, 127	120, 127	120, 127
27 歲 0 月	364, 776	364, 776	363, 468	121, 592	121, 592	121, 156	121, 592	121, 592	121, 592
1	364, 371	364, 371	363, 174	121, 457	121, 457	121, 058	121, 457	121, 457	121, 457
2	363, 969	363, 969	362, 883	121, 323	121, 323	120, 961	121, 323	121, 323	121, 323
3	363, 567	363, 567	362, 592	121, 189	121, 189	120, 864	121, 189	121, 189	121, 189
4	363, 168	363, 168	362, 301	121, 056	121, 056	120, 767	121, 056	121, 056	121, 056
5	362, 769	362, 769	362, 010	120, 923	120, 923	120, 670	120, 923	120, 923	120, 923
6	362, 370	362, 370	361, 722	120, 790	120, 790	120, 574	120, 790	120, 790	120, 790
7	361, 971	361, 971	361, 431	120, 657	120, 657	120, 477	120, 657	120, 657	120, 657
8	361, 575	361, 575	361, 143	120, 525	120, 525	120, 381	120, 525	120, 525	120, 525
9	361, 179	361, 179	360, 858	120, 393	120, 393	120, 286	120, 393	120, 393	120, 393
10	360, 786	360, 786	360, 570	120, 262	120, 262	120, 190	120, 262	120, 262	120, 262
11	360, 393	360, 393	360, 285	120, 131	120, 131	120, 095	120, 131	120, 131	120, 131

年齡	基本 A型	基本 B型	基本 C型	A型	B型	C型	I 型	II 型	III型
28 歲 0 月	364, 914	364, 914	363, 579	121, 638	121, 638	121, 193	121, 638	121, 638	121, 638
1	364, 497	364, 497	363, 276	121, 499	121, 499	121, 092	121, 499	121, 499	121, 499
2	364, 083	364, 083	362, 976	121, 361	121, 361	120, 992	121, 361	121, 361	121, 361
3	363, 672	363, 672	362, 673	121, 224	121, 224	120, 891	121, 224	121, 224	121, 224
4	363, 258	363, 258	362, 373	121, 086	121, 086	120, 791	121, 086	121, 086	121, 086
5	362, 847	362, 847	362, 076	120, 949	120, 949	120, 692	120, 949	120, 949	120, 949
6	362, 439	362, 439	361, 776	120, 813	120, 813	120, 592	120, 813	120, 813	120, 813
7	362, 028	362, 028	361, 479	120, 676	120, 676	120, 493	120, 676	120, 676	120, 676
8	361, 623	361, 623	361, 182	120, 541	120, 541	120, 394	120, 541	120, 541	120, 541
9	361, 215	361, 215	360, 885	120, 405	120, 405	120, 295	120, 405	120, 405	120, 405
10	360, 810	360, 810	360, 588	120, 270	120, 270	120, 196	120, 270	120, 270	120, 270
11	360, 405	360, 405	360, 294	120, 135	120, 135	120, 098	120, 135	120, 135	120, 135
29 歲 0 月	365, 067	365, 067	363, 702	121, 689	121, 689	121, 234	121, 689	121, 689	121, 689
1	364, 638	364, 638	363, 390	121, 546	121, 546	121, 130	121, 546	121, 546	121, 546
2	364, 212	364, 212	363, 078	121, 404	121, 404	121, 026	121, 404	121, 404	121, 404
3	363, 786	363, 786	362, 766	121, 262	121, 262	120, 922	121, 262	121, 262	121, 262
4	363, 360	363, 360	362, 457	121, 120	121, 120	120, 819	121, 120	121, 120	121, 120
5	362, 937	362, 937	362, 148	120, 979	120, 979	120, 716	120, 979	120, 979	120, 979
6	362, 514	362, 514	361, 839	120, 838	120, 838	120, 613	120, 838	120, 838	120, 838
7	362, 094	362, 094	361, 530	120, 698	120, 698	120, 510	120, 698	120, 698	120, 698
8	361, 671	361, 671	361, 221	120, 557	120, 557	120, 407	120, 557	120, 557	120, 557
9	361, 251	361, 251	360, 915	120, 417	120, 417	120, 305	120, 417	120, 417	120, 417
10	360, 834	360, 834	360, 609	120, 278	120, 278	120, 203	120, 278	120, 278	120, 278
11	360, 417	360, 417	360, 303	120, 139	120, 139	120, 101	120, 139	120, 139	120, 139
30 歲 0 月	365, 226	365, 226	363, 834	121, 742	121, 742	121, 278	121, 742	121, 742	121, 742
1	364, 782	364, 782	363, 510	121, 594	121, 594	121, 170	121, 594	121, 594	121, 594
2	364, 344	364, 344	363, 186	121, 448	121, 448	121, 062	121, 448	121, 448	121, 448
3	363, 903	363, 903	362, 865	121, 301	121, 301	120, 955	121, 301	121, 301	121, 301
4	363, 465	363, 465	362, 544	121, 155	121, 155	120, 848	121, 155	121, 155	121, 155
5	363, 030	363, 030	362, 223	121, 010	121, 010	120, 741	121, 010	121, 010	121, 010
6	362, 592	362, 592	361, 902	120, 864	120, 864	120, 634	120, 864	120, 864	120, 864
7	362, 157	362, 157	361, 584	120, 719	120, 719	120, 528	120, 719	120, 719	120, 719
8	361, 725	361, 725	361, 266	120, 575	120, 575	120, 422	120, 575	120, 575	120, 575
9	361, 293	361, 293	360, 948	120, 431	120, 431	120, 316	120, 431	120, 431	120, 431
10	360, 861	360, 861	360, 630	120, 287	120, 287	120, 210	120, 287	120, 287	120, 287
11	360, 429	360, 429	360, 315	120, 143	120, 143	120, 105	120, 143	120, 143	120, 143
31 歲 0 月	365, 397	365, 397	363, 978	121, 799	121, 799	121, 326	121, 799	121, 799	121, 799
1	364, 941	364, 941	363, 642	121, 647	121, 647	121, 214	121, 647	121, 647	121, 647
2	364, 488	364, 488	363, 306	121, 496	121, 496	121, 102	121, 496	121, 496	121, 496
3	364, 035	364, 035	362, 973	121, 345	121, 345	120, 991	121, 345	121, 345	121, 345
4	363, 582	363, 582	362, 637	121, 194	121, 194	120, 879	121, 194	121, 194	121, 194
5	363, 129	363, 129	362, 307	121, 043	121, 043	120, 769	121, 043	121, 043	121, 043
6	362, 679	362, 679	361, 974	120, 893	120, 893	120, 658	120, 893	120, 893	120, 893
7	362, 229	362, 229	361, 644	120, 743	120, 743	120, 548	120, 743	120, 743	120, 743
8	361, 782	361, 782	361, 314	120, 594	120, 594	120, 438	120, 594	120, 594	120, 594
9	361, 335	361, 335	360, 984	120, 445	120, 445	120, 328	120, 445	120, 445	120, 445
10	360, 888	360, 888	360, 654	120, 296	120, 296	120, 218	120, 296	120, 296	120, 296
11	360, 444	360, 444	360, 327	120, 148	120, 148	120, 109	120, 148	120, 148	120, 148

年齡	基本 A型	基本 B型	基本 C型	A型	B型	C型	I 型	II 型	III型
32 歳0 月	365, 586	365, 586	364, 128	121, 862	121, 862	121, 376	121, 862	121, 862	121, 862
1	365, 112	365, 112	363, 780	121, 704	121, 704	121, 260	121, 704	121, 704	121, 704
2	364, 644	364, 644	363, 432	121, 548	121, 548	121, 144	121, 548	121, 548	121, 548
3	364, 173	364, 173	363, 084	121, 391	121, 391	121, 028	121, 391	121, 391	121, 391
4	363, 705	363, 705	362, 739	121, 235	121, 235	120, 913	121, 235	121, 235	121, 235
5	363, 237	363, 237	362, 394	121, 079	121, 079	120, 798	121, 079	121, 079	121, 079
6	362, 772	362, 772	362, 049	120, 924	120, 924	120, 683	120, 924	120, 924	120, 924
7	362, 307	362, 307	361, 707	120, 769	120, 769	120, 569	120, 769	120, 769	120, 769
8	361, 842	361, 842	361, 362	120, 614	120, 614	120, 454	120, 614	120, 614	120, 614
9	361, 380	361, 380	361, 020	120, 460	120, 460	120, 340	120, 460	120, 460	120, 460
10	360, 918	360, 918	360, 681	120, 306	120, 306	120, 227	120, 306	120, 306	120, 306
11	360, 459	360, 459	360, 339	120, 153	120, 153	120, 113	120, 153	120, 153	120, 153
33 歳0 月	365, 784	365, 784	364, 296	121, 928	121, 928	121, 432	121, 928	121, 928	121, 928
1	365, 298	365, 298	363, 933	121, 766	121, 766	121, 311	121, 766	121, 766	121, 766
2	364, 809	364, 809	363, 573	121, 603	121, 603	121, 191	121, 603	121, 603	121, 603
3	364, 323	364, 323	363, 210	121, 441	121, 441	121, 070	121, 441	121, 441	121, 441
4	363, 837	363, 837	362, 850	121, 279	121, 279	120, 950	121, 279	121, 279	121, 279
5	363, 354	363, 354	362, 490	121, 118	121, 118	120, 830	121, 118	121, 118	121, 118
6	362, 871	362, 871	362, 133	120, 957	120, 957	120, 711	120, 957	120, 957	120, 957
7	362, 391	362, 391	361, 776	120, 797	120, 797	120, 592	120, 797	120, 797	120, 797
8	361, 911	361, 911	361, 419	120, 637	120, 637	120, 473	120, 637	120, 637	120, 637
9	361, 431	361, 431	361, 062	120, 477	120, 477	120, 354	120, 477	120, 477	120, 477
10	360, 951	360, 951	360, 708	120, 317	120, 317	120, 236	120, 317	120, 317	120, 317
11	360, 477	360, 477	360, 354	120, 159	120, 159	120, 118	120, 159	120, 159	120, 159
34 歳0 月	366, 003	366, 003	364, 476	122, 001	122, 001	121, 492	122, 001	122, 001	122, 001
1	365, 496	365, 496	364, 098	121, 832	121, 832	121, 366	121, 832	121, 832	121, 832
2	364, 992	364, 992	363, 720	121, 664	121, 664	121, 240	121, 664	121, 664	121, 664
3	364, 485	364, 485	363, 345	121, 495	121, 495	121, 115	121, 495	121, 495	121, 495
4	363, 984	363, 984	362, 970	121, 328	121, 328	120, 990	121, 328	121, 328	121, 328
5	363, 480	363, 480	362, 595	121, 160	121, 160	120, 865	121, 160	121, 160	121, 160
6	362, 979	362, 979	362, 220	120, 993	120, 993	120, 740	120, 993	120, 993	120, 993
7	362, 481	362, 481	361, 848	120, 827	120, 827	120, 616	120, 827	120, 827	120, 827
8	361, 983	361, 983	361, 476	120, 661	120, 661	120, 492	120, 661	120, 661	120, 661
9	361, 485	361, 485	361, 107	120, 495	120, 495	120, 369	120, 495	120, 495	120, 495
10	360, 987	360, 987	360, 738	120, 329	120, 329	120, 246	120, 329	120, 329	120, 329
11	360, 495	360, 495	360, 369	120, 165	120, 165	120, 123	120, 165	120, 165	120, 165
35 歳0 月	366, 237	366, 237	364, 674	122, 079	122, 079	121, 558	122, 079	122, 079	122, 079
1	365, 712	365, 712	364, 278	121, 904	121, 904	121, 426	121, 904	121, 904	121, 904
2	365, 187	365, 187	363, 885	121, 729	121, 729	121, 295	121, 729	121, 729	121, 729
3	364, 662	364, 662	363, 492	121, 554	121, 554	121, 164	121, 554	121, 554	121, 554
4	364, 137	364, 137	363, 102	121, 379	121, 379	121, 034	121, 379	121, 379	121, 379
5	363, 618	363, 618	362, 709	121, 206	121, 206	120, 903	121, 206	121, 206	121, 206
6	363, 096	363, 096	362, 319	121, 032	121, 032	120, 773	121, 032	121, 032	121, 032
7	362, 577	362, 577	361, 932	120, 859	120, 859	120, 644	120, 859	120, 859	120, 859
8	362, 058	362, 058	361, 542	120, 686	120, 686	120, 514	120, 686	120, 686	120, 686
9	361, 542	361, 542	361, 155	120, 514	120, 514	120, 385	120, 514	120, 514	120, 514
10	361, 026	361, 026	360, 768	120, 342	120, 342	120, 256	120, 342	120, 342	120, 342
11	360, 513	360, 513	360, 384	120, 171	120, 171	120, 128	120, 171	120, 171	120, 171

年齡	基本 A型	基本 B型	基本 C型	A型	B型	C型	I 型	II 型	III型
36 歲 0 月	366, 495	366, 495	364, 887	122, 165	122, 165	121, 629	122, 165	122, 165	122, 165
1	365, 946	365, 946	364, 476	121, 982	121, 982	121, 492	121, 982	121, 982	121, 982
2	365, 400	365, 400	364, 065	121, 800	121, 800	121, 355	121, 800	121, 800	121, 800
3	364, 854	364, 854	363, 654	121, 618	121, 618	121, 218	121, 618	121, 618	121, 618
4	364, 308	364, 308	363, 243	121, 436	121, 436	121, 081	121, 436	121, 436	121, 436
5	363, 765	363, 765	362, 835	121, 255	121, 255	120, 945	121, 255	121, 255	121, 255
6	363, 222	363, 222	362, 427	121, 074	121, 074	120, 809	121, 074	121, 074	121, 074
7	362, 682	362, 682	362, 019	120, 894	120, 894	120, 673	120, 894	120, 894	120, 894
8	362, 145	362, 145	361, 614	120, 715	120, 715	120, 538	120, 715	120, 715	120, 715
9	361, 605	361, 605	361, 209	120, 535	120, 535	120, 403	120, 535	120, 535	120, 535
10	361, 068	361, 068	360, 804	120, 356	120, 356	120, 268	120, 356	120, 356	120, 356
11	360, 534	360, 534	360, 402	120, 178	120, 178	120, 134	120, 178	120, 178	120, 178
37 歲 0 月	366, 771	366, 771	365, 124	122, 257	122, 257	121, 708	122, 257	122, 257	122, 257
1	366, 201	366, 201	364, 689	122, 067	122, 067	121, 563	122, 067	122, 067	122, 067
2	365, 631	365, 631	364, 260	121, 877	121, 877	121, 420	121, 877	121, 877	121, 877
3	365, 061	365, 061	363, 828	121, 687	121, 687	121, 276	121, 687	121, 687	121, 687
4	364, 494	364, 494	363, 399	121, 498	121, 498	121, 133	121, 498	121, 498	121, 498
5	363, 927	363, 927	362, 970	121, 309	121, 309	120, 990	121, 309	121, 309	121, 309
6	363, 360	363, 360	362, 544	121, 120	121, 120	120, 848	121, 120	121, 120	121, 120
7	362, 799	362, 799	362, 115	120, 933	120, 933	120, 705	120, 933	120, 933	120, 933
8	362, 235	362, 235	361, 692	120, 745	120, 745	120, 564	120, 745	120, 745	120, 745
9	361, 674	361, 674	361, 266	120, 558	120, 558	120, 422	120, 558	120, 558	120, 558
10	361, 116	361, 116	360, 843	120, 372	120, 372	120, 281	120, 372	120, 372	120, 372
11	360, 558	360, 558	360, 420	120, 186	120, 186	120, 140	120, 186	120, 186	120, 186
38 歲 0 月	367, 077	367, 077	365, 382	122, 359	122, 359	121, 794	122, 359	122, 359	122, 359
1	366, 480	366, 480	364, 926	122, 160	122, 160	121, 642	122, 160	122, 160	122, 160
2	365, 883	365, 883	364, 473	121, 961	121, 961	121, 491	121, 961	121, 961	121, 961
3	365, 289	365, 289	364, 020	121, 763	121, 763	121, 340	121, 763	121, 763	121, 763
4	364, 695	364, 695	363, 570	121, 565	121, 565	121, 190	121, 565	121, 565	121, 565
5	364, 104	364, 104	363, 120	121, 368	121, 368	121, 040	121, 368	121, 368	121, 368
6	363, 513	363, 513	362, 670	121, 171	121, 171	120, 890	121, 171	121, 171	121, 171
7	362, 922	362, 922	362, 223	120, 974	120, 974	120, 741	120, 974	120, 974	120, 974
8	362, 337	362, 337	361, 776	120, 779	120, 779	120, 592	120, 779	120, 779	120, 779
9	361, 749	361, 749	361, 329	120, 583	120, 583	120, 443	120, 583	120, 583	120, 583
10	361, 164	361, 164	360, 885	120, 388	120, 388	120, 295	120, 388	120, 388	120, 388
11	360, 582	360, 582	360, 441	120, 194	120, 194	120, 147	120, 194	120, 194	120, 194
39 歲 0 月	367, 413	367, 413	365, 664	122, 471	122, 471	121, 888	122, 471	122, 471	122, 471
1	366, 786	366, 786	365, 187	122, 262	122, 262	121, 729	122, 262	122, 262	122, 262
2	366, 162	366, 162	364, 710	122, 054	122, 054	121, 570	122, 054	122, 054	122, 054
3	365, 538	365, 538	364, 233	121, 846	121, 846	121, 411	121, 846	121, 846	121, 846
4	364, 917	364, 917	363, 759	121, 639	121, 639	121, 253	121, 639	121, 639	121, 639
5	364, 296	364, 296	363, 285	121, 432	121, 432	121, 095	121, 432	121, 432	121, 432
6	363, 678	363, 678	362, 811	121, 226	121, 226	120, 937	121, 226	121, 226	121, 226
7	363, 063	363, 063	362, 340	121, 021	121, 021	120, 780	121, 021	121, 021	121, 021
8	362, 448	362, 448	361, 869	120, 816	120, 816	120, 623	120, 816	120, 816	120, 816
9	361, 833	361, 833	361, 401	120, 611	120, 611	120, 467	120, 611	120, 611	120, 611
10	361, 221	361, 221	360, 933	120, 407	120, 407	120, 311	120, 407	120, 407	120, 407
11	360, 609	360, 609	360, 465	120, 203	120, 203	120, 155	120, 203	120, 203	120, 203

年齡	基本 A型	基本 B型	基本 C型	A型	B型	C型	I 型	II 型	III型
40 歲 0 月	367, 782	367, 782	365, 979	122, 594	122, 594	121, 993	122, 594	122, 594	122, 594
1	367, 125	367, 125	365, 472	122, 375	122, 375	121, 824	122, 375	122, 375	122, 375
2	366, 468	366, 468	364, 968	122, 156	122, 156	121, 656	122, 156	122, 156	122, 156
3	365, 814	365, 814	364, 467	121, 938	121, 938	121, 489	121, 938	121, 938	121, 938
4	365, 163	365, 163	363, 966	121, 721	121, 721	121, 322	121, 721	121, 721	121, 721
5	364, 512	364, 512	363, 465	121, 504	121, 504	121, 155	121, 504	121, 504	121, 504
6	363, 864	363, 864	362, 967	121, 288	121, 288	120, 989	121, 288	121, 288	121, 288
7	363, 216	363, 216	362, 469	121, 072	121, 072	120, 823	121, 072	121, 072	121, 072
8	362, 568	362, 568	361, 974	120, 856	120, 856	120, 658	120, 856	120, 856	120, 856
9	361, 923	361, 923	361, 479	120, 641	120, 641	120, 493	120, 641	120, 641	120, 641
10	361, 281	361, 281	360, 984	120, 427	120, 427	120, 328	120, 427	120, 427	120, 427
11	360, 639	360, 639	360, 492	120, 213	120, 213	120, 164	120, 213	120, 213	120, 213
41 歲 0 月	368, 193	368, 193	366, 327	122, 731	122, 731	122, 109	122, 731	122, 731	122, 731
1	367, 500	367, 500	365, 793	122, 500	122, 500	121, 931	122, 500	122, 500	122, 500
2	366, 810	366, 810	365, 259	122, 270	122, 270	121, 753	122, 270	122, 270	122, 270
3	366, 120	366, 120	364, 728	122, 040	122, 040	121, 576	122, 040	122, 040	122, 040
4	365, 436	365, 436	364, 197	121, 812	121, 812	121, 399	121, 812	121, 812	121, 812
5	364, 749	364, 749	363, 669	121, 583	121, 583	121, 223	121, 583	121, 583	121, 583
6	364, 065	364, 065	363, 141	121, 355	121, 355	121, 047	121, 355	121, 355	121, 355
7	363, 384	363, 384	362, 613	121, 128	121, 128	120, 871	121, 128	121, 128	121, 128
8	362, 703	362, 703	362, 088	120, 901	120, 901	120, 696	120, 901	120, 901	120, 901
9	362, 025	362, 025	361, 563	120, 675	120, 675	120, 521	120, 675	120, 675	120, 675
10	361, 350	361, 350	361, 041	120, 450	120, 450	120, 347	120, 450	120, 450	120, 450
11	360, 672	360, 672	360, 519	120, 224	120, 224	120, 173	120, 224	120, 224	120, 224
42 歲 0 月	368, 652	368, 652	366, 717	122, 884	122, 884	122, 239	122, 884	122, 884	122, 884
1	367, 920	367, 920	366, 150	122, 640	122, 640	122, 050	122, 640	122, 640	122, 640
2	367, 191	367, 191	365, 583	122, 397	122, 397	121, 861	122, 397	122, 397	122, 397
3	366, 465	366, 465	365, 019	122, 155	122, 155	121, 673	122, 155	122, 155	122, 155
4	365, 739	365, 739	364, 455	121, 913	121, 913	121, 485	121, 913	121, 913	121, 913
5	365, 016	365, 016	363, 894	121, 672	121, 672	121, 298	121, 672	121, 672	121, 672
6	364, 293	364, 293	363, 333	121, 431	121, 431	121, 111	121, 431	121, 431	121, 431
7	363, 573	363, 573	362, 775	121, 191	121, 191	120, 925	121, 191	121, 191	121, 191
8	362, 856	362, 856	362, 217	120, 952	120, 952	120, 739	120, 952	120, 952	120, 952
9	362, 139	362, 139	361, 662	120, 713	120, 713	120, 554	120, 713	120, 713	120, 713
10	361, 425	361, 425	361, 107	120, 475	120, 475	120, 369	120, 475	120, 475	120, 475
11	360, 711	360, 711	360, 552	120, 237	120, 237	120, 184	120, 237	120, 237	120, 237
43 歲 0 月	369, 165	369, 165	367, 155	123, 055	123, 055	122, 385	123, 055	123, 055	123, 055
1	368, 391	368, 391	366, 552	122, 797	122, 797	122, 184	122, 797	122, 797	122, 797
2	367, 620	367, 620	365, 949	122, 540	122, 540	121, 983	122, 540	122, 540	122, 540
3	366, 849	366, 849	365, 346	122, 283	122, 283	121, 782	122, 283	122, 283	122, 283
4	366, 081	366, 081	364, 746	122, 027	122, 027	121, 582	122, 027	122, 027	122, 027
5	365, 313	365, 313	364, 149	121, 771	121, 771	121, 383	121, 771	121, 771	121, 771
6	364, 548	364, 548	363, 552	121, 516	121, 516	121, 184	121, 516	121, 516	121, 516
7	363, 786	363, 786	362, 955	121, 262	121, 262	120, 985	121, 262	121, 262	121, 262
8	363, 024	363, 024	362, 361	121, 008	121, 008	120, 787	121, 008	121, 008	121, 008
9	362, 265	362, 265	361, 770	120, 755	120, 755	120, 590	120, 755	120, 755	120, 755
10	361, 509	361, 509	361, 179	120, 503	120, 503	120, 393	120, 503	120, 503	120, 503
11	360, 753	360, 753	360, 588	120, 251	120, 251	120, 196	120, 251	120, 251	120, 251

年齡	基本 A型	基本 B型	基本 C型	A型	B型	C型	I 型	II 型	III型
44 歲 0 月	369, 747	369, 747	367, 653	123, 249	123, 249	122, 551	123, 249	123, 249	123, 249
1	368, 922	368, 922	367, 005	122, 974	122, 974	122, 335	122, 974	122, 974	122, 974
2	368, 100	368, 100	366, 360	122, 700	122, 700	122, 120	122, 700	122, 700	122, 700
3	367, 281	367, 281	365, 718	122, 427	122, 427	121, 906	122, 427	122, 427	122, 427
4	366, 465	366, 465	365, 076	122, 155	122, 155	121, 692	122, 155	122, 155	122, 155
5	365, 649	365, 649	364, 437	121, 883	121, 883	121, 479	121, 883	121, 883	121, 883
6	364, 836	364, 836	363, 798	121, 612	121, 612	121, 266	121, 612	121, 612	121, 612
7	364, 026	364, 026	363, 162	121, 342	121, 342	121, 054	121, 342	121, 342	121, 342
8	363, 216	363, 216	362, 526	121, 072	121, 072	120, 842	121, 072	121, 072	121, 072
9	362, 409	362, 409	361, 893	120, 803	120, 803	120, 631	120, 803	120, 803	120, 803
10	361, 605	361, 605	361, 260	120, 535	120, 535	120, 420	120, 535	120, 535	120, 535
11	360, 801	360, 801	360, 630	120, 267	120, 267	120, 210	120, 267	120, 267	120, 267
45 歲 0 月	370, 407	370, 407	368, 217	123, 469	123, 469	122, 739	123, 469	123, 469	123, 469
1	369, 528	369, 528	367, 524	123, 176	123, 176	122, 508	123, 176	123, 176	123, 176
2	368, 652	368, 652	366, 831	122, 884	122, 884	122, 277	122, 884	122, 884	122, 884
3	367, 776	367, 776	366, 141	122, 592	122, 592	122, 047	122, 592	122, 592	122, 592
4	366, 903	366, 903	365, 451	122, 301	122, 301	121, 817	122, 301	122, 301	122, 301
5	366, 033	366, 033	364, 764	122, 011	122, 011	121, 588	122, 011	122, 011	122, 011
6	365, 166	365, 166	364, 077	121, 722	121, 722	121, 359	121, 722	121, 722	121, 722
7	364, 299	364, 299	363, 393	121, 433	121, 433	121, 131	121, 433	121, 433	121, 433
8	363, 435	363, 435	362, 712	121, 145	121, 145	120, 904	121, 145	121, 145	121, 145
9	362, 574	362, 574	362, 031	120, 858	120, 858	120, 677	120, 858	120, 858	120, 858
10	361, 713	361, 713	361, 353	120, 571	120, 571	120, 451	120, 571	120, 571	120, 571
11	360, 855	360, 855	360, 675	120, 285	120, 285	120, 225	120, 285	120, 285	120, 285
46 歲 0 月	247, 444	247, 444	245, 912	123, 722	123, 722	122, 956	123, 722	123, 722	123, 722
1	246, 816	246, 816	245, 412	123, 408	123, 408	122, 706	123, 408	123, 408	123, 408
2	246, 188	246, 188	244, 914	123, 094	123, 094	122, 457	123, 094	123, 094	123, 094
3	245, 562	245, 562	244, 418	122, 781	122, 781	122, 209	122, 781	122, 781	122, 781
4	244, 938	244, 938	243, 922	122, 469	122, 469	121, 961	122, 469	122, 469	122, 469
5	244, 316	244, 316	243, 428	122, 158	122, 158	121, 714	122, 158	122, 158	122, 158
6	243, 694	243, 694	242, 934	121, 847	121, 847	121, 467	121, 847	121, 847	121, 847
7	243, 076	243, 076	242, 442	121, 538	121, 538	121, 221	121, 538	121, 538	121, 538
8	242, 458	242, 458	241, 952	121, 229	121, 229	120, 976	121, 229	121, 229	121, 229
9	241, 840	241, 840	241, 462	120, 920	120, 920	120, 731	120, 920	120, 920	120, 920
10	241, 226	241, 226	240, 974	120, 613	120, 613	120, 487	120, 613	120, 613	120, 613
11	240, 612	240, 612	240, 486	120, 306	120, 306	120, 243	120, 306	120, 306	120, 306
47 歲 0 月	248, 034	248, 034	246, 416	124, 017	124, 017	123, 208	124, 017	124, 017	124, 017
1	247, 356	247, 356	245, 874	123, 678	123, 678	122, 937	123, 678	123, 678	123, 678
2	246, 678	246, 678	245, 334	123, 339	123, 339	122, 667	123, 339	123, 339	123, 339
3	246, 002	246, 002	244, 794	123, 001	123, 001	122, 397	123, 001	123, 001	123, 001
4	245, 330	245, 330	244, 256	122, 665	122, 665	122, 128	122, 665	122, 665	122, 665
5	244, 658	244, 658	243, 720	122, 329	122, 329	121, 860	122, 329	122, 329	122, 329
6	243, 988	243, 988	243, 184	121, 994	121, 994	121, 592	121, 994	121, 994	121, 994
7	243, 318	243, 318	242, 650	121, 659	121, 659	121, 325	121, 659	121, 659	121, 659
8	242, 652	242, 652	242, 118	121, 326	121, 326	121, 059	121, 326	121, 326	121, 326
9	241, 986	241, 986	241, 586	120, 993	120, 993	120, 793	120, 993	120, 993	120, 993
10	241, 322	241, 322	241, 056	120, 661	120, 661	120, 528	120, 661	120, 661	120, 661
11	240, 660	240, 660	240, 528	120, 330	120, 330	120, 264	120, 330	120, 330	120, 330

年齡	基本 A型	基本 B型	基本 C型	A型	B型	C型	I 型	II 型	III型
48 歲 0 月	248, 728	248, 728	247, 012	124, 364	124, 364	123, 506	124, 364	124, 364	124, 364
1	247, 990	247, 990	246, 420	123, 995	123, 995	123, 210	123, 995	123, 995	123, 995
2	247, 254	247, 254	245, 828	123, 627	123, 627	122, 914	123, 627	123, 627	123, 627
3	246, 522	246, 522	245, 240	123, 261	123, 261	122, 620	123, 261	123, 261	123, 261
4	245, 790	245, 790	244, 652	122, 895	122, 895	122, 326	122, 895	122, 895	122, 895
5	245, 060	245, 060	244, 064	122, 530	122, 530	122, 032	122, 530	122, 530	122, 530
6	244, 332	244, 332	243, 480	122, 166	122, 166	121, 740	122, 166	122, 166	122, 166
7	243, 606	243, 606	242, 896	121, 803	121, 803	121, 448	121, 803	121, 803	121, 803
8	242, 880	242, 880	242, 314	121, 440	121, 440	121, 157	121, 440	121, 440	121, 440
9	242, 158	242, 158	241, 734	121, 079	121, 079	120, 867	121, 079	121, 079	121, 079
10	241, 436	241, 436	241, 154	120, 718	120, 718	120, 577	120, 718	120, 718	120, 718
11	240, 718	240, 718	240, 576	120, 359	120, 359	120, 288	120, 359	120, 359	120, 359
49 歲 0 月	249, 556	249, 556	247, 724	124, 778	124, 778	123, 862	124, 778	124, 778	124, 778
1	248, 748	248, 748	247, 070	124, 374	124, 374	123, 535	124, 374	124, 374	124, 374
2	247, 944	247, 944	246, 420	123, 972	123, 972	123, 210	123, 972	123, 972	123, 972
3	247, 140	247, 140	245, 770	123, 570	123, 570	122, 885	123, 570	123, 570	123, 570
4	246, 338	246, 338	245, 124	123, 169	123, 169	122, 562	123, 169	123, 169	123, 169
5	245, 540	245, 540	244, 478	122, 770	122, 770	122, 239	122, 770	122, 770	122, 770
6	244, 742	244, 742	243, 832	122, 371	122, 371	121, 916	122, 371	122, 371	122, 371
7	243, 948	243, 948	243, 190	121, 974	121, 974	121, 595	121, 974	121, 974	121, 974
8	243, 154	243, 154	242, 550	121, 577	121, 577	121, 275	121, 577	121, 577	121, 577
9	242, 362	242, 362	241, 910	121, 181	121, 181	120, 955	121, 181	121, 181	121, 181
10	241, 572	241, 572	241, 272	120, 786	120, 786	120, 636	120, 786	120, 786	120, 786
11	240, 786	240, 786	240, 634	120, 393	120, 393	120, 317	120, 393	120, 393	120, 393
50 歲 0 月	250, 562	250, 562	248, 588	125, 281	125, 281	124, 294	125, 281	125, 281	125, 281
1	249, 668	249, 668	247, 862	124, 834	124, 834	123, 931	124, 834	124, 834	124, 834
2	248, 780	248, 780	247, 138	124, 390	124, 390	123, 569	124, 390	124, 390	124, 390
3	247, 892	247, 892	246, 416	123, 946	123, 946	123, 208	123, 946	123, 946	123, 946
4	247, 006	247, 006	245, 696	123, 503	123, 503	122, 848	123, 503	123, 503	123, 503
5	246, 122	246, 122	244, 978	123, 061	123, 061	122, 489	123, 061	123, 061	123, 061
6	245, 242	245, 242	244, 262	122, 621	122, 621	122, 131	122, 621	122, 621	122, 621
7	244, 362	244, 362	243, 548	122, 181	122, 181	121, 774	122, 181	122, 181	122, 181
8	243, 486	243, 486	242, 834	121, 743	121, 743	121, 417	121, 743	121, 743	121, 743
9	242, 612	242, 612	242, 124	121, 306	121, 306	121, 062	121, 306	121, 306	121, 306
10	241, 738	241, 738	241, 414	120, 869	120, 869	120, 707	120, 869	120, 869	120, 869
11	240, 868	240, 868	240, 706	120, 434	120, 434	120, 353	120, 434	120, 434	120, 434
51 歲 0 月	125, 905	125, 905	124, 831	125, 905	125, 905	124, 831	125, 905	125, 905	125, 905
1	125, 406	125, 406	124, 423	125, 406	125, 406	124, 423	125, 406	125, 406	125, 406
2	124, 909	124, 909	124, 016	124, 909	124, 909	124, 016	124, 909	124, 909	124, 909
3	124, 412	124, 412	123, 610	124, 412	124, 412	123, 610	124, 412	124, 412	124, 412
4	123, 917	123, 917	123, 205	123, 917	123, 917	123, 205	123, 917	123, 917	123, 917
5	123, 423	123, 423	122, 801	123, 423	123, 423	122, 801	123, 423	123, 423	123, 423
6	122, 931	122, 931	122, 398	122, 931	122, 931	122, 398	122, 931	122, 931	122, 931
7	122, 439	122, 439	121, 995	122, 439	122, 439	121, 995	122, 439	122, 439	122, 439
8	121, 949	121, 949	121, 594	121, 949	121, 949	121, 594	121, 949	121, 949	121, 949
9	121, 460	121, 460	121, 194	121, 460	121, 460	121, 194	121, 460	121, 460	121, 460
10	120, 972	120, 972	120, 795	120, 972	120, 972	120, 795	120, 972	120, 972	120, 972
11	120, 485	120, 485	120, 397	120, 485	120, 485	120, 397	120, 485	120, 485	120, 485

年齢	基本 A型	基本 B型	基本 C型	A型	B型	C型	I型	II型	III型
52歳0月	126,701	126,701	125,515	126,701	126,701	125,515	126,701	126,701	126,701
1	126,135	126,135	125,049	126,135	126,135	125,049	126,135	126,135	126,135
2	125,570	125,570	124,585	125,570	125,570	124,585	125,570	125,570	125,570
3	125,007	125,007	124,121	125,007	125,007	124,121	125,007	125,007	125,007
4	124,445	124,445	123,659	124,445	124,445	123,659	124,445	124,445	124,445
5	123,885	123,885	123,197	123,885	123,885	123,197	123,885	123,885	123,885
6	123,326	123,326	122,737	123,326	123,326	122,737	123,326	123,326	123,326
7	122,768	122,768	122,278	122,768	122,768	122,278	122,768	122,768	122,768
8	122,212	122,212	121,820	122,212	122,212	121,820	122,212	122,212	122,212
9	121,657	121,657	121,364	121,657	121,657	121,364	121,657	121,657	121,657
10	121,103	121,103	120,908	121,103	121,103	120,908	121,103	121,103	121,103
11	120,551	120,551	120,453	120,551	120,551	120,453	120,551	120,551	120,551
53歳0月	127,751	127,751	126,419	127,751	127,751	126,419	127,751	127,751	127,751
1	127,096	127,096	125,877	127,096	127,096	125,877	127,096	127,096	127,096
2	126,443	126,443	125,336	126,443	126,443	125,336	126,443	126,443	126,443
3	125,791	125,791	124,797	125,791	125,791	124,797	125,791	125,791	125,791
4	125,142	125,142	124,259	125,142	125,142	124,259	125,142	125,142	125,142
5	124,493	124,493	123,722	124,493	124,493	123,722	124,493	124,493	124,493
6	123,847	123,847	123,186	123,847	123,847	123,186	123,847	123,847	123,847
7	123,202	123,202	122,652	123,202	123,202	122,652	123,202	123,202	123,202
8	122,558	122,558	122,119	122,558	122,558	122,119	122,558	122,558	122,558
9	121,916	121,916	121,587	121,916	121,916	121,587	121,916	121,916	121,916
10	121,276	121,276	121,057	121,276	121,276	121,057	121,276	121,276	121,276
11	120,637	120,637	120,528	120,637	120,637	120,528	120,637	120,637	120,637
54歳0月	129,200	129,200	127,667	129,200	129,200	127,667	129,200	129,200	129,200
1	128,423	128,423	127,020	128,423	128,423	127,020	128,423	128,423	128,423
2	127,647	127,647	126,374	127,647	127,647	126,374	127,647	127,647	127,647
3	126,874	126,874	125,729	126,874	126,874	125,729	126,874	126,874	126,874
4	126,103	126,103	125,086	126,103	126,103	125,086	126,103	126,103	126,103
5	125,333	125,333	124,445	125,333	125,333	124,445	125,333	125,333	125,333
6	124,566	124,566	123,805	124,566	124,566	123,805	124,566	124,566	124,566
7	123,800	123,800	123,167	123,800	123,800	123,167	123,800	123,800	123,800
8	123,036	123,036	122,531	123,036	123,036	122,531	123,036	123,036	123,036
9	122,274	122,274	121,896	122,274	122,274	121,896	122,274	122,274	122,274
10	121,514	121,514	121,262	121,514	121,514	121,262	121,514	121,514	121,514
11	120,756	120,756	120,630	120,756	120,756	120,630	120,756	120,756	120,756

(注) 加入員の資格を取得し、又は増口をした日の属する月に、その日におけるその者の年齢（年単位で区分するものとする。以下同じ。）の次年齢に達する場合は、その日において20歳以上46歳未満である者については36万円、46歳以上51歳未満である者については24万円、51歳以上55歳未満である者については12万円とし、付加型の年金単位にあっては12万円とする。

附 則

- 1 この規約は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 10 年 4 月から平成 11 年 3 月までの 12 月分の掛金を前納する場合において前納すべき額については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、平成 10 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、厚生大臣の認可を受けた日から施行する。
- 2 加入員は、掛金単位を増やすことによる平成 12 年 4 月分以後の掛金の額の増額を、第 73 条第 1 項（ただし書きを除く。）の規定にかかわらず、平成 12 年 3 月 31 日までにこの基金に申し出ることができる。

附 則

この規約は、平成 13 年 2 月 21 日から施行する。

別表第 7 削除

附 則

- 1 この規約は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 16 年 4 月 1 日以前に生まれた者に対して支給する老齢年金に係る第 57 条の適用については、なお、従前の例による。

別表第 3 削除

附 則

この規約は、平成 13 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 13 年 12 月 25 日から施行する。ただし、平成 14 年 1 月からの効力発生とする。

附 則

この規約は、平成 14 年 2 月 19 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 14 年 3 月 1 日から施行する

附 則

この規約は、平成 14 年 3 月 25 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 14 年 10 月 15 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 14 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 15 年 10 月 31 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 73 条第 1 項の改正規定は、平成 16 年 3 月 31 日から施行する。
- 2 平成 16 年 4 月から平成 17 年 3 月までの 12 月分の掛金を前納する場合において前納すべき額については、なお従前の例による。

附 則

この規約は、平成 17 年 3 月 31 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の第 77 条の規定は、平成 18 年 4 月 1 日以後に同条に規定する納期限が到来する掛金について適用し、同日前に当該期限が到来している掛金については、なお、従前の例による。

附 則

この規約は、平成 18 年 4 月 25 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 18 年 5 月 12 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 18 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 18 年 7 月 3 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 18 年 9 月 8 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 18 年 9 月 19 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 19 年 5 月 29 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 19 年 9 月 21 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 20 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 20 年 2 月 19 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 20 年 7 月 29 日から施行する。

附 則

第 1 条 この規約は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(従前掛金での加入に関する経過的措置)

第 2 条 この規約の施行前に、この規約による改正前の東京都国民年金基金規約（以下「旧規約」という。）第 50 条に規定する 9 種類の年金単位の全部又は一部によって構成されている国民年金基金の加入員の資格を喪失した者の、この規約の施行後におけるこの基金への旧規約第 38 条第 3 項に規定する従前掛金での加入（以下単に「従前掛金での加入」という。）については、なお従前の例による。

第 3 条 旧規約附則第 7 条の規定により、従前掛金での加入をこの基金に申し出ることができる者とされていた者に係る従前掛金での加入については、旧規約附則第 7 条の規定は、この規約の施行後も、なおその効力を有するものとする。

附 則

この規約は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 21 年 9 月 30 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 23 年 9 月 12 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 24 年 4 月 10 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 78 条に 1 項を加える変更規定は、平成 24 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規約による改正後の附則第 9 条の規定は、第 77 条第 5 項に規定する延滞金のうち平成 27 年 1 月 1 日以後の期間に対応するものについて適用し、当該延滞金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお、従前の例による。

附 則

この規約は、平成 27 年 4 月 9 日から施行する。

附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成 27 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、届出の日から施行し、平成 28 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、認可の日から施行し、平成 29 年 1 月 1 日から適用する。ただし、変更後の第 81 条の規定は、平成 29 年度の予算から適用する。

(経過措置)

2 この規約の施行の際現にこの規約による変更前の東京都国民年金基金規約（以下「旧規約」という。）第 24 条第 1 項の規定により選任された理事である者は、この規約の施行の日（以下「施行日」という。）に、この規約による変更後の東京都国民年金基金規約（以下「新規約」という。）第 24 条第 1 項の規定により理事として選任されたものとみなす。この場合において、その選任されたものとみなされる者の任期は、新規約第 24 条第 1 項の規定にかかわらず、施行日における旧規約第 24 条第 1 項の規定により選任された理事としての任期の残任期間と同一の期間とする。

附 則

この規約は、認可の日から施行し、平成 29 年 9 月 20 日から適用する。

附 則

この規約は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、平成 31 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この規約による変更後の全国国民年金基金規約（以下「全国基金規約」という。）第 44 条、第 51 条、第 57 条、第 57 条の 2、第 63 条の 3、第 63 条の 8 及び第 63 条の 8 の 2 の規定は、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

(東京都国民年金基金規約の一部変更に伴う経過措置)

第2条 この規約の施行の日（以下「施行日」という。）前に吸収合併消滅基金（国民年金法（昭和34年法律第141号。以下「法」という。）第137条の3の2に規定する吸収合併消滅基金をいう。以下同じ。）の基金規約の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれ全国基金規約の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

2 当分の間、全国基金規約の規定の適用については、次の表の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第3欄に掲げる字句とする。

第1欄	第2欄	第3欄
第6条	会議録	会議録（吸収合併消滅基金（法第137条の3の2に規定する吸収合併消滅基金をいう。以下同じ。）の創立総会の会議録を含む。）
第21条第3項	会議録	会議録（吸収合併消滅基金の会議録を含む。次項において同じ。）
第38条第3項	国民年金基金（	国民年金基金（吸収合併消滅基金を含む。
第82条第2項	書類	書類（吸収合併消滅基金の書類を含む。次項において同じ。）

(施行日前に受給権が発生している給付を複数有する者に係る規定の適用の特例)

第3条 施行日前に受給権が発生している吸収合併存続基金（法第137条の3の2に規定する吸収合併存続基金をいう。）及び吸収合併消滅基金の給付を複数有する者の当該給付の全国基金規約第44条及び第45条の規定の適用については、各基金の給付ごとに適用する。

(遺族一時金及び特例遺族一時金の規定の適用の特例)

第4条 施行日前に受給権が発生している吸収合併存続基金及び吸収合併消滅基金の老齢年金又は特例老齢年金を複数有する者が施行日以後に死亡した場合の遺族一時金又は特例遺族一時金の全国基金規約第62条又は第63条の13の規定の適用については、各基金の基本年金又は特定基本年金ごとに適用する。

(未給付給付に関する経過措置)

第5条 吸収合併存続基金又は吸収合併消滅基金が施行日前に支給すべきであった給付であって施行日においてまだ支給していないものの額の計算については、なお従前の例による。

(投資一任契約に関する経過措置)

第6条 この基金は、当分の間、全国基金規約第69条第1項の規定にかかわらず、法第128条第3項及び国民年金基金令（平成2年政令第304号。以下「基金令」という。）第30条第1項の規定に基づき、給付に要する費用及び積立金の運用に関し、次の表の右欄に掲げる金融商品取引業者（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第9項に規定する金融商品取引業者をいう。）と投資一任契約（同条第8項第12号ロに規定する契約をいう。以下同じ。）を締結し、基金令第18条第1項第2号及び第30条第2項の規定に基づき、同表の左欄に掲げる信託会社（信託業務を営む銀行を含む。）と当該投資一任契約に係る特定信託契約を締結する。

特定信託契約	投資一任契約
三井住友信託銀行株式会社	マーサー・インベストメンツ株式会社

2 前項の特定信託契約の内容は、基金令第18条第1項第1号に規定するもののほか、全国基金規約第69条第3項の規定を準用する。

附 則

この規約は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年11月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年11月1日から施行する。

附 則（令和元年11月1日改正）

（施行期日）

この規約は、令和元年11月1日から施行する。ただし、この規約による変更後の規約第24条、第30条及び第33条の規定は、平成31年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和元年12月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和元年12月9日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年2月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年3月31日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

第1条 この規約は、令和2年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第2条 施行日前に変更前の全国国民年金基金規約（以下「旧規約」という。）第95条第1項に規定する給付を受ける権利が生じた場合における当該権利の消滅時効の期間については、変更後の全国国民年金基金規約第95条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 施行日前に旧規約第95条第2項に規定する時効の中断の事由が生じた場合におけるその事由の効力については、なお従前の例による。

附 則（令和2年5月1日改正）

（施行期日）

この規約は、令和2年5月1日から施行する。ただし、この規約による変更後の附則別表は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この規約は、令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、届出の日から施行する。ただし、別表第 8 に株式会社島根銀行を加える変更規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規約は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、届出の日から施行し、令和 2 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

この規約は、令和 3 年 1 月 4 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規約は、届出の日から施行し、令和 3 年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この規約は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 2 月 22 日改正）

（施行期日）

第 1 条 この規約は、令和 4 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、この規約による改正後の第 3 条の規定は、令和 4 年 5 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この規約による変更後の第 57 条、第 57 条の 2 及び第 63 条の 8 の 2 の規定は、施行日の前日において、60 歳に達していない者について適用する。

附 則（令和 4 年 9 月 28 日改正）

この規約は、令和 4 年 11 月 7 日から施行する。

附 則

この規約は、令和 4 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 22 日改正）

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、この規約による改正後の第 3 条の規定は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

(単位：円)

年齢	加入員の資格 を取得し、又は 増口の申出を した日が平成 12年3月31日 以前の場合		加入員の資格 を取得し、又は 増口の申出を した日が平成 12年4月1日 から平成14年 3月31日までの 間の場合		加入員の資格 を取得し、又は 増口の申出を した日が平成 14年4月1日 から平成16年 3月31日までの 間の場合		加入員の資格 を取得し、又は 増口の申出を した日が平成 16年4月1日 から平成21年 3月31日までの 間の場合		加入員の資格 を取得し、又は 増口の申出を した日が平成 21年4月1日 から平成26年 3月31日までの 間の場合		加入員の資格 を取得し、又は 増口の申出を した日が平成 26年4月1日 以後の場合	
	基本 A型 基本 B型	A型 B型 I型 II型 III型	基本 A型 基本 B型	A型 B型 I型 II型 III型	基本 A型 基本 B型	A型 B型 I型 II型 III型	基本 A型 基本 B型	A型 B型 I型 II型 III型	基本 A型 基本 B型	A型 B型 I型 II型 III型 IV型 V型	基本 A型 基本 B型	A型 B型 I型 II型 III型 IV型 V型
20歳	1,668	556	1,506	502	1,296	432	1,062	354	708	354	676	338
21	1,683	561	1,524	508	1,314	438	1,080	360	720	360	688	344
22	1,701	567	1,542	514	1,338	446	1,098	366	732	366	704	352
23	1,719	573	1,560	520	1,356	452	1,122	374	748	374	720	360
24	1,737	579	1,578	526	1,380	460	1,146	382	764	382	736	368
25	1,758	586	1,602	534	1,398	466	1,170	390	780	390	752	376
26	1,779	593	1,626	542	1,428	476	1,194	398	796	398	768	384
27	1,803	601	1,650	550	1,452	484	1,224	408	816	408	788	394
28	1,830	610	1,674	558	1,482	494	1,254	418	836	418	808	404
29	1,857	619	1,704	568	1,512	504	1,284	428	856	428	828	414
30	1,887	629	1,734	578	1,542	514	1,320	440	880	440	848	424
31	1,917	639	1,770	590	1,578	526	1,356	452	904	452	872	436
32	1,953	651	1,806	602	1,614	538	1,392	464	928	464	900	450
33	1,989	663	1,842	614	1,656	552	1,434	478	956	478	928	464
34	2,031	677	1,884	628	1,698	566	1,482	494	988	494	960	480
35	2,076	692	1,932	644	1,746	582	1,020	255	765	255	744	248
36	2,127	709	1,986	662	1,800	600	1,056	264	792	264	771	257
37	2,181	727	2,040	680	1,860	620	1,096	274	822	274	801	267
38	2,241	747	2,100	700	1,920	640	1,136	284	852	284	834	278
39	2,307	769	2,166	722	1,992	664	1,184	296	888	296	867	289
40	2,382	794	2,244	748	2,064	688	1,236	309	927	309	906	302
41	2,463	821	2,328	776	2,154	718	1,296	324	972	324	951	317
42	2,556	852	2,424	808	2,250	750	1,360	340	1,020	340	999	333
43	2,661	887	2,526	842	2,358	786	1,432	358	1,074	358	1,056	352
44	2,781	927	2,652	884	2,478	826	1,516	379	1,137	379	1,116	372
45	1,946	973	1,860	465	1,748	437	806	403	806	403	792	396
46	2,052	1,026	1,968	492	1,856	464	860	430	860	430	848	424
47	2,178	1,089	2,092	523	1,984	496	924	462	924	462	910	455
48	2,326	1,163	2,244	561	2,132	533	1,000	500	1,000	500	986	493
49	2,504	1,252	2,420	605	2,312	578	1,090	545	1,090	545	1,076	538
50	1,362	1,362	1,320	660	1,268	634						
51	1,499	1,499	1,458	729	1,406	703						
52	1,676	1,676	1,636	818	1,584	792						
53	1,913	1,913	1,874	937	1,822	911						
54	2,245	2,245	2,206	1,103	2,154	1,077						
55歳以上												

別表第 1 の 2 (第 53 条関係)

(12 万円または 6 万円を読み替える額)

年 齢	加入員の資格を取得し、又は増口の申出をした日が平成 12 年 3 月 31 日以前の場合		加入員の資格を取得し、又は増口の申出をした日が平成 12 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの間の場合		加入員の資格を取得し、又は増口の申出をした日が平成 14 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの間の場合		加入員の資格を取得し、又は増口の申出をした日が平成 16 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間の場合(なお、Ⅳ型・Ⅴ型については平成 21 年 4 月 1 日以後)		加入員の資格を取得し、又は増口の申出をした日が平成 26 年 4 月 1 日以後の場合	
	基本 A 型 基本 B 型 A 型 B 型 Ⅰ 型 Ⅱ 型 Ⅲ 型	基本 C 型 C 型	基本 A 型 基本 B 型	A 型 B 型 Ⅰ 型 Ⅱ 型 Ⅲ 型	基本 A 型 基本 B 型	A 型 B 型 Ⅰ 型 Ⅱ 型 Ⅲ 型	基本 A 型 基本 B 型	A 型 B 型 Ⅰ 型 Ⅱ 型 Ⅲ 型 Ⅳ 型 Ⅴ 型	基本 A 型 基本 B 型	A 型 B 型 Ⅰ 型 Ⅱ 型 Ⅲ 型 Ⅳ 型 Ⅴ 型
50 歳 0 月							120,000	60,000	120,000	60,000
1							118,920	59,460	118,940	59,470
2							117,840	58,920	117,860	58,930
3							116,760	58,380	116,800	58,400
4							115,680	57,840	115,720	57,860
5							114,600	57,300	114,660	57,330
6							113,520	56,760	113,600	56,800
7							112,440	56,220	112,520	56,260
8							111,360	55,680	111,460	55,730
9							110,280	55,140	110,380	55,190
10							109,200	54,600	109,320	54,660
11							108,120	54,060	108,240	54,120
51 歳 0 月							107,040	53,520	107,180	53,590
1							105,980	52,990	106,120	53,060
2							104,920	52,460	105,080	52,540
3							103,860	51,930	104,020	52,010
4							102,800	51,400	102,980	51,490
5							101,740	50,870	101,920	50,960
6							100,680	50,340	100,860	50,430
7							99,620	49,810	99,820	49,910
8							98,560	49,280	98,760	49,380
9							97,500	48,750	97,700	48,850
10							96,420	48,210	96,660	48,330
11							95,360	47,680	95,600	47,800
52 歳 0 月							94,300	47,150	94,540	47,270
1							93,260	46,630	93,520	46,760
2							92,220	46,110	92,480	46,240
3							91,180	45,590	91,440	45,720
4							90,140	45,070	90,400	45,200
5							89,100	44,550	89,360	44,680
6							88,040	44,020	88,320	44,160
7							87,000	43,500	87,300	43,650
8							85,960	42,980	86,260	43,130
9							84,920	42,460	85,220	42,610
10							83,880	41,940	84,180	42,090
11							82,840	41,420	83,140	41,570
53 歳 0 月							81,780	40,890	82,100	41,050
1							80,760	40,380	81,080	40,540
2							79,740	39,870	80,060	40,030
3							78,720	39,360	79,040	39,520
4							77,680	38,840	78,020	39,010
5							76,660	38,330	77,000	38,500
6							75,640	37,820	75,980	37,990
7							74,620	37,310	74,960	37,480
8							73,580	36,790	73,940	36,970
9							72,560	36,280	72,920	36,460
10							71,540	35,770	71,880	35,940
11							70,520	35,260	70,860	35,430
54 歳 0 月							69,480	34,740	69,840	34,920
1							68,480	34,240	68,840	34,420
2							67,480	33,740	67,840	33,920
3							66,460	33,230	66,820	33,410
4							65,460	32,730	65,820	32,910
5							64,460	32,230	64,820	32,410
6							63,440	31,720	63,800	31,900
7							62,440	31,220	62,800	31,400
8							61,420	30,710	61,800	30,900
9							60,420	30,210	60,780	30,390
10							59,420	29,710	59,780	29,890
11							58,400	29,200	58,780	29,390

別表第 1 の 2 (第 53 条関係)

(12 万円または 6 万円を読み替える額)

年 齢	加入員の資格を取得し、又は増口の申出をした日が平成 12 年 3 月 31 日以前の場合		加入員の資格を取得し、又は増口の申出をした日が平成 12 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの間の場合		加入員の資格を取得し、又は増口の申出をした日が平成 14 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの間の場合		加入員の資格を取得し、又は増口の申出をした日が平成 16 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間の場合(なお、Ⅳ型・Ⅴ型については平成 21 年 4 月 1 日以後)		加入員の資格を取得し、又は増口の申出をした日が平成 26 年 4 月 1 日以後の場合	
	基本 A 型 基本 B 型 A 型 B 型 Ⅰ 型 Ⅱ 型 Ⅲ 型	基本 C 型 C 型	基本 A 型 基本 B 型	A 型 B 型 Ⅰ 型 Ⅱ 型 Ⅲ 型	基本 A 型 基本 B 型	A 型 B 型 Ⅰ 型 Ⅱ 型 Ⅲ 型	基本 A 型 基本 B 型	A 型 B 型 Ⅰ 型 Ⅱ 型 Ⅲ 型 Ⅳ 型 Ⅴ 型	基本 A 型 基本 B 型	A 型 B 型 Ⅰ 型 Ⅱ 型 Ⅲ 型 Ⅳ 型 Ⅴ 型
55 歳 0 月	120,000	120,000	120,000	60,000	120,000	60,000	57,400	28,700	57,760	28,880
1	117,800	117,700	117,800	58,900	117,800	58,900	56,400	28,200	56,780	28,390
2	115,600	115,500	115,600	57,800	115,800	57,900	55,420	27,710	55,780	27,890
3	113,300	113,200	113,600	56,800	113,600	56,800	54,420	27,210	54,800	27,400
4	111,100	111,000	111,400	55,700	111,600	55,800	53,440	26,720	53,800	26,900
5	108,900	108,700	109,200	54,600	109,400	54,700	52,440	26,220	52,800	26,400
6	106,700	106,400	107,000	53,500	107,200	53,600	51,460	25,730	51,820	25,910
7	104,500	104,200	104,800	52,400	105,200	52,600	50,460	25,230	50,820	25,410
8	102,200	101,900	102,800	51,400	103,000	51,500	49,480	24,740	49,840	24,920
9	100,000	99,700	100,600	50,300	101,000	50,500	48,480	24,240	48,840	24,420
10	97,800	97,400	98,400	49,200	98,800	49,400	47,500	23,750	47,860	23,930
11	95,600	95,100	96,200	48,100	96,600	48,300	46,500	23,250	46,860	23,430
56 歳 0 月	93,400	92,900	94,000	47,000	94,600	47,300	45,520	22,760	45,860	22,930
1	91,300	90,800	92,000	46,000	92,600	46,300	44,540	22,270	44,900	22,450
2	89,200	88,600	90,000	45,000	90,400	45,200	43,580	21,790	43,920	21,960
3	87,100	86,500	87,800	43,900	88,400	44,200	42,600	21,300	42,940	21,470
4	84,900	84,400	85,800	42,900	86,400	43,200	41,620	20,810	41,960	20,980
5	82,800	82,300	83,600	41,800	84,200	42,100	40,660	20,330	40,980	20,490
6	80,700	80,200	81,600	40,800	82,200	41,100	39,680	19,840	40,000	20,000
7	78,600	78,000	79,600	39,800	80,200	40,100	38,700	19,350	39,020	19,510
8	76,500	75,900	77,400	38,700	78,000	39,000	37,740	18,870	38,060	19,030
9	74,400	73,800	75,400	37,700	76,000	38,000	36,760	18,380	37,080	18,540
10	72,300	71,700	73,400	36,700	74,000	37,000	35,780	17,890	36,100	18,050
11	70,200	69,500	71,200	35,600	72,000	36,000	34,820	17,410	35,120	17,560
57 歳 0 月	68,100	67,400	69,200	34,600	69,800	34,900	33,840	16,920	34,140	17,070
1	66,100	65,400	67,200	33,600	67,800	33,900	32,880	16,440	33,180	16,590
2	64,100	63,400	65,200	32,600	65,800	32,900	31,920	15,960	32,220	16,110
3	62,100	61,500	63,200	31,600	63,800	31,900	30,980	15,490	31,260	15,630
4	60,100	59,500	61,200	30,600	61,800	30,900	30,020	15,010	30,300	15,150
5	58,100	57,500	59,200	29,600	59,800	29,900	29,060	14,530	29,340	14,670
6	56,200	55,500	57,200	28,600	57,800	28,900	28,100	14,050	28,360	14,180
7	54,200	53,500	55,200	27,600	55,800	27,900	27,140	13,570	27,400	13,700
8	52,200	51,500	53,200	26,600	53,800	26,900	26,180	13,090	26,440	13,220
9	50,200	49,500	51,200	25,600	51,800	25,900	25,240	12,620	25,480	12,740
10	48,200	47,500	49,200	24,600	49,800	24,900	24,280	12,140	24,520	12,260
11	46,200	45,500	47,200	23,600	47,800	23,900	23,320	11,660	23,560	11,780
58 歳 0 月	44,200	43,500	45,200	22,600	45,800	22,900	22,360	11,180	22,600	11,300
1	42,300	41,700	43,200	21,600	44,000	22,000	21,420	10,710	21,640	10,820
2	40,400	39,800	41,400	20,700	42,000	21,000	20,480	10,240	20,700	10,350
3	38,500	37,900	39,400	19,700	40,000	20,000	19,540	9,770	19,740	9,870
4	36,600	36,000	37,600	18,800	38,200	19,100	18,600	9,300	18,800	9,400
5	34,700	34,200	35,600	17,800	36,200	18,100	17,660	8,830	17,860	8,930
6	32,800	32,300	33,600	16,800	34,200	17,100	16,720	8,360	16,900	8,450
7	31,000	30,400	31,800	15,900	32,400	16,200	15,780	7,890	15,960	7,980
8	29,100	28,600	29,800	14,900	30,400	15,200	14,840	7,420	15,000	7,500
9	27,200	26,700	28,000	14,000	28,400	14,200	13,900	6,950	14,060	7,030
10	25,300	24,800	26,000	13,000	26,400	13,200	12,960	6,480	13,100	6,550
11	23,400	22,900	24,000	12,000	24,600	12,300	12,020	6,010	12,160	6,080
59 歳 0 月	21,500	21,100	22,200	11,100	22,600	11,300	11,080	5,540	11,220	5,610
1	19,700	19,300	20,400	10,200	20,800	10,400	10,160	5,080	10,280	5,140
2	17,900	17,600	18,400	9,200	18,800	9,400	9,240	4,620	9,340	4,670
3	16,100	15,800	16,600	8,300	17,000	8,500	8,320	4,160	8,400	4,200
4	14,300	14,100	14,800	7,400	15,000	7,500	7,400	3,700	7,480	3,740
5	12,500	12,300	13,000	6,500	13,200	6,600	6,460	3,230	6,540	3,270
6	10,800	10,500	11,000	5,500	11,400	5,700	5,540	2,770	5,600	2,800
7	9,000	8,800	9,200	4,600	9,400	4,700	4,620	2,310	4,680	2,340
8	7,200	7,000	7,400	3,700	7,600	3,800	3,700	1,850	3,740	1,870
9	5,400	5,300	5,600	2,800	5,600	2,800	2,780	1,390	2,800	1,400
10	3,600	3,500	3,600	1,800	3,800	1,900	1,840	920	1,860	930
11	1,800	1,800	1,800	900	1,800	900	920	460	940	470

別表第 1 の 3 (第 63 条の 5 関係)

(6 万円または 3 万円を読み替える額)

年 齢	加入員の資格を取得し、又は増口の申出をした日が平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間の場合		加入員の資格を取得し、又は増口の申出をした日が平成 26 年 4 月 1 日以後の場合	
	特定基本 A 型 特定基本 B 型	特定 A 型 特定 B 型 特定 I 型	特定基本 A 型 特定基本 B 型	特定 A 型 特定 B 型 特定 I 型
60 歳 0 月	60,000	30,000	60,000	30,000
1	58,970	29,485	58,970	29,485
2	57,930	28,965	57,940	28,970
3	56,900	28,450	56,910	28,455
4	55,860	27,930	55,880	27,940
5	54,830	27,415	54,850	27,425
6	53,790	26,895	53,820	26,910
7	52,760	26,380	52,790	26,395
8	51,720	25,860	51,760	25,880
9	50,690	25,345	50,730	25,365
10	49,650	24,825	49,700	24,850
11	48,620	24,310	48,670	24,335
61 歳 0 月	47,580	23,790	47,640	23,820
1	46,560	23,280	46,630	23,315
2	45,550	22,775	45,610	22,805
3	44,530	22,265	44,600	22,300
4	43,510	21,755	43,580	21,790
5	42,490	21,245	42,570	21,285
6	41,480	20,740	41,550	20,775
7	40,460	20,230	40,540	20,270
8	39,440	19,720	39,520	19,760
9	38,430	19,215	38,510	19,255
10	37,410	18,705	37,490	18,745
11	36,390	18,195	36,480	18,240
62 歳 0 月	35,370	17,685	35,460	17,730
1	34,370	17,185	34,460	17,230
2	33,370	16,685	33,460	16,730
3	32,370	16,185	32,460	16,230
4	31,370	15,685	31,460	15,730
5	30,380	15,190	30,460	15,230
6	29,380	14,690	29,460	14,730
7	28,380	14,190	28,460	14,230
8	27,380	13,690	27,460	13,730
9	26,380	13,190	26,460	13,230
10	25,380	12,690	25,460	12,730
11	24,380	12,190	24,470	12,235
63 歳 0 月	23,380	11,690	23,470	11,735
1	22,390	11,195	22,480	11,240
2	21,410	10,705	21,500	10,750
3	20,430	10,215	20,510	10,255
4	19,450	9,725	19,530	9,765
5	18,460	9,230	18,540	9,270
6	17,480	8,740	17,560	8,780
7	16,500	8,250	16,570	8,285
8	15,520	7,760	15,590	7,795
9	14,530	7,265	14,600	7,300
10	13,550	6,775	13,620	6,810
11	12,570	6,285	12,630	6,315
64 歳 0 月	11,590	5,795	11,650	5,825
1	10,620	5,310	10,670	5,335
2	9,660	4,830	9,700	4,850
3	8,690	4,345	8,730	4,365
4	7,720	3,860	7,760	3,880
5	6,760	3,380	6,790	3,395
6	5,790	2,895	5,820	2,910
7	4,830	2,415	4,850	2,425
8	3,860	1,930	3,880	1,940
9	2,900	1,450	2,910	1,455
10	1,930	965	1,940	970
11	970	485	970	485

別表第2の1（第55条関係）

年齢	加入員の資格を取得し、又は増口の申出をした日が平成12年3月31日以前の場合		加入員の資格を取得し、又は増口の申出をした日が平成12年4月1日から平成14年3月31日までの間の場合	加入員の資格を取得し、又は増口の申出をした日が平成14年4月1日から平成16年3月31日までの間の場合	加入員の資格を取得し、又は増口の申出をした日が平成16年4月1日から平成26年3月31日までの間の場合（なお、Ⅳ型・Ⅴ型については平成21年4月1日以後）	加入員の資格を取得し、又は増口の申出をした日が平成26年4月1日以後の場合
	基本A型 基本B型 A型 B型 Ⅰ型 Ⅱ型 Ⅲ型	基本C型 C型	基本A型 基本B型 A型 B型 Ⅰ型 Ⅱ型 Ⅲ型	基本A型 基本B型 A型 B型 Ⅰ型 Ⅱ型 Ⅲ型	基本A型 基本B型 A型 B型 Ⅰ型 Ⅱ型 Ⅲ型 Ⅳ型 Ⅴ型	基本A型 基本B型 A型 B型 Ⅰ型 Ⅱ型 Ⅲ型 Ⅳ型 Ⅴ型
20歳	8.06949	11.65829	4.61637	3.16703	1.96717	1.78721
21	7.64880	10.94675	4.43881	3.07478	1.93334	1.76080
22	7.25005	10.27864	4.26809	2.98523	1.90009	1.73478
23	6.87209	9.65130	4.10393	2.89828	1.86741	1.70914
24	6.51383	9.06225	3.94609	2.81386	1.83529	1.68388
25	6.17424	8.50916	3.79432	2.73191	1.80372	1.65900
26	5.85236	7.98982	3.64838	2.65234	1.77270	1.63448
27	5.54726	7.50218	3.50806	2.57508	1.74221	1.61032
28	5.25807	7.04430	3.37313	2.50008	1.71225	1.58653
29	4.98395	6.61437	3.24340	2.42726	1.68280	1.56308
30	4.72412	6.21067	3.11865	2.35657	1.65386	1.53998
31	4.47784	5.83162	2.99870	2.28793	1.62541	1.51722
32	4.24440	5.47570	2.88337	2.22129	1.59746	1.49480
33	4.02313	5.14150	2.77247	2.15659	1.56998	1.47271
34	3.81339	4.82770	2.66584	2.09378	1.54298	1.45095
35	3.61459	4.53305	2.56330	2.03279	1.51644	1.42950
36	3.42615	4.25639	2.46472	1.97359	1.49036	1.40838
37	3.24754	3.99661	2.36992	1.91610	1.46473	1.38756
38	3.07823	3.75268	2.27877	1.86029	1.43954	1.36706
39	2.91776	3.52365	2.19112	1.80611	1.41478	1.34686
40	2.76565	3.30859	2.10685	1.75351	1.39045	1.32695
41	2.62147	3.10665	2.02582	1.70243	1.36653	1.30734
42	2.48480	2.91705	1.94790	1.65285	1.34303	1.28802
43	2.35526	2.73901	1.87298	1.60471	1.31993	1.26899
44	2.23248	2.57184	1.80094	1.55797	1.29723	1.25023
45	2.11609	2.41487	1.73168	1.51259	1.27492	1.23176
46	2.00577	2.26749	1.66507	1.46853	1.25299	1.21355
47	1.90121	2.12910	1.60103	1.42576	1.23144	1.19562
48	1.80209	1.99915	1.53945	1.38423	1.21026	1.17795
49	1.70814	1.87714	1.48024	1.34392	1.18944	1.16054
50	1.61909	1.76257	1.42331	1.30477	1.16899	1.14339
51	1.53469	1.65500	1.36857	1.26677	1.14888	1.12649
52	1.45468	1.55399	1.31593	1.22987	1.12912	1.10984
53	1.37884	1.45914	1.26532	1.19405	1.10970	1.09344
54	1.30696	1.37009	1.21665	1.15927	1.09062	1.07728
55	1.23882	1.28647	1.16986	1.12551	1.07186	1.06136
56	1.17424	1.20795	1.12486	1.09273	1.05342	1.04568
57	1.11303	1.13423	1.08160	1.06090	1.03531	1.03023
58	1.05500	1.06500	1.04000	1.03000	1.01750	1.01500
59	1.00000	1.00000	1.00000	1.00000	1.00000	1.00000

別表第 2 の 2 (第 63 条の 6 関係)

年 齢	加入員の資格を取得し、又は増口の申出をした日が平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間の場合	加入員の資格を取得し、又は増口の申出をした日が平成 26 年 4 月 1 日以後の場合
	特定基本 A 型 特定基本 B 型 特定 A 型 特定 B 型 特定 I 型	特定基本 A 型 特定基本 B 型 特定 A 型 特定 B 型 特定 I 型
60 歳	1. 07186	1. 06136
61	1. 05342	1. 04568
62	1. 03531	1. 03023
63	1. 01750	1. 01500
64	1. 00000	1. 00000

別表第4（第59条第2項及び第63条の10第2項関係）

男子						
年齢	基本A型 基本B型 A型 B型 特定基本A型 特定基本B型 特定A型 特定B型	I型 特定 I 型	II型	III型	IV型	V型
20 歳	8. 82242	5. 87003	4. 20853	6. 71835	4. 75425	2. 50982
21	8. 95772	5. 96005	4. 27307	6. 82137	4. 82715	2. 54830
22	9. 09563	6. 05181	4. 33885	6. 92639	4. 90147	2. 58754
23	9. 23613	6. 14529	4. 40588	7. 03338	4. 97718	2. 62751
24	9. 37908	6. 24040	4. 47407	7. 14224	5. 05422	2. 66817
25	9. 52443	6. 33711	4. 54340	7. 25293	5. 13255	2. 70952
26	9. 67194	6. 43526	4. 61377	7. 36526	5. 21204	2. 75149
27	9. 82163	6. 53486	4. 68518	7. 47925	5. 29270	2. 79407
28	9. 97355	6. 63593	4. 75764	7. 59493	5. 37457	2. 83729
29	10. 12771	6. 73850	4. 83118	7. 71233	5. 45764	2. 88115
30	10. 28446	6. 84280	4. 90596	7. 83170	5. 54211	2. 92574
31	10. 44384	6. 94884	4. 98199	7. 95307	5. 62800	2. 97108
32	10. 60570	7. 05653	5. 05920	8. 07632	5. 71522	3. 01712
33	10. 77006	7. 16589	5. 13760	8. 20148	5. 80379	3. 06388
34	10. 93697	7. 27695	5. 21722	8. 32859	5. 89374	3. 11137
35	11. 10669	7. 38987	5. 29818	8. 45783	5. 98520	3. 15965
36	11. 27949	7. 50485	5. 38061	8. 58942	6. 07832	3. 20881
37	11. 45544	7. 62192	5. 46455	8. 72341	6. 17313	3. 25886
38	11. 63472	7. 74120	5. 55007	8. 85993	6. 26974	3. 30986
39	11. 81728	7. 86266	5. 63715	8. 99895	6. 36812	3. 36180
40	12. 00318	7. 98635	5. 72583	9. 14052	6. 46830	3. 41468
41	12. 19274	8. 11248	5. 81626	9. 28487	6. 57045	3. 46861
42	12. 38616	8. 24117	5. 90852	9. 43216	6. 67468	3. 52363
43	12. 58365	8. 37257	6. 00273	9. 58255	6. 78111	3. 57982
44	12. 78545	8. 50684	6. 09900	9. 73622	6. 88985	3. 63722
45	12. 99191	8. 64421	6. 19748	9. 89344	7. 00111	3. 69596
46	13. 20316	8. 78477	6. 29826	10. 05431	7. 11495	3. 75606
47	13. 41932	8. 92859	6. 40137	10. 21892	7. 23143	3. 81755
48	13. 64080	9. 07595	6. 50702	10. 38758	7. 35078	3. 88056
49	13. 86802	9. 22713	6. 61541	10. 56061	7. 47323	3. 94520
50	14. 10128	9. 38233	6. 72668	10. 73824	7. 59893	4. 01155
51	14. 34105	9. 54186	6. 84106	10. 92082	7. 72814	4. 07976
52	14. 58782	9. 70606	6. 95878	11. 10874	7. 86112	4. 14997
53	14. 84196	9. 87515	7. 08001	11. 30227	7. 99807	4. 22226
54	15. 10417	10. 04961	7. 20509	11. 50194	8. 13937	4. 29686
55	15. 37485	10. 22971	7. 33421	11. 70807	8. 28523	4. 37386
56	15. 65479	10. 41597	7. 46775	11. 92125	8. 43609	4. 45350
57	15. 94430	10. 60859	7. 60585	12. 14171	8. 59210	4. 53586
58	16. 24422	10. 80814	7. 74892	12. 37010	8. 75372	4. 62118
59	16. 55576	11. 01543	7. 89753	12. 60734	8. 92160	4. 70981
60	16. 88006	11. 23120	8. 05223	12. 85430	9. 09636	4. 80206
61	17. 21866	11. 45649	8. 21376	12. 09209	8. 25877	3. 87833
62	17. 57324	11. 69241	8. 38290	11. 32051	7. 40825	2. 93761
63	17. 94541	11. 94004	8. 56043	10. 53907	6. 54396	1. 97864
64	18. 33708	12. 20064	8. 74727	9. 74727	5. 66497	1. 00000
65	18. 75014	12. 47547	8. 94431	8. 94431	4. 77005	－

(支給開始年齢と支給期間で異なる年金現価率を定める)

男子

年齢	基本A型 A型 特定基本A型 特定A型	基本B型 B型 特定基本B型 特定B型	I型 特定I型	II型	III型	IV型	V型
66歳	18.16334	11.74260	8.12924	8.12924	3.85781	－	
67	17.57687	11.00143	7.30101	7.30101	2.92666	－	
68	16.99067	10.25109	6.45830	6.45830	1.97476	－	
69	16.40475	9.49065	5.59965	5.59965	1.00000	－	
70	15.81932	8.71915	4.72343	4.72343	－	－	
71	15.23448	7.93540	3.82774	3.82774	－	－	
72	14.65077	7.13822	2.91044	2.91044	－	－	
73	14.06853	6.32607	1.96891	1.96891	－	－	
74	13.48791	5.49700	1.00000	1.00000	－	－	
75	12.90928	4.64873	－	－	－	－	
76	12.33285	3.77850	－	－	－	－	
77	11.75967	2.88315	－	－	－	－	
78	11.19145	1.95872	－	－	－	－	
79	10.63028	1.00000	－	－	－	－	
80	10.07839	－	－	－	－	－	
81	9.53810	－	－	－	－	－	
82	9.01168	－	－	－	－	－	
83	8.50115	－	－	－	－	－	
84	8.00823	－	－	－	－	－	
85	7.53429	－	－	－	－	－	
86	7.08005	－	－	－	－	－	
87	6.64590	－	－	－	－	－	
88	6.23215	－	－	－	－	－	
89	5.83946	－	－	－	－	－	
90	5.46877	－	－	－	－	－	
91	5.12068	－	－	－	－	－	
92	4.79506	－	－	－	－	－	
93	4.49117	－	－	－	－	－	
94	4.20788	－	－	－	－	－	
95	3.94418	－	－	－	－	－	
96	3.69936	－	－	－	－	－	
97	3.47304	－	－	－	－	－	
98	3.26501	－	－	－	－	－	
99	3.07503	－	－	－	－	－	
100	2.90248	－	－	－	－	－	
101	2.74612	－	－	－	－	－	
102	2.60439	－	－	－	－	－	
103	2.47554	－	－	－	－	－	
104	2.35750	－	－	－	－	－	
105	2.24759	－	－	－	－	－	
106	2.12967	－	－	－	－	－	
107	1.99038	－	－	－	－	－	
108	1.80312	－	－	－	－	－	
109	1.51262	－	－	－	－	－	
110	1.00000	－	－	－	－	－	

別表第 4（第 59 条第 2 項及び第 63 条の 10 第 2 項関係）

女子						
年齢	基本A型 基本B型 A型 B型 特定基本A型 特定基本B型 特定A型 特定B型	I型 特定I型	II型	III型	IV型	V型
20歳	11.02898	6.43781	4.51726	7.10825	4.95982	2.59100
21	11.19609	6.53536	4.58570	7.21596	5.03497	2.63025
22	11.36597	6.63452	4.65528	7.32544	5.11136	2.67016
23	11.53842	6.73518	4.72591	7.43659	5.18892	2.71068
24	11.71360	6.83744	4.79767	7.54950	5.26770	2.75183
25	11.89145	6.94125	4.87051	7.66412	5.34768	2.79361
26	12.07199	7.04664	4.94445	7.78048	5.42887	2.83603
27	12.25540	7.15369	5.01957	7.89869	5.51135	2.87911
28	12.44172	7.26245	5.09589	8.01877	5.59514	2.92289
29	12.63100	7.37294	5.17341	8.14076	5.68026	2.96735
30	12.82328	7.48518	5.25217	8.26469	5.76673	3.01252
31	13.01863	7.59920	5.33218	8.39059	5.85458	3.05842
32	13.21721	7.71512	5.41351	8.51858	5.94388	3.10507
33	13.41909	7.83296	5.49620	8.64870	6.03467	3.15250
34	13.62419	7.95268	5.58021	8.78089	6.12691	3.20068
35	13.83257	8.07432	5.66555	8.91518	6.22061	3.24963
36	14.04427	8.19789	5.75226	9.05163	6.31582	3.29937
37	14.25950	8.32352	5.84041	9.19034	6.41261	3.34993
38	14.47860	8.45142	5.93016	9.33156	6.51114	3.40140
39	14.70151	8.58153	6.02146	9.47523	6.61139	3.45377
40	14.92846	8.71400	6.11441	9.62149	6.71344	3.50708
41	15.15951	8.84887	6.20904	9.77041	6.81735	3.56136
42	15.39475	8.98619	6.30539	9.92202	6.92314	3.61663
43	15.63427	9.12600	6.40350	10.07639	7.03085	3.67290
44	15.87831	9.26845	6.50345	10.23368	7.14060	3.73023
45	16.12697	9.41360	6.60530	10.39394	7.25243	3.78865
46	16.38051	9.56159	6.70914	10.55735	7.36644	3.84821
47	16.63902	9.71249	6.81502	10.72396	7.48270	3.90894
48	16.90264	9.86637	6.92299	10.89387	7.60125	3.97087
49	17.17181	10.02349	7.03324	11.06735	7.72230	4.03411
50	17.44683	10.18402	7.14588	11.24460	7.84598	4.09872
51	17.72803	10.34817	7.26106	11.42584	7.97244	4.16478
52	18.01539	10.51590	7.37876	11.61104	8.10166	4.23229
53	18.30924	10.68743	7.49911	11.80043	8.23381	4.30132
54	18.60975	10.86284	7.62219	11.99411	8.36895	4.37192
55	18.91727	11.04235	7.74815	12.19231	8.50724	4.44416
56	19.23180	11.22594	7.87697	12.39503	8.64869	4.51805
57	19.55371	11.41385	8.00882	12.60250	8.79346	4.59368
58	19.88321	11.60618	8.14378	12.81486	8.94163	4.67108
59	20.22068	11.80317	8.28200	13.03237	9.09340	4.75037
60	20.56657	12.00507	8.42367	13.25529	9.24895	4.83162
61	20.92130	12.21213	8.56896	12.46667	8.39122	3.89771
62	21.28578	12.42489	8.71824	11.66644	7.51999	2.94819
63	21.66052	12.64363	8.87173	10.85422	6.63478	1.98249
64	22.04649	12.86893	9.02982	10.02982	5.73518	1.00000
65	22.44430	13.10114	9.19275	9.19275	4.82063	－

(支給開始年齢と支給期間で異なる年金現価率を定める)

女子

年齢	基本A型 A型 特定基本A型 特定A型	基本B型 B型 特定基本B型 特定B型	I型 特定I型	II型	III型	IV型	V型
66歳	21.83693		12.32270	8.34276	8.34276	3.89058	—
67	21.22441		11.53325	7.47930	7.47930	2.94433	—
68	20.60691		10.73247	6.60184	6.60184	1.98110	—
69	19.98455		9.91992	5.70973	5.70973	1.00000	—
70	19.35758		9.09519	4.80228	4.80228	—	—
71	18.72621		8.25774	3.87863	3.87863	—	—
72	18.09069		7.40698	2.93782	2.93782	—	—
73	17.45141		6.54220	1.97872	1.97872	—	—
74	16.80912		5.66271	1.00000	1.00000	—	—
75	16.16459		4.76755	—	—	—	—
76	15.51837		3.85545	—	—	—	—
77	14.87133		2.92487	—	—	—	—
78	14.22449		1.97387	—	—	—	—
79	13.57929		1.00000	—	—	—	—
80	12.93707		—	—	—	—	—
81	12.29951		—	—	—	—	—
82	11.66830		—	—	—	—	—
83	11.04536		—	—	—	—	—
84	10.43276		—	—	—	—	—
85	9.83225		—	—	—	—	—
86	9.24543		—	—	—	—	—
87	8.67382		—	—	—	—	—
88	8.11938		—	—	—	—	—
89	7.58470		—	—	—	—	—
90	7.07276		—	—	—	—	—
91	6.58637		—	—	—	—	—
92	6.12745		—	—	—	—	—
93	5.69698		—	—	—	—	—
94	5.29468		—	—	—	—	—
95	4.91937		—	—	—	—	—
96	4.56966		—	—	—	—	—
97	4.24437		—	—	—	—	—
98	3.94304		—	—	—	—	—
99	3.66584		—	—	—	—	—
100	3.41275		—	—	—	—	—
101	3.18325		—	—	—	—	—
102	2.97622		—	—	—	—	—
103	2.79018		—	—	—	—	—
104	2.62342		—	—	—	—	—
105	2.47410		—	—	—	—	—
106	2.31579		—	—	—	—	—
107	2.13329		—	—	—	—	—
108	1.89851		—	—	—	—	—
109	1.55711		—	—	—	—	—
110	1.00000		—	—	—	—	—

別表第 5（第 62 条第 1 項及び第 63 条の 13 第 1 項関係）

年齢	加入員の資格を取得し、又は増口の申出をした日が平成 7 年 3 月 31 日以前の場合			加入員の資格を取得し、又は増口の申出をした日が平成 7 年 4 月 1 日から平成 12 年 3 月 31 日までの間の場合			加入員の資格を取得し、又は増口の申出をした日が平成 12 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの間の場合			加入員の資格を取得し、又は増口の申出をした日が平成 14 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの間の場合		
	基本 A 型 A 型 I 型	Ⅱ 型	Ⅲ 型	基本 A 型 A 型 I 型	Ⅱ 型	Ⅲ 型	基本 A 型 A 型 I 型	Ⅱ 型	Ⅲ 型	基本 A 型 A 型 I 型	Ⅱ 型	Ⅲ 型
20 歳	0. 94762	0. 71161	1. 23850	1. 36500	1. 01061	1. 72149	1. 97325	1. 43949	2. 40076	3. 24367	2. 31775	3. 76030
21	0. 99974	0. 75074	1. 30662	1. 42984	1. 05862	1. 80326	2. 05218	1. 49707	2. 49679	3. 34098	2. 38729	3. 87311
22	1. 05472	0. 79203	1. 37848	1. 49776	1. 10890	1. 88891	2. 13427	1. 55696	2. 59666	3. 44121	2. 45890	3. 98931
23	1. 11273	0. 83560	1. 45430	1. 56890	1. 16157	1. 97864	2. 21964	1. 61923	2. 70053	3. 54445	2. 53267	4. 10899
24	1. 17393	0. 88155	1. 53428	1. 64343	1. 21675	2. 07262	2. 30843	1. 68400	2. 80855	3. 65078	2. 60865	4. 23226
25	1. 23850	0. 93004	1. 61867	1. 72149	1. 27454	2. 17107	2. 40076	1. 75136	2. 92089	3. 76030	2. 68691	4. 35922
26	1. 30662	0. 98119	1. 70770	1. 80326	1. 33509	2. 27420	2. 49679	1. 82142	3. 03773	3. 87311	2. 76752	4. 49000
27	1. 37848	1. 03516	1. 80162	1. 88891	1. 39850	2. 38222	2. 59666	1. 89427	3. 15924	3. 98931	2. 85054	4. 62470
28	1. 45430	1. 09209	1. 90071	1. 97864	1. 46493	2. 49538	2. 70053	1. 97005	3. 28561	4. 10899	2. 93606	4. 76344
29	1. 53428	1. 15216	2. 00525	2. 07262	1. 53452	2. 61391	2. 80855	2. 04885	3. 41703	4. 23226	3. 02414	4. 90634
30	1. 61867	1. 21552	2. 11554	2. 17107	1. 60740	2. 73807	2. 92089	2. 13080	3. 55371	4. 35922	3. 11487	5. 05354
31	1. 70770	1. 28238	2. 23189	2. 27420	1. 68376	2. 86813	3. 03773	2. 21603	3. 69586	4. 49000	3. 20831	5. 20514
32	1. 80162	1. 35291	2. 35464	2. 38222	1. 76373	3. 00436	3. 15924	2. 30467	3. 84370	4. 62470	3. 30456	5. 36130
33	1. 90071	1. 42732	2. 48415	2. 49538	1. 84751	3. 14707	3. 28561	2. 39686	3. 99745	4. 76344	3. 40370	5. 52213
34	2. 00525	1. 50582	2. 62078	2. 61391	1. 93527	3. 29656	3. 41703	2. 49274	4. 15734	4. 90634	3. 50581	5. 68780
35	2. 11554	1. 58864	2. 76492	2. 73807	2. 02719	3. 45314	3. 55371	2. 59245	4. 32364	5. 05354	3. 61098	5. 85843
36	2. 23189	1. 67602	2. 91699	2. 86813	2. 12349	3. 61717	3. 69586	2. 69614	4. 49658	5. 20514	3. 71931	6. 03419
37	2. 35464	1. 76820	3. 07743	3. 00436	2. 22435	3. 78898	3. 84370	2. 80399	4. 67645	5. 36130	3. 83089	6. 21521
38	2. 48415	1. 86545	3. 24668	3. 14707	2. 33001	3. 96896	3. 99745	2. 91615	4. 86350	5. 52213	3. 94582	6. 40167
39	2. 62078	1. 96805	3. 42525	3. 29656	2. 44068	4. 15749	4. 15734	3. 03279	5. 05804	5. 68780	4. 06419	6. 59372
40	2. 76492	2. 07629	3. 61364	3. 45314	2. 55662	4. 35497	4. 32364	3. 15411	5. 26037	5. 85843	4. 18612	6. 79153
41	2. 91699	2. 19049	3. 81239	3. 61717	2. 67806	4. 56183	4. 49658	3. 28027	5. 47078	6. 03419	4. 31170	6. 99527
42	3. 07743	2. 31096	4. 02207	3. 78898	2. 80526	4. 77852	4. 67645	3. 41148	5. 68961	6. 21521	4. 44105	7. 20513
43	3. 24668	2. 43807	4. 24329	3. 96896	2. 93851	5. 00549	4. 86350	3. 54794	5. 91720	6. 40167	4. 57429	7. 42129
44	3. 42525	2. 57216	4. 47667	4. 15749	3. 07809	5. 24326	5. 05804	3. 68986	6. 15388	6. 59372	4. 71151	7. 64393
45	3. 61364	2. 71363	4. 72288	4. 35497	3. 22430	5. 49231	5. 26037	3. 83745	6. 40004	6. 79153	4. 85286	7. 87324
46	3. 81239	2. 86288	4. 98264	4. 56183	3. 37746	5. 75319	5. 47078	3. 99095	6. 65604	6. 99527	4. 99844	8. 10944
47	4. 02207	3. 02034	5. 25669	4. 77852	3. 53789	6. 02647	5. 68961	4. 15059	6. 92228	7. 20513	5. 14840	8. 35272
48	4. 24329	3. 18646	5. 54581	5. 00549	3. 70593	6. 31273	5. 91720	4. 31661	7. 19917	7. 42129	5. 30285	8. 60331
49	4. 47667	3. 36171	5. 85083	5. 24326	3. 88197	6. 61258	6. 15388	4. 48928	7. 48714	7. 64393	5. 46194	8. 86140
50	4. 72288	3. 54661	6. 17262	5. 49231	4. 06636	6. 92668	6. 40004	4. 66885	7. 78663	7. 87324	5. 62579	9. 12725
51	4. 98264	3. 74167	6. 51212	5. 75319	4. 25951	7. 25570	6. 65604	4. 85560	8. 09809	8. 10944	5. 79457	9. 40106
52	5. 25669	3. 94746	6. 87028	6. 02647	4. 46184	7. 60034	6. 92228	5. 04983	8. 42202	8. 35272	5. 96840	9. 68310
53	5. 54581	4. 16457	7. 24815	6. 31273	4. 67378	7. 96136	7. 19917	5. 25182	8. 75890	8. 60331	6. 14746	9. 97359
54	5. 85083	4. 39362	7. 64680	6. 61258	4. 89578	8. 33953	7. 48714	5. 46189	9. 10925	8. 86140	6. 33188	10. 27280
55	6. 17262	4. 63527	8. 06737	6. 92668	5. 12833	8. 73565	7. 78663	5. 68037	9. 47362	9. 12725	6. 52184	10. 58098
56	6. 51212	4. 89021	8. 51107	7. 25570	5. 37193	9. 15060	8. 09809	5. 90758	9. 85257	9. 40106	6. 71749	10. 89841
57	6. 87028	5. 15917	8. 97918	7. 60034	5. 62709	9. 58525	8. 42202	6. 14388	10. 24667	9. 68310	6. 91902	11. 22536
58	7. 24815	5. 44293	9. 47304	7. 96136	5. 89438	10. 04055	8. 75890	6. 38964	10. 65654	9. 97359	7. 12659	11. 56212
59	7. 64680	5. 74229	9. 99406	8. 33953	6. 17436	10. 51748	9. 10925	6. 64523	11. 08280	10. 27280	7. 34038	11. 90899
60	8. 06737	6. 05811	－	8. 73565	6. 46764	－	9. 47362	6. 91103	－	10. 58098	7. 56060	－
61	8. 51107	6. 39131	－	9. 15060	6. 77486	－	9. 85257	7. 18748	－	10. 89841	7. 78741	－
62	8. 97918	6. 74283	－	9. 58525	7. 09666	－	10. 24667	7. 47498	－	11. 22536	8. 02104	－
63	9. 47304	7. 11369	－	10. 04055	7. 43375	－	10. 65654	7. 77397	－	11. 56212	8. 26167	－
64	9. 99406	7. 50494	－	10. 51748	7. 78686	－	11. 08280	8. 08493	－	11. 90899	8. 50952	－

(支給開始年齢と保証期間で異なる年金現価率を定める)

年齢	加入員の資格を取得し、又は増口の申出をした日が平成 16 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間の場合（なお、Ⅳ型・Ⅴ型については平成 21 年 4 月 1 日以後、特定基本Ａ型・特定Ａ型・特定Ⅰ型については平成 25 年 4 月 1 日以後）					加入員の資格を取得し、又は増口の申出をした日が平成 26 年 4 月 1 日以後の場合				
	基本Ａ型 Ａ型 特定基本Ａ型 特定Ａ型 Ⅰ型 特定Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型	Ⅴ型	基本Ａ型 Ａ型 特定基本Ａ型 特定Ａ型 Ⅰ型 特定Ⅰ型	Ⅱ型	Ⅲ型	Ⅳ型	Ⅴ型
20 歳	6.09394	4.23607	6.64615	4.61992	2.41008	6.92182	4.78402	7.45677	5.15375	2.67275
21	6.20058	4.31020	6.76246	4.70077	2.45226	7.02565	4.85578	7.56862	5.23105	2.71284
22	6.30910	4.38563	6.88080	4.78304	2.49517	7.13103	4.92862	7.68215	5.30952	2.75353
23	6.41950	4.46237	7.00122	4.86674	2.53885	7.23800	5.00255	7.79738	5.38916	2.79483
24	6.53185	4.54047	7.12374	4.95191	2.58327	7.34657	5.07758	7.91434	5.47000	2.83676
25	6.64615	4.61992	7.24840	5.03857	2.62848	7.45677	5.15375	8.03305	5.55205	2.87930
26	6.76246	4.70077	7.37525	5.12674	2.67448	7.56862	5.23105	8.15355	5.63533	2.92250
27	6.88080	4.78304	7.50432	5.21646	2.72128	7.68215	5.30952	8.27585	5.71986	2.96633
28	7.00122	4.86674	7.63564	5.30775	2.76890	7.79738	5.38916	8.39999	5.80566	3.01083
29	7.12374	4.95191	7.76927	5.40063	2.81736	7.91434	5.47000	8.52599	5.89274	3.05599
30	7.24840	5.03857	7.90523	5.49514	2.86666	8.03305	5.55205	8.65388	5.98114	3.10183
31	7.37525	5.12674	8.04357	5.59131	2.91683	8.15355	5.63533	8.78369	6.07085	3.14836
32	7.50432	5.21646	8.18433	5.68916	2.96787	8.27585	5.71986	8.91544	6.16192	3.19558
33	7.63564	5.30775	8.32756	5.78872	3.01981	8.39999	5.80566	9.04918	6.25434	3.24352
34	7.76927	5.40063	8.47329	5.89002	3.07266	8.52599	5.89274	9.18491	6.34816	3.29217
35	7.90523	5.49514	8.62157	5.99309	3.12643	8.65388	5.98114	9.32269	6.44338	3.34155
36	8.04357	5.59131	8.77245	6.09797	3.18114	8.78369	6.07085	9.46253	6.54003	3.39168
37	8.18433	5.68916	8.92597	6.20469	3.23681	8.91544	6.16192	9.60447	6.63813	3.44255
38	8.32756	5.78872	9.08217	6.31327	3.29345	9.04918	6.25434	9.74853	6.73770	3.49419
39	8.47329	5.89002	9.24111	6.42375	3.35109	9.18491	6.34816	9.89476	6.83877	3.54660
40	8.62157	5.99309	9.40283	6.53617	3.40974	9.32269	6.44338	10.04318	6.94135	3.59980
41	8.77245	6.09797	9.56738	6.65055	3.46941	9.46253	6.54003	10.19383	7.04547	3.65380
42	8.92597	6.20469	9.73481	6.76694	3.53012	9.60447	6.63813	10.34674	7.15115	3.70861
43	9.08217	6.31327	9.90517	6.88536	3.59190	9.74853	6.73770	10.50194	7.25842	3.76424
44	9.24111	6.42375	10.07851	7.00585	3.65476	9.89476	6.83877	10.65947	7.36730	3.82070
45	9.40283	6.53617	10.25488	7.12845	3.71871	10.04318	6.94135	10.81936	7.47781	3.87801
46	9.56738	6.65055	10.43435	7.25320	3.78380	10.19383	7.04547	10.98165	7.58997	3.93618
47	9.73481	6.76694	10.61695	7.38013	3.85001	10.34674	7.15115	11.14637	7.70382	3.99522
48	9.90517	6.88536	10.80274	7.50928	3.91738	10.50194	7.25842	11.31357	7.81938	4.05515
49	10.07851	7.00585	10.99179	7.64070	3.98594	10.65947	7.36730	11.48327	7.93667	4.11597
50	10.25488	7.12845	11.18415	7.77441	4.05570	10.81936	7.47781	11.65552	8.05572	4.17771
51	10.43435	7.25320	11.37987	7.91046	4.12667	10.98165	7.58997	11.83036	8.17656	4.24039
52	10.61695	7.38013	11.57902	8.04889	4.19889	11.14637	7.70382	12.00781	8.29921	4.30399
53	10.80274	7.50928	11.78165	8.18975	4.27237	11.31357	7.81938	12.18793	8.42369	4.36855
54	10.99179	7.64070	11.98783	8.33307	4.34713	11.48327	7.93667	12.37075	8.55005	4.43408
55	11.18415	7.77441	12.19762	8.47890	4.42321	11.65552	8.05572	12.55631	8.67830	4.50059
56	11.37987	7.91046	12.41107	8.62728	4.50061	11.83036	8.17656	12.74465	8.80848	4.56809
57	11.57902	8.04889	12.62827	8.77826	4.57938	12.00781	8.29921	12.93582	8.94060	4.63661
58	11.78165	8.18975	12.84926	8.93188	4.65951	12.18793	8.42369	13.12986	9.07471	4.70617
59	11.98783	8.33307	13.07412	9.08819	4.74105	12.37075	8.55005	13.32681	9.21083	4.77676
60	12.19762	8.47890	－	－	－	12.55631	8.67830	－	－	－
61	12.41107	8.62728	－	－	－	12.74465	8.80848	－	－	－
62	12.62827	8.77826	－	－	－	12.93582	8.94060	－	－	－
63	12.84926	8.93188	－	－	－	13.12986	9.07471	－	－	－
64	13.07412	9.08819	－	－	－	13.32681	9.21083	－	－	－

別表第 6（第 62 条第 1 項ただし書、第 2 項及び第 63 条の 13 第 2 項関係）

月数	年数	加入員の資格 を取得し、又は 増口の申出を した日が平成 7 年 3 月 31 日以 前の場合の率	加入員の資格 を取得し、又は 増口の申出を した日が平成 7 年 4 月 1 日から 平成 12 年 3 月 31 日までの間 の場合の率	加入員の資格 を取得し、又は 増口の申出を した日が平成 12 年 4 月 1 日 から平成 14 年 3 月 31 日まで の間の場合の 率	加入員の資格 を取得し、又は 増口の申出を した日が平成 14 年 4 月 1 日 から平成 16 年 3 月 31 日まで の間の場合の 率	加入員の資格 を取得し、又は 増口の申出を した日が平成 16 年 4 月 1 日 から平成 26 年 3 月 31 日まで の間の場合の 率	加入員の資格 を取得し、又は 増口の申出を した日が平成 26 年 4 月 1 日 以後の場合の 率
180 月	15 年	10.26521	10.76437	11.30228	12.08630	13.18803	13.42639
168	14	9.80712	10.25606	10.73783	11.43646	12.41155	12.62155
156	13	9.32384	9.72361	10.15081	10.76713	11.62149	11.80464
144	12	8.81397	9.16587	9.54030	10.07771	10.81759	10.97548
132	11	8.27606	8.58164	8.90537	9.36762	9.99964	10.13388
120	10	7.70856	7.96965	8.24505	8.63622	9.16736	9.27966
108	9	7.10986	7.32860	7.55831	7.88288	8.32052	8.41262
96	8	6.47822	6.65709	6.84410	7.10693	7.45887	7.53258
84	7	5.81185	5.95369	6.10133	6.30771	6.58213	6.63933
72	6	5.10882	5.21688	5.32884	5.48452	5.69005	5.73269
60	5	4.36713	4.44507	4.52545	4.63662	4.78236	4.81245
48	4	3.58464	3.63659	3.68993	3.76330	3.85878	3.87840
36	3	2.75912	2.78972	2.82099	2.86377	2.91904	2.93035
24	2	1.88819	1.90262	1.91729	1.93725	1.96286	1.96807
12	1	0.96936	0.97338	0.97744	0.98294	0.98994	0.99136
0	0	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000	0.00000

（注）表に掲げる月数以外の月数に係る率は次式により算定する。

$$A \text{ 年 } B \text{ 月 の率} = \frac{B \times (A + 1) \text{ 年の率} + (12 - B) \times A \text{ 年の率}}{12}$$

（小数点以下第 6 位を四捨五入する。）

別表第 7（第 69 条関係）

運 用 受 託 機 関	掛 金 の 払 込 割 合 （ % ）	給 付 費 等 の 負 担 割 合 （ % ）
全国共済農業協同組合連合会	10,000 分の 5,000	10,000 分の 5,000
全国共済水産業協同組合連合会	10,000 分の 5,000	10,000 分の 5,000
合 計	10,000 分の 10,000	10,000 分の 10,000

別表第 8（第 70 条関係）

三菱 UFJ 信託銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社 みずほ信託銀行株式会社 株式会社りそな銀行 日本生命保険相互会社 住友生命保険相互会社 第一生命保険株式会社 大樹生命保険株式会社 明治安田生命保険相互会社 太陽生命保険株式会社 大同生命保険株式会社 富国生命保険相互会社 株式会社青森銀行 株式会社岩手銀行 株式会社東北銀行 株式会社荘内銀行 株式会社大東銀行 株式会社千葉興業銀行 株式会社京葉銀行 株式会社神奈川銀行 株式会社福邦銀行 株式会社長野銀行 株式会社愛知銀行 株式会社三十三銀行 株式会社京都銀行 株式会社島根銀行 株式会社徳島大正銀行 株式会社香川銀行 株式会社四国銀行 株式会社十八親和銀行 株式会社宮崎銀行 株式会社宮崎太陽銀行 株式会社琉球銀行 株式会社沖縄銀行 株式会社沖縄海邦銀行 北見信用金庫
--

苦小牧信用金庫
留萌信用金庫
道南うみ街信用金庫
日高信用金庫
北門信用金庫
稚内信用金庫
青い森信用金庫
花巻信用金庫
盛岡信用金庫
北上信用金庫
羽後信用金庫
気仙沼信用金庫
宮城第一信用金庫
石巻信用金庫
仙南信用金庫
ひまわり信用金庫
会津信用金庫
郡山信用金庫
二本松信用金庫
白河信用金庫
福島信用金庫
あぶくま信用金庫
須賀川信用金庫
栃木信用金庫
大田原信用金庫
足利小山信用金庫
烏山信用金庫
桐生信用金庫
高崎信用金庫
しののめ信用金庫
利根郡信用金庫
川口信用金庫
青木信用金庫
飯能信用金庫
館山信用金庫
朝日信用金庫
さわやか信用金庫
世田谷信用金庫
亀有信用金庫
東栄信用金庫
西武信用金庫
瀧野川信用金庫
多摩信用金庫
城北信用金庫
東京シティ信用金庫
昭和信用金庫
東京信用金庫

中栄信用金庫
新潟信用金庫
長岡信用金庫
新発田信用金庫
柏崎信用金庫
上越信用金庫
新井信用金庫
三条信用金庫
富山信用金庫
金沢信用金庫
のと共栄信用金庫
はくさん信用金庫
興能信用金庫
石動信用金庫
福井信用金庫
敦賀信用金庫
小浜信用金庫
越前信用金庫
甲府信用金庫
山梨信用金庫
松本信用金庫
上田信用金庫
長野信用金庫
アルプス中央信用金庫
飯田信用金庫
諏訪信用金庫
八幡信用金庫
関信用金庫
高山信用金庫
大垣西濃信用金庫
岐阜信用金庫
東濃信用金庫
遠州信用金庫
三島信用金庫
沼津信用金庫
しずおか焼津信用金庫
静岡信用金庫
島田掛川信用金庫
浜松磐田信用金庫
富士信用金庫
愛知信用金庫
いちい信用金庫
岡崎信用金庫
蒲郡信用金庫
瀬戸信用金庫
知多信用金庫
中日信用金庫

東春信用金庫
豊川信用金庫
豊田信用金庫
豊橋信用金庫
西尾信用金庫
半田信用金庫
尾西信用金庫
碧海信用金庫
桑名三重信用金庫
紀北信用金庫
北伊勢上野信用金庫
湖東信用金庫
滋賀中央信用金庫
長浜信用金庫
京都中央信用金庫
大阪商工信用金庫
永和信用金庫
新宮信用金庫
神戸信用金庫
中兵庫信用金庫
尼崎信用金庫
鳥取信用金庫
倉吉信用金庫
米子信用金庫
島根中央信用金庫
玉島信用金庫
吉備信用金庫
津山信用金庫
水島信用金庫
備前日生信用金庫
備北信用金庫
おかやま信用金庫
広島みどり信用金庫
しまなみ信用金庫
東山口信用金庫
西中国信用金庫
萩山口信用金庫
徳島信用金庫
阿南信用金庫
観音寺信用金庫
高松信用金庫
東予信用金庫
宇和島信用金庫
幡多信用金庫
大川信用金庫
福岡信用金庫
飯塚信用金庫

遠賀信用金庫
福岡ひびき信用金庫
大牟田柳川信用金庫
佐賀信用金庫
熊本第一信用金庫
天草信用金庫
熊本中央信用金庫
大分みらい信用金庫
宮崎第一信用金庫
高鍋信用金庫
延岡信用金庫
鹿児島相互信用金庫
コザ信用金庫

釧路信用組合
十勝信用組合
青森県信用組合
秋田県信用組合
石巻商工信用組合
山形第一信用組合
いわき信用組合
相双五城信用組合
福島県商工信用組合
茨城県信用組合
那須信用組合
真岡信用組合
あかぎ信用組合
熊谷商工信用組合
埼玉信用組合
銚子商工信用組合
房総信用組合
君津信用組合
七島信用組合
青和信用組合
新潟県信用組合
興栄信用組合
はばたき信用組合
協栄信用組合
三條信用組合
巻信用組合
新潟大栄信用組合
塩沢信用組合
糸魚川信用組合
山梨県民信用組合
都留信用組合
富山県信用組合
長野県信用組合
岐阜商工信用組合

飛騨信用組合
益田信用組合
愛知県中央信用組合
豊橋商工信用組合
滋賀県信用組合
のぞみ信用組合
島根益田信用組合
笠岡信用組合
広島県信用組合
両備信用組合
備後信用組合
山口県信用組合
香川県信用組合
福岡県信用組合
長崎三菱信用組合
熊本県信用組合
宮崎県南部信用組合
鹿児島興業信用組合

全国共済農業協同組合連合会
島根県農業協同組合
全国共済水産業協同組合連合会

別表第 9 の 1（第 71 条第 2 項関係）

（単位：円）

年齢	加入員の資格を取得した日が平成 7 年 3 月 31 日以前の場合									加入員の資格を取得した日が平成 7 年 4 月 1 日から平成 12 年 3 月 31 日までの間の場合						
	基本 A 型	基本 B 型	基本 C 型	A 型	B 型	C 型	I 型	II 型	III 型	基本 A 型	基本 B 型	A 型	B 型	I 型	II 型	III 型
20 歳	2,850	2,550	1,800	950	850	600	800	600	1,000	3,690	3,300	1,230	1,100	1,020	800	1,260
21	3,000	2,700	1,950	1,000	900	650	850	650	1,050	3,870	3,480	1,290	1,160	1,080	850	1,320
22	3,150	2,850	2,100	1,050	950	700	900	700	1,100	4,050	3,660	1,350	1,220	1,140	900	1,380
23	3,300	3,000	2,250	1,100	1,000	750	950	750	1,150	4,230	3,840	1,410	1,280	1,200	950	1,440
24	3,450	3,150	2,400	1,150	1,050	800	1,000	800	1,200	4,410	4,020	1,470	1,340	1,260	1,000	1,500
25	3,600	3,300	2,550	1,200	1,100	850	1,050	850	1,300	4,590	4,200	1,530	1,400	1,320	1,050	1,600
26	3,900	3,450	2,700	1,300	1,150	900	1,100	900	1,400	4,890	4,380	1,630	1,460	1,380	1,100	1,700
27	4,200	3,600	2,850	1,400	1,200	950	1,150	950	1,500	5,190	4,560	1,730	1,520	1,440	1,150	1,800
28	4,500	3,900	3,000	1,500	1,300	1,000	1,200	1,000	1,600	5,490	4,860	1,830	1,620	1,500	1,200	1,920
29	4,800	4,200	3,150	1,600	1,400	1,050	1,300	1,050	1,700	5,850	5,160	1,950	1,720	1,600	1,250	2,040
30	5,100	4,500	3,300	1,700	1,500	1,100	1,400	1,100	1,800	6,210	5,460	2,070	1,820	1,700	1,300	2,160
31	5,400	4,800	3,600	1,800	1,600	1,200	1,500	1,200	1,900	6,570	5,820	2,190	1,940	1,800	1,400	2,280
32	5,700	5,100	3,900	1,900	1,700	1,300	1,600	1,300	2,000	6,930	6,180	2,310	2,060	1,920	1,510	2,400
33	6,000	5,400	4,200	2,000	1,800	1,400	1,700	1,400	2,100	7,290	6,540	2,430	2,180	2,040	1,620	2,520
34	6,300	5,700	4,500	2,100	1,900	1,500	1,800	1,500	2,200	7,650	6,900	2,550	2,300	2,160	1,730	2,640
35	6,900	6,000	4,800	2,300	2,000	1,600	1,900	1,600	2,400	8,250	7,260	2,750	2,420	2,280	1,840	2,840
36	7,500	6,600	5,100	2,500	2,200	1,700	2,000	1,700	2,600	8,940	7,860	2,980	2,620	2,400	1,950	3,040
37	8,100	7,200	5,400	2,700	2,400	1,800	2,200	1,800	2,800	9,630	8,460	3,210	2,820	2,600	2,060	3,240
38	8,700	7,800	6,000	2,900	2,600	2,000	2,400	1,900	3,000	10,320	9,060	3,440	3,020	2,800	2,170	3,440
39	9,300	8,400	6,600	3,100	2,800	2,200	2,600	2,000	3,200	11,010	9,750	3,670	3,250	3,000	2,280	3,650
40	9,900	9,000	7,200	3,300	3,000	2,400	2,800	2,100	3,500	11,700	10,440	3,900	3,480	3,220	2,390	3,950
41	10,500	9,600	7,800	3,500	3,200	2,600	3,000	2,300	3,800	12,390	11,130	4,130	3,710	3,450	2,610	4,260
42	11,400	10,500	8,400	3,800	3,500	2,800	3,200	2,500	4,100	13,440	12,150	4,480	4,050	3,680	2,830	4,590
43	12,600	11,400	9,300	4,200	3,800	3,100	3,500	2,700	4,500	14,640	13,170	4,880	4,390	4,010	3,050	4,990
44	13,800	12,300	10,200	4,600	4,100	3,400	3,800	2,900	4,900	15,900	14,190	5,300	4,730	4,350	3,270	5,430
45	15,300	13,500	11,100	5,100	4,500	3,700	4,200	3,200	5,400	17,460	15,570	5,820	5,190	4,780	3,590	5,950
46	11,200	10,000	8,200	5,600	5,000	4,100	4,600	3,500	6,000	12,760	11,420	6,380	5,710	5,230	3,920	6,550
47	12,400	11,200	9,200	6,200	5,600	4,600	5,100	3,900	6,700	14,120	12,660	7,060	6,330	5,780	4,330	7,250
48	14,000	12,600	10,400	7,000	6,300	5,200	5,800	4,400	7,500	15,800	14,180	7,900	7,090	6,480	4,840	8,090
49	15,800	14,200	11,800	7,900	7,100	5,900	6,500	4,900	8,400	17,820	15,960	8,910	7,980	7,220	5,390	9,050
50	17,800	16,000	13,600	8,900	8,000	6,800	7,400	5,600	9,600	20,060	17,980	10,030	8,990	8,170	6,110	10,270
51	10,200	9,200	7,800	10,200	9,200	7,800	8,500	6,400	11,000	11,490	10,330	11,490	10,330	9,360	6,980	11,760
52	12,000	10,800	9,200	12,000	10,800	9,200	9,900	7,500	12,800	13,410	12,030	13,410	12,030	10,890	8,120	13,680
53	14,200	12,900	11,000	14,200	12,900	11,000	11,800	8,900	15,300	15,860	14,300	15,860	14,300	12,960	9,630	16,230
54	17,400	15,800	13,500	17,400	15,800	13,500	14,300	10,800	18,700	19,310	17,430	19,310	17,430	15,700	11,680	19,750
55 歳以上 59 歳以下	19,100	17,300	14,900	19,100	17,300	14,900	15,700	11,800	20,500	21,360	19,280	21,360	19,280	17,360	12,900	21,840

（注）加入員の資格を取得した日が平成 9 年 4 月 1 日以降であって、その日において 55 歳未満の者にあつては、その日の属する月が当該年齢に達した日の属する月以外の月である場合は次年齢の掛金額を適用する。

別表第 9 の 1（第 71 条第 2 項関係）

(単位：円)

年齢	加入員の資格を取得した日が平成 12 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの間の場合													
	男							女						
	基本 A 型	基本 B 型	A 型	B 型	I 型	II 型	III 型	基本 A 型	基本 B 型	A 型	B 型	I 型	II 型	III 型
20 歳	4,050	3,450	1,350	1,150	1,130	880	1,370	4,320	3,990	1,440	1,330	1,130	880	1,370
21	4,230	3,630	1,410	1,210	1,190	930	1,430	4,500	4,170	1,500	1,390	1,190	930	1,430
22	4,410	3,810	1,470	1,270	1,250	980	1,490	4,710	4,380	1,570	1,460	1,250	980	1,490
23	4,590	3,990	1,530	1,330	1,310	1,030	1,550	4,920	4,590	1,640	1,530	1,310	1,030	1,550
24	4,800	4,170	1,600	1,390	1,370	1,080	1,620	5,130	4,800	1,710	1,600	1,370	1,080	1,620
25	5,010	4,350	1,670	1,450	1,440	1,140	1,720	5,340	5,010	1,780	1,670	1,440	1,140	1,720
26	5,310	4,530	1,770	1,510	1,510	1,190	1,820	5,670	5,220	1,890	1,740	1,510	1,190	1,820
27	5,610	4,740	1,870	1,580	1,580	1,240	1,930	6,000	5,430	2,000	1,810	1,580	1,240	1,930
28	5,940	5,040	1,980	1,680	1,650	1,290	2,050	6,330	5,790	2,110	1,930	1,650	1,290	2,050
29	6,330	5,340	2,110	1,780	1,750	1,350	2,180	6,750	6,150	2,250	2,050	1,750	1,350	2,180
30	6,720	5,640	2,240	1,880	1,860	1,410	2,310	7,170	6,510	2,390	2,170	1,860	1,410	2,310
31	7,110	6,000	2,370	2,000	1,970	1,510	2,440	7,590	6,930	2,530	2,310	1,970	1,510	2,440
32	7,500	6,360	2,500	2,120	2,100	1,630	2,570	8,010	7,350	2,670	2,450	2,100	1,630	2,570
33	7,890	6,720	2,630	2,240	2,230	1,750	2,700	8,430	7,770	2,810	2,590	2,230	1,750	2,700
34	8,280	7,080	2,760	2,360	2,360	1,870	2,830	8,850	8,190	2,950	2,730	2,360	1,870	2,830
35	8,910	7,470	2,970	2,490	2,490	1,980	3,050	9,510	8,640	3,170	2,880	2,490	1,980	3,050
36	9,630	8,070	3,210	2,690	2,620	2,100	3,260	10,260	9,330	3,420	3,110	2,620	2,100	3,260
37	10,350	8,670	3,450	2,890	2,830	2,220	3,470	11,040	10,020	3,680	3,340	2,830	2,220	3,470
38	11,070	9,300	3,690	3,100	3,040	2,340	3,690	11,820	10,710	3,940	3,570	3,040	2,340	3,690
39	11,820	9,990	3,940	3,330	3,260	2,460	3,910	12,630	11,490	4,210	3,830	3,260	2,460	3,910
40	12,570	10,680	4,190	3,560	3,500	2,580	4,220	13,440	12,300	4,480	4,100	3,500	2,580	4,220
41	13,350	11,400	4,450	3,800	3,750	2,810	4,550	14,280	13,110	4,760	4,370	3,750	2,810	4,550
42	14,460	12,420	4,820	4,140	4,000	3,040	4,890	15,480	14,280	5,160	4,760	4,000	3,040	4,890
43	15,750	13,440	5,250	4,480	4,350	3,270	5,300	16,860	15,450	5,620	5,150	4,350	3,270	5,300
44	17,100	14,490	5,700	4,830	4,710	3,500	5,760	18,300	16,650	6,100	5,550	4,710	3,500	5,760
45	18,750	15,870	6,250	5,290	5,160	3,830	6,290	20,070	18,240	6,690	6,080	5,160	3,830	6,290
46	13,680	11,640	3,420	2,910	2,815	2,085	3,450	14,640	13,360	3,660	3,340	2,815	2,085	3,450
47	15,100	12,880	3,775	3,220	3,105	2,295	3,805	16,160	14,760	4,040	3,690	3,105	2,295	3,805
48	16,820	14,400	4,205	3,600	3,470	2,560	4,235	17,980	16,480	4,495	4,120	3,470	2,560	4,235
49	18,860	16,180	4,715	4,045	3,855	2,845	4,725	20,140	18,500	5,035	4,625	3,855	2,845	4,725
50	21,180	18,200	5,295	4,550	4,350	3,215	5,345	22,640	20,820	5,660	5,205	4,350	3,215	5,345
51	12,090	10,450	6,045	5,225	4,970	3,660	6,105	12,920	11,920	6,460	5,960	4,970	3,660	6,105
52	14,050	12,150	7,025	6,075	5,770	4,245	7,085	15,000	13,860	7,500	6,930	5,770	4,245	7,085
53	16,540	14,420	8,270	7,210	6,850	5,020	8,385	17,660	16,410	8,830	8,205	6,850	5,020	8,385
54	20,030	17,550	10,015	8,775	8,280	6,080	10,175	21,380	19,920	10,690	9,960	8,280	6,080	10,175
55 歳以上 59 歳以下	24,340	21,340	12,170	10,670	10,050	7,330	12,315	25,990	24,180	12,995	12,090	10,050	7,330	12,315

(注) 加入員の資格を取得した日が平成 9 年 4 月 1 日以降であつて、その日において 55 歳未満の者にあつては、その日の属する月が当該年齢に達した日の属する月以外の月である場合は次年齢の掛金額を適用する。

別表第 9 の 1（第 71 条第 2 項関係）

(単位：円)

年齢	加入員の資格を取得した日が平成 14 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの間の場合													
	男							女						
	基本 A 型	基本 B 型	A 型	B 型	I 型	II 型	III 型	基本 A 型	基本 B 型	A 型	B 型	I 型	II 型	III 型
20 歳	5,745	4,770	1,915	1,590	1,525	1,090	1,775	6,180	5,580	2,060	1,860	1,525	1,090	1,775
21	6,000	4,995	2,000	1,665	1,590	1,140	1,855	6,450	5,835	2,150	1,945	1,590	1,140	1,855
22	6,255	5,250	2,085	1,750	1,665	1,195	1,930	6,735	6,120	2,245	2,040	1,665	1,195	1,930
23	6,525	5,490	2,175	1,830	1,740	1,245	2,015	7,050	6,405	2,350	2,135	1,740	1,245	2,015
24	6,825	5,745	2,275	1,915	1,820	1,305	2,105	7,350	6,705	2,450	2,235	1,820	1,305	2,105
25	7,125	5,985	2,375	1,995	1,905	1,375	2,205	7,650	6,990	2,550	2,330	1,905	1,375	2,205
26	7,485	6,255	2,495	2,085	1,995	1,435	2,310	8,070	7,305	2,690	2,435	1,995	1,435	2,310
27	7,845	6,555	2,615	2,185	2,090	1,495	2,420	8,460	7,620	2,820	2,540	2,090	1,495	2,420
28	8,235	6,885	2,745	2,295	2,185	1,565	2,540	8,880	8,040	2,960	2,680	2,185	1,565	2,540
29	8,655	7,230	2,885	2,410	2,300	1,640	2,665	9,330	8,445	3,110	2,815	2,300	1,640	2,665
30	9,090	7,605	3,030	2,535	2,420	1,710	2,805	9,810	8,880	3,270	2,960	2,420	1,710	2,805
31	9,570	8,010	3,190	2,670	2,545	1,820	2,950	10,365	9,345	3,455	3,115	2,545	1,820	2,950
32	10,095	8,505	3,365	2,835	2,680	1,935	3,105	10,935	9,855	3,645	3,285	2,680	1,935	3,105
33	10,620	8,985	3,540	2,995	2,825	2,040	3,275	11,520	10,395	3,840	3,465	2,825	2,040	3,275
34	11,205	9,465	3,735	3,155	2,990	2,180	3,435	12,105	10,980	4,035	3,660	2,990	2,180	3,435
35	11,865	9,975	3,955	3,325	3,155	2,310	3,655	12,795	11,610	4,265	3,870	3,155	2,310	3,655
36	12,570	10,575	4,190	3,525	3,340	2,450	3,875	13,605	12,315	4,535	4,105	3,340	2,450	3,875
37	13,335	11,220	4,445	3,740	3,545	2,590	4,115	14,415	13,065	4,805	4,355	3,545	2,590	4,115
38	14,175	11,940	4,725	3,980	3,765	2,730	4,375	15,285	13,890	5,095	4,630	3,765	2,730	4,375
39	15,105	12,750	5,035	4,250	4,010	2,870	4,650	16,290	14,805	5,430	4,935	4,010	2,870	4,650
40	16,125	13,620	5,375	4,540	4,280	3,030	4,960	17,385	15,810	5,795	5,270	4,280	3,030	4,960
41	17,145	14,565	5,715	4,855	4,580	3,270	5,310	18,480	16,935	6,160	5,645	4,580	3,270	5,310
42	18,510	15,645	6,170	5,215	4,895	3,515	5,695	19,950	18,180	6,650	6,060	4,895	3,515	5,695
43	19,920	16,875	6,640	5,625	5,285	3,780	6,125	21,480	19,575	7,160	6,525	5,285	3,780	6,125
44	21,510	18,225	7,170	6,075	5,705	4,075	6,615	23,190	21,150	7,730	7,050	5,705	4,075	6,615
45	23,310	19,785	7,770	6,595	6,185	4,420	7,170	25,140	22,950	8,380	7,650	6,185	4,420	7,170
46	16,920	14,380	4,230	3,595	3,365	2,405	3,900	18,240	16,660	4,560	4,165	3,365	2,405	3,900
47	18,520	15,760	4,630	3,940	3,685	2,630	4,270	19,980	18,260	4,995	4,565	3,685	2,630	4,270
48	20,400	17,380	5,100	4,345	4,055	2,895	4,700	21,980	20,100	5,495	5,025	4,055	2,895	4,700
49	22,600	19,300	5,650	4,825	4,490	3,210	5,205	24,360	22,300	6,090	5,575	4,490	3,210	5,205
50	25,260	21,600	6,315	5,400	5,015	3,585	5,815	27,220	24,960	6,805	6,240	5,015	3,585	5,815
51	14,260	12,220	7,130	6,110	5,660	4,045	6,565	15,370	14,100	7,685	7,050	5,660	4,045	6,565
52	16,300	13,990	8,150	6,995	6,470	4,620	7,495	17,560	16,130	8,780	8,065	6,470	4,620	7,495
53	18,920	16,270	9,460	8,135	7,505	5,365	8,700	20,390	18,740	10,195	9,370	7,505	5,365	8,700
54	22,430	19,400	11,215	9,700	8,905	6,415	10,330	24,160	22,230	12,080	11,115	8,905	6,415	10,330
55 歳以上 59 歳以下	27,340	23,610	13,670	11,805	10,835	7,740	12,555	29,450	27,130	14,725	13,565	10,835	7,740	12,555

(注) 加入員の資格を取得した日が平成 9 年 4 月 1 日以降であって、その日において 55 歳未満の者にあつては、その日の属する月が当該年齢に達した日の属する月以外の月である場合は次年齢の掛金額を適用する。

別表第 9 の 1（第 71 条第 2 項関係）

(単位：円)

年齢	加入員の資格を取得した日が平成 16 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間の場合													
	男							女						
	基本 A 型	基本 B 型	A 型	B 型	I 型	Ⅱ 型	Ⅲ 型	基本 A 型	基本 B 型	A 型	B 型	I 型	Ⅱ 型	Ⅲ 型
20 歳	9, 015	7, 560	3, 005	2, 520	2, 325	1, 615	2, 535	10, 770	10, 185	3, 590	3, 395	2, 325	1, 615	2, 535
21	9, 345	7, 830	3, 115	2, 610	2, 405	1, 675	2, 625	11, 160	10, 545	3, 720	3, 515	2, 405	1, 675	2, 625
22	9, 675	8, 115	3, 225	2, 705	2, 495	1, 735	2, 720	11, 565	10, 935	3, 855	3, 645	2, 495	1, 735	2, 720
23	10, 035	8, 415	3, 345	2, 805	2, 585	1, 800	2, 820	11, 985	11, 340	3, 995	3, 780	2, 585	1, 800	2, 820
24	10, 425	8, 745	3, 475	2, 915	2, 685	1, 865	2, 925	12, 450	11, 775	4, 150	3, 925	2, 685	1, 865	2, 925
25	10, 830	9, 090	3, 610	3, 030	2, 785	1, 935	3, 040	12, 930	12, 225	4, 310	4, 075	2, 785	1, 935	3, 040
26	11, 250	9, 450	3, 750	3, 150	2, 895	2, 015	3, 160	13, 440	12, 720	4, 480	4, 240	2, 895	2, 015	3, 160
27	11, 700	9, 840	3, 900	3, 280	3, 010	2, 095	3, 285	13, 980	13, 230	4, 660	4, 410	3, 010	2, 095	3, 285
28	12, 180	10, 245	4, 060	3, 415	3, 135	2, 180	3, 420	14, 550	13, 770	4, 850	4, 590	3, 135	2, 180	3, 420
29	12, 705	10, 695	4, 235	3, 565	3, 270	2, 270	3, 565	15, 165	14, 355	5, 055	4, 785	3, 270	2, 270	3, 565
30	13, 245	11, 160	4, 415	3, 720	3, 410	2, 370	3, 720	15, 825	14, 985	5, 275	4, 995	3, 410	2, 370	3, 720
31	13, 845	11, 670	4, 615	3, 890	3, 560	2, 475	3, 880	16, 515	15, 660	5, 505	5, 220	3, 560	2, 475	3, 880
32	14, 475	12, 210	4, 825	4, 070	3, 720	2, 585	4, 060	17, 280	16, 380	5, 760	5, 460	3, 720	2, 585	4, 060
33	15, 150	12, 780	5, 050	4, 260	3, 895	2, 710	4, 250	18, 090	17, 145	6, 030	5, 715	3, 895	2, 710	4, 250
34	15, 885	13, 410	5, 295	4, 470	4, 085	2, 840	4, 455	18, 960	17, 985	6, 320	5, 995	4, 085	2, 840	4, 455
35	16, 680	14, 100	5, 560	4, 700	4, 285	2, 980	4, 675	19, 905	18, 885	6, 635	6, 295	4, 285	2, 980	4, 675
36	11, 700	9, 900	2, 925	2, 475	2, 255	1, 565	2, 460	13, 960	13, 240	3, 490	3, 310	2, 255	1, 565	2, 460
37	12, 320	10, 420	3, 080	2, 605	2, 375	1, 650	2, 590	14, 700	13, 960	3, 675	3, 490	2, 375	1, 650	2, 590
38	13, 000	11, 020	3, 250	2, 755	2, 505	1, 740	2, 730	15, 520	14, 740	3, 880	3, 685	2, 505	1, 740	2, 730
39	13, 760	11, 660	3, 440	2, 915	2, 650	1, 840	2, 890	16, 400	15, 580	4, 100	3, 895	2, 650	1, 840	2, 890
40	14, 580	12, 380	3, 645	3, 095	2, 805	1, 950	3, 060	17, 380	16, 520	4, 345	4, 130	2, 805	1, 950	3, 060
41	15, 480	13, 160	3, 870	3, 290	2, 980	2, 070	3, 250	18, 480	17, 560	4, 620	4, 390	2, 980	2, 070	3, 250
42	16, 500	14, 040	4, 125	3, 510	3, 175	2, 205	3, 465	19, 680	18, 720	4, 920	4, 680	3, 175	2, 205	3, 465
43	17, 640	15, 020	4, 410	3, 755	3, 395	2, 360	3, 700	21, 040	20, 020	5, 260	5, 005	3, 395	2, 360	3, 700
44	18, 920	16, 140	4, 730	4, 035	3, 640	2, 530	3, 965	22, 560	21, 480	5, 640	5, 370	3, 640	2, 530	3, 965
45	20, 380	17, 400	5, 095	4, 350	3, 915	2, 720	4, 270	24, 300	23, 140	6, 075	5, 785	3, 915	2, 720	4, 270
46	11, 020	9, 420	5, 510	4, 710	4, 235	2, 945	4, 615	13, 140	12, 520	6, 570	6, 260	4, 235	2, 945	4, 615
47	11, 980	10, 260	5, 990	5, 130	4, 600	3, 200	5, 015	14, 280	13, 610	7, 140	6, 805	4, 600	3, 200	5, 015
48	13, 100	11, 240	6, 550	5, 620	5, 030	3, 495	5, 485	15, 610	14, 890	7, 805	7, 445	5, 030	3, 495	5, 485
49	14, 430	12, 390	7, 215	6, 195	5, 535	3, 850	6, 035	17, 190	16, 400	8, 595	8, 200	5, 535	3, 850	6, 035
50 歳以上 59 歳以下	16, 020	13, 780	8, 010	6, 890	6, 145	4, 270	6, 700	19, 090	18, 220	9, 545	9, 110	6, 145	4, 270	6, 700

(注) 加入員の資格を取得した日が平成 9 年 4 月 1 日以降であつて、その日において 55 歳未満の者にあつては、その日の属する月が当該年齢に達した日の属する月以外の月である場合は次年齢の掛金額を適用する。

別表第 9 の 1 (第 71 条第 2 項関係)

(単位：円)

年齢	加入員の資格を取得した日が平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間の場合								
	男								
	基本 A 型	基本 B 型	A 型	B 型	I 型	II 型	III 型	IV 型	V 型
20 歳	6,350	5,550	3,175	2,775	2,325	1,615	2,535	1,760	920
21	6,570	5,750	3,285	2,875	2,405	1,675	2,625	1,825	950
22	6,810	5,960	3,405	2,980	2,495	1,735	2,720	1,890	985
23	7,060	6,180	3,530	3,090	2,585	1,800	2,820	1,960	1,020
24	7,330	6,420	3,665	3,210	2,685	1,865	2,925	2,035	1,060
25	7,620	6,670	3,810	3,335	2,785	1,935	3,040	2,115	1,105
26	7,920	6,940	3,960	3,470	2,895	2,015	3,160	2,195	1,145
27	8,240	7,220	4,120	3,610	3,010	2,095	3,285	2,285	1,190
28	8,580	7,520	4,290	3,760	3,135	2,180	3,420	2,380	1,240
29	8,940	7,840	4,470	3,920	3,270	2,270	3,565	2,480	1,295
30	9,320	8,190	4,660	4,095	3,410	2,370	3,720	2,585	1,350
31	9,740	8,560	4,870	4,280	3,560	2,475	3,880	2,700	1,405
32	10,180	8,950	5,090	4,475	3,720	2,585	4,060	2,820	1,475
33	10,660	9,380	5,330	4,690	3,895	2,710	4,250	2,955	1,540
34	11,180	9,840	5,590	4,920	4,085	2,840	4,455	3,095	1,615
35	11,740	10,340	5,870	5,170	4,285	2,980	4,675	3,250	1,695
36	9,255	8,160	3,085	2,720	2,255	1,565	2,460	1,710	895
37	9,750	8,595	3,250	2,865	2,375	1,650	2,590	1,800	940
38	10,290	9,090	3,430	3,030	2,505	1,740	2,730	1,900	990
39	10,890	9,615	3,630	3,205	2,650	1,840	2,890	2,005	1,050
40	11,535	10,200	3,845	3,400	2,805	1,950	3,060	2,125	1,110
41	12,270	10,845	4,090	3,615	2,980	2,070	3,250	2,260	1,180
42	13,065	11,565	4,355	3,855	3,175	2,205	3,465	2,405	1,260
43	13,965	12,375	4,655	4,125	3,395	2,360	3,700	2,570	1,340
44	14,985	13,275	4,995	4,425	3,640	2,530	3,965	2,760	1,435
45	16,125	14,310	5,375	4,770	3,915	2,720	4,270	2,970	1,550
46	11,630	10,330	5,815	5,165	4,235	2,945	4,615	3,210	1,670
47	12,640	11,240	6,320	5,620	4,600	3,200	5,015	3,490	1,815
48	13,830	12,310	6,915	6,155	5,030	3,495	5,485	3,810	1,990
49	15,230	13,570	7,615	6,785	5,535	3,850	6,035	4,195	2,185
50 歳以上 59 歳以下	16,910	15,080	8,455	7,540	6,145	4,270	6,700	4,655	2,430

(注) 加入員の資格を取得した日が平成 9 年 4 月 1 日以降であつて、その日において 55 歳未満の者にあつては、その日の属する月が当該年齢に達した日の属する月以外の月である場合は次年齢の掛金額を適用する。

別表第 9 の 1 (第 71 条第 2 項関係)

(単位：円)

年齢	加入員の資格を取得した日が平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間の場合								
	女								
	基本 A 型	基本 B 型	A 型	B 型	I 型	II 型	III 型	IV 型	V 型
20 歳	7,360	7,000	3,680	3,500	2,325	1,615	2,535	1,760	920
21	7,620	7,250	3,810	3,625	2,405	1,675	2,625	1,825	950
22	7,900	7,510	3,950	3,755	2,495	1,735	2,720	1,890	985
23	8,190	7,790	4,095	3,895	2,585	1,800	2,820	1,960	1,020
24	8,500	8,090	4,250	4,045	2,685	1,865	2,925	2,035	1,060
25	8,830	8,400	4,415	4,200	2,785	1,935	3,040	2,115	1,105
26	9,180	8,740	4,590	4,370	2,895	2,015	3,160	2,195	1,145
27	9,550	9,090	4,775	4,545	3,010	2,095	3,285	2,285	1,190
28	9,940	9,470	4,970	4,735	3,135	2,180	3,420	2,380	1,240
29	10,360	9,870	5,180	4,935	3,270	2,270	3,565	2,480	1,295
30	10,810	10,300	5,405	5,150	3,410	2,370	3,720	2,585	1,350
31	11,290	10,760	5,645	5,380	3,560	2,475	3,880	2,700	1,405
32	11,800	11,250	5,900	5,625	3,720	2,585	4,060	2,820	1,475
33	12,360	11,780	6,180	5,890	3,895	2,710	4,250	2,955	1,540
34	12,950	12,350	6,475	6,175	4,085	2,840	4,455	3,095	1,615
35	13,600	12,970	6,800	6,485	4,285	2,980	4,675	3,250	1,695
36	10,725	10,230	3,575	3,410	2,255	1,565	2,460	1,710	895
37	11,295	10,785	3,765	3,595	2,375	1,650	2,590	1,800	940
38	11,925	11,385	3,975	3,795	2,505	1,740	2,730	1,900	990
39	12,615	12,045	4,205	4,015	2,650	1,840	2,890	2,005	1,050
40	13,365	12,765	4,455	4,255	2,805	1,950	3,060	2,125	1,110
41	14,205	13,575	4,735	4,525	2,980	2,070	3,250	2,260	1,180
42	15,135	14,460	5,045	4,820	3,175	2,205	3,465	2,405	1,260
43	16,170	15,465	5,390	5,155	3,395	2,360	3,700	2,570	1,340
44	17,340	16,590	5,780	5,530	3,640	2,530	3,965	2,760	1,435
45	18,675	17,865	6,225	5,955	3,915	2,720	4,270	2,970	1,550
46	13,460	12,890	6,730	6,445	4,235	2,945	4,615	3,210	1,670
47	14,630	14,010	7,315	7,005	4,600	3,200	5,015	3,490	1,815
48	16,000	15,330	8,000	7,665	5,030	3,495	5,485	3,810	1,990
49	17,610	16,890	8,805	8,445	5,535	3,850	6,035	4,195	2,185
50 歳以上 59 歳以下	19,560	18,760	9,780	9,380	6,145	4,270	6,700	4,655	2,430

(注) 加入員の資格を取得した日が平成 9 年 4 月 1 日以降であつて、その日において 55 歳未満の者にあつては、その日の属する月が当該年齢に達した日の属する月以外の月である場合は次年齢の掛金額を適用する。

別表第 9 の 1 (第 71 条第 2 項関係)

(単位：円)

年齢	加入員の資格を取得した日が平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間の場合								
	男								
	基本 A 型	基本 B 型	A 型	B 型	I 型	II 型	III 型	IV 型	V 型
20 歳	7,020	6,180	3,510	3,090	2,515	1,735	2,705	1,870	970
21	7,260	6,400	3,630	3,200	2,600	1,795	2,800	1,935	1,005
22	7,520	6,620	3,760	3,310	2,690	1,860	2,900	2,000	1,040
23	7,780	6,860	3,890	3,430	2,785	1,925	3,000	2,075	1,075
24	8,070	7,110	4,035	3,555	2,885	1,995	3,110	2,150	1,115
25	8,370	7,380	4,185	3,690	2,990	2,070	3,225	2,225	1,155
26	8,680	7,660	4,340	3,830	3,105	2,145	3,345	2,310	1,200
27	9,020	7,960	4,510	3,980	3,225	2,230	3,475	2,400	1,245
28	9,380	8,280	4,690	4,140	3,350	2,315	3,610	2,495	1,295
29	9,760	8,630	4,880	4,315	3,490	2,410	3,755	2,595	1,345
30	10,170	8,990	5,085	4,495	3,635	2,510	3,915	2,705	1,405
31	10,610	9,380	5,305	4,690	3,790	2,620	4,085	2,820	1,465
32	11,080	9,800	5,540	4,900	3,955	2,735	4,260	2,945	1,525
33	11,580	10,250	5,790	5,125	4,135	2,860	4,455	3,080	1,595
34	12,120	10,740	6,060	5,370	4,330	2,990	4,660	3,225	1,670
35	12,710	11,270	6,355	5,635	4,535	3,135	4,885	3,380	1,750
36	10,005	8,880	3,335	2,960	2,380	1,645	2,565	1,775	920
37	10,530	9,345	3,510	3,115	2,505	1,730	2,695	1,865	965
38	11,100	9,855	3,700	3,285	2,640	1,825	2,845	1,965	1,020
39	11,730	10,425	3,910	3,475	2,785	1,925	3,000	2,075	1,075
40	12,405	11,040	4,135	3,680	2,950	2,040	3,180	2,195	1,140
41	13,170	11,715	4,390	3,905	3,130	2,165	3,375	2,330	1,210
42	14,010	12,480	4,670	4,160	3,330	2,300	3,585	2,480	1,285
43	14,955	13,335	4,985	4,445	3,550	2,455	3,825	2,645	1,370
44	16,020	14,295	5,340	4,765	3,805	2,630	4,100	2,830	1,470
45	17,235	15,390	5,745	5,130	4,090	2,825	4,405	3,045	1,580
46	12,410	11,090	6,205	5,545	4,415	3,050	4,755	3,285	1,705
47	13,470	12,050	6,735	6,025	4,790	3,310	5,160	3,565	1,850
48	14,710	13,180	7,355	6,590	5,230	3,615	5,635	3,895	2,020
49	16,180	14,510	8,090	7,255	5,750	3,975	6,195	4,280	2,220
50 歳以上 59 歳以下	17,940	16,110	8,970	8,055	6,370	4,405	6,865	4,745	2,460

(注) 加入員の資格を取得した日が平成 9 年 4 月 1 日以降であつて、その日において 55 歳未満の者にあつては、その日の属する月が当該年齢に達した日の属する月以外の月である場合は次年齢の掛金額を適用する。

別表第 9 の 1 (第 71 条第 2 項関係)

(単位：円)

年齢	加入員の資格を取得した日が平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間の場合								
	女								
	基本 A 型	基本 B 型	A 型	B 型	I 型	II 型	III 型	IV 型	V 型
20 歳	8,210	7,830	4,105	3,915	2,515	1,735	2,705	1,870	970
21	8,490	8,100	4,245	4,050	2,600	1,795	2,800	1,935	1,005
22	8,790	8,380	4,395	4,190	2,690	1,860	2,900	2,000	1,040
23	9,100	8,680	4,550	4,340	2,785	1,925	3,000	2,075	1,075
24	9,430	9,000	4,715	4,500	2,885	1,995	3,110	2,150	1,115
25	9,780	9,330	4,890	4,665	2,990	2,070	3,225	2,225	1,155
26	10,150	9,690	5,075	4,845	3,105	2,145	3,345	2,310	1,200
27	10,540	10,060	5,270	5,030	3,225	2,230	3,475	2,400	1,245
28	10,960	10,470	5,480	5,235	3,350	2,315	3,610	2,495	1,295
29	11,410	10,890	5,705	5,445	3,490	2,410	3,755	2,595	1,345
30	11,880	11,350	5,940	5,675	3,635	2,510	3,915	2,705	1,405
31	12,390	11,840	6,195	5,920	3,790	2,620	4,085	2,820	1,465
32	12,940	12,370	6,470	6,185	3,955	2,735	4,260	2,945	1,525
33	13,530	12,930	6,765	6,465	4,135	2,860	4,455	3,080	1,595
34	14,160	13,540	7,080	6,770	4,330	2,990	4,660	3,225	1,670
35	14,850	14,200	7,425	7,100	4,535	3,135	4,885	3,380	1,750
36	11,700	11,190	3,900	3,730	2,380	1,645	2,565	1,775	920
37	12,300	11,775	4,100	3,925	2,505	1,730	2,695	1,865	965
38	12,960	12,405	4,320	4,135	2,640	1,825	2,845	1,965	1,020
39	13,695	13,110	4,565	4,370	2,785	1,925	3,000	2,075	1,075
40	14,490	13,875	4,830	4,625	2,950	2,040	3,180	2,195	1,140
41	15,375	14,730	5,125	4,910	3,130	2,165	3,375	2,330	1,210
42	16,365	15,675	5,455	5,225	3,330	2,300	3,585	2,480	1,285
43	17,460	16,740	5,820	5,580	3,550	2,455	3,825	2,645	1,370
44	18,705	17,940	6,235	5,980	3,805	2,630	4,100	2,830	1,470
45	20,115	19,290	6,705	6,430	4,090	2,825	4,405	3,045	1,580
46	14,480	13,890	7,240	6,945	4,415	3,050	4,755	3,285	1,705
47	15,720	15,090	7,860	7,545	4,790	3,310	5,160	3,565	1,850
48	17,160	16,480	8,580	8,240	5,230	3,615	5,635	3,895	2,020
49	18,870	18,130	9,435	9,065	5,750	3,975	6,195	4,280	2,220
50 歳以上 59 歳以下	20,930	20,120	10,465	10,060	6,370	4,405	6,865	4,745	2,460

(注) 加入員の資格を取得した日が平成 9 年 4 月 1 日以降であって、その日において 55 歳未満の者にあっては、その日の属する月が当該年齢に達した日の属する月以外の月である場合は次年齢の掛金額を適用する。

別表第 9 の 1 (第 71 条第 2 項関係)

(単位：円)

年齢	加入員の資格を取得した日が平成 31 年 4 月 1 日以後の場合								
	男								
	基本 A 型	基本 B 型	A 型	B 型	I 型	II 型	III 型	IV 型	V 型
20 歳	7,110	6,370	3,555	3,185	2,515	1,735	2,705	1,870	970
21	7,350	6,590	3,675	3,295	2,600	1,795	2,800	1,935	1,005
22	7,610	6,820	3,805	3,410	2,690	1,860	2,900	2,005	1,040
23	7,880	7,060	3,940	3,530	2,785	1,925	3,000	2,075	1,075
24	8,170	7,320	4,085	3,660	2,885	1,995	3,110	2,150	1,115
25	8,470	7,600	4,235	3,800	2,990	2,070	3,225	2,230	1,155
26	8,790	7,890	4,395	3,945	3,105	2,145	3,345	2,310	1,200
27	9,130	8,200	4,565	4,100	3,225	2,230	3,475	2,400	1,245
28	9,500	8,520	4,750	4,260	3,355	2,315	3,610	2,495	1,295
29	9,880	8,880	4,940	4,440	3,490	2,410	3,755	2,600	1,345
30	10,300	9,250	5,150	4,625	3,635	2,510	3,915	2,705	1,405
31	10,740	9,650	5,370	4,825	3,790	2,620	4,085	2,820	1,465
32	11,210	10,080	5,605	5,040	3,955	2,735	4,265	2,945	1,530
33	11,720	10,540	5,860	5,270	4,135	2,860	4,455	3,080	1,595
34	12,270	11,040	6,135	5,520	4,330	2,990	4,660	3,225	1,670
35	12,870	11,580	6,435	5,790	4,540	3,135	4,885	3,380	1,750
36	10,140	9,135	3,380	3,045	2,380	1,645	2,565	1,775	920
37	10,665	9,615	3,555	3,205	2,505	1,730	2,695	1,865	965
38	11,235	10,125	3,745	3,375	2,640	1,825	2,845	1,965	1,020
39	11,865	10,710	3,955	3,570	2,785	1,925	3,000	2,075	1,075
40	12,555	11,340	4,185	3,780	2,950	2,040	3,180	2,195	1,140
41	13,335	12,045	4,445	4,015	3,130	2,165	3,375	2,330	1,210
42	14,175	12,825	4,725	4,275	3,330	2,300	3,585	2,480	1,285
43	15,135	13,695	5,045	4,565	3,550	2,455	3,825	2,645	1,370
44	16,215	14,670	5,405	4,890	3,805	2,630	4,100	2,830	1,470
45	17,430	15,795	5,810	5,265	4,090	2,825	4,405	3,045	1,580
46	12,550	11,380	6,275	5,690	4,415	3,050	4,755	3,285	1,705
47	13,630	12,360	6,815	6,180	4,790	3,310	5,160	3,565	1,850
48	14,880	13,510	7,440	6,755	5,230	3,615	5,635	3,895	2,020
49	16,370	14,870	8,185	7,435	5,750	3,975	6,195	4,280	2,220
50 歳以上 59 歳以下	18,150	16,510	9,075	8,255	6,375	4,405	6,865	4,745	2,460

(注) 加入員の資格を取得した日が平成 9 年 4 月 1 日以降であつて、その日において 55 歳未満の者にあつては、その日の属する月が当該年齢に達した日の属する月以外の月である場合は次年齢の掛金額を適用する。

別表第 9 の 1 (第 71 条第 2 項関係)

(単位：円)

年齢	加入員の資格を取得した日が平成 31 年 4 月 1 日以後の場合								
	女								
	基本 A 型	基本 B 型	A 型	B 型	I 型	II 型	III 型	IV 型	V 型
20 歳	8,280	7,940	4,140	3,970	2,515	1,735	2,705	1,870	970
21	8,570	8,210	4,285	4,105	2,600	1,795	2,800	1,935	1,005
22	8,860	8,500	4,430	4,250	2,690	1,860	2,900	2,005	1,040
23	9,180	8,810	4,590	4,405	2,785	1,925	3,000	2,075	1,075
24	9,510	9,130	4,755	4,565	2,885	1,995	3,110	2,150	1,115
25	9,860	9,470	4,930	4,735	2,990	2,070	3,225	2,230	1,155
26	10,240	9,830	5,120	4,915	3,105	2,145	3,345	2,310	1,200
27	10,630	10,210	5,315	5,105	3,225	2,230	3,475	2,400	1,245
28	11,060	10,610	5,530	5,305	3,355	2,315	3,610	2,495	1,295
29	11,510	11,050	5,755	5,525	3,490	2,410	3,755	2,600	1,345
30	11,990	11,510	5,995	5,755	3,635	2,510	3,915	2,705	1,405
31	12,500	12,010	6,250	6,005	3,790	2,620	4,085	2,820	1,465
32	13,050	12,540	6,525	6,270	3,955	2,735	4,265	2,945	1,530
33	13,640	13,110	6,820	6,555	4,135	2,860	4,455	3,080	1,595
34	14,280	13,730	7,140	6,865	4,330	2,990	4,660	3,225	1,670
35	14,980	14,400	7,490	7,200	4,540	3,135	4,885	3,380	1,750
36	11,790	11,340	3,930	3,780	2,380	1,645	2,565	1,775	920
37	12,405	11,940	4,135	3,980	2,505	1,730	2,695	1,865	965
38	13,080	12,585	4,360	4,195	2,640	1,825	2,845	1,965	1,020
39	13,815	13,290	4,605	4,430	2,785	1,925	3,000	2,075	1,075
40	14,610	14,070	4,870	4,690	2,950	2,040	3,180	2,195	1,140
41	15,510	14,925	5,170	4,975	3,130	2,165	3,375	2,330	1,210
42	16,500	15,885	5,500	5,295	3,330	2,300	3,585	2,480	1,285
43	17,610	16,965	5,870	5,655	3,550	2,455	3,825	2,645	1,370
44	18,855	18,180	6,285	6,060	3,805	2,630	4,100	2,830	1,470
45	20,280	19,545	6,760	6,515	4,090	2,825	4,405	3,045	1,580
46	14,600	14,080	7,300	7,040	4,415	3,050	4,755	3,285	1,705
47	15,850	15,290	7,925	7,645	4,790	3,310	5,160	3,565	1,850
48	17,310	16,700	8,655	8,350	5,230	3,615	5,635	3,895	2,020
49	19,030	18,370	9,515	9,185	5,750	3,975	6,195	4,280	2,220
50 歳以上 59 歳以下	21,100	20,380	10,550	10,190	6,375	4,405	6,865	4,745	2,460

(注) 加入員の資格を取得した日が平成 9 年 4 月 1 日以降であつて、その日において 55 歳未満の者にあつては、その日の属する月が当該年齢に達した日の属する月以外の月である場合は次年齢の掛金額を適用する。

別表第 9 の 2 (第 73 条第 3 項関係)

(単位：円)

年齢	増口の申出をした日が平成 7 年 3 月 31 日以前の場合						増口の申出をした日が平成 7 年 4 月 1 日から平成 12 年 3 月 31 日までの間の場合				
	A 型	B 型	C 型	I 型	II 型	III 型	A 型	B 型	I 型	II 型	III 型
20 歳	950	850	600	800	600	1,000	1,230	1,100	1,020	800	1,260
21	1,000	900	650	850	650	1,050	1,290	1,160	1,080	850	1,320
22	1,050	950	700	900	700	1,100	1,350	1,220	1,140	900	1,380
23	1,100	1,000	750	950	750	1,150	1,410	1,280	1,200	950	1,440
24	1,150	1,050	800	1,000	800	1,200	1,470	1,340	1,260	1,000	1,500
25	1,200	1,100	850	1,050	850	1,300	1,530	1,400	1,320	1,050	1,600
26	1,300	1,150	900	1,100	900	1,400	1,630	1,460	1,380	1,100	1,700
27	1,400	1,200	950	1,150	950	1,500	1,730	1,520	1,440	1,150	1,800
28	1,500	1,300	1,000	1,200	1,000	1,600	1,830	1,620	1,500	1,200	1,920
29	1,600	1,400	1,050	1,300	1,050	1,700	1,950	1,720	1,600	1,250	2,040
30	1,700	1,500	1,100	1,400	1,100	1,800	2,070	1,820	1,700	1,300	2,160
31	1,800	1,600	1,200	1,500	1,200	1,900	2,190	1,940	1,800	1,400	2,280
32	1,900	1,700	1,300	1,600	1,300	2,000	2,310	2,060	1,920	1,510	2,400
33	2,000	1,800	1,400	1,700	1,400	2,100	2,430	2,180	2,040	1,620	2,520
34	2,100	1,900	1,500	1,800	1,500	2,200	2,550	2,300	2,160	1,730	2,640
35	2,300	2,000	1,600	1,900	1,600	2,400	2,750	2,420	2,280	1,840	2,840
36	2,500	2,200	1,700	2,000	1,700	2,600	2,980	2,620	2,400	1,950	3,040
37	2,700	2,400	1,800	2,200	1,800	2,800	3,210	2,820	2,600	2,060	3,240
38	2,900	2,600	2,000	2,400	1,900	3,000	3,440	3,020	2,800	2,170	3,440
39	3,100	2,800	2,200	2,600	2,000	3,200	3,670	3,250	3,000	2,280	3,650
40	3,300	3,000	2,400	2,800	2,100	3,500	3,900	3,480	3,220	2,390	3,950
41	3,500	3,200	2,600	3,000	2,300	3,800	4,130	3,710	3,450	2,610	4,260
42	3,800	3,500	2,800	3,200	2,500	4,100	4,480	4,050	3,680	2,830	4,590
43	4,200	3,800	3,100	3,500	2,700	4,500	4,880	4,390	4,010	3,050	4,990
44	4,600	4,100	3,400	3,800	2,900	4,900	5,300	4,730	4,350	3,270	5,430
45	5,100	4,500	3,700	4,200	3,200	5,400	5,820	5,190	4,780	3,590	5,950
46	5,600	5,000	4,100	4,600	3,500	6,000	6,380	5,710	5,230	3,920	6,550
47	6,200	5,600	4,600	5,100	3,900	6,700	7,060	6,330	5,780	4,330	7,250
48	7,000	6,300	5,200	5,800	4,400	7,500	7,900	7,090	6,480	4,840	8,090
49	7,900	7,100	5,900	6,500	4,900	8,400	8,910	7,980	7,220	5,390	9,050
50	8,900	8,000	6,800	7,400	5,600	9,600	10,030	8,990	8,170	6,110	10,270
51	10,200	9,200	7,800	8,500	6,400	11,000	11,490	10,330	9,360	6,980	11,760
52	12,000	10,800	9,200	9,900	7,500	12,800	13,410	12,030	10,890	8,120	13,680
53	14,200	12,900	11,000	11,800	8,900	15,300	15,860	14,300	12,960	9,630	16,230
54	17,400	15,800	13,500	14,300	10,800	18,700	19,310	17,430	15,700	11,680	19,750
55 歳以上 59 歳以下	19,100	17,300	14,900	15,700	11,800	20,500	21,360	19,280	17,360	12,900	21,840

(注) 増口の申出をした日が平成 9 年 4 月 1 日以降であって、増口をした日において 55 歳未満の者にあつては、増口をした日の属する月が当該年齢に達した日の属する月以外の月である場合は次年齢の掛金額を適用する。

別表第 9 の 2 (第 73 条第 3 項関係)

(単位：円)

年齢	増口の申出をした日が平成 12 年 4 月 1 日から平成 14 年 3 月 31 日までの間の場合									
	男					女				
	A 型	B 型	I 型	II 型	III 型	A 型	B 型	I 型	II 型	III 型
20 歳	1,350	1,150	1,130	880	1,370	1,440	1,330	1,130	880	1,370
21	1,410	1,210	1,190	930	1,430	1,500	1,390	1,190	930	1,430
22	1,470	1,270	1,250	980	1,490	1,570	1,460	1,250	980	1,490
23	1,530	1,330	1,310	1,030	1,550	1,640	1,530	1,310	1,030	1,550
24	1,600	1,390	1,370	1,080	1,620	1,710	1,600	1,370	1,080	1,620
25	1,670	1,450	1,440	1,140	1,720	1,780	1,670	1,440	1,140	1,720
26	1,770	1,510	1,510	1,190	1,820	1,890	1,740	1,510	1,190	1,820
27	1,870	1,580	1,580	1,240	1,930	2,000	1,810	1,580	1,240	1,930
28	1,980	1,680	1,650	1,290	2,050	2,110	1,930	1,650	1,290	2,050
29	2,110	1,780	1,750	1,350	2,180	2,250	2,050	1,750	1,350	2,180
30	2,240	1,880	1,860	1,410	2,310	2,390	2,170	1,860	1,410	2,310
31	2,370	2,000	1,970	1,510	2,440	2,530	2,310	1,970	1,510	2,440
32	2,500	2,120	2,100	1,630	2,570	2,670	2,450	2,100	1,630	2,570
33	2,630	2,240	2,230	1,750	2,700	2,810	2,590	2,230	1,750	2,700
34	2,760	2,360	2,360	1,870	2,830	2,950	2,730	2,360	1,870	2,830
35	2,970	2,490	2,490	1,980	3,050	3,170	2,880	2,490	1,980	3,050
36	3,210	2,690	2,620	2,100	3,260	3,420	3,110	2,620	2,100	3,260
37	3,450	2,890	2,830	2,220	3,470	3,680	3,340	2,830	2,220	3,470
38	3,690	3,100	3,040	2,340	3,690	3,940	3,570	3,040	2,340	3,690
39	3,940	3,330	3,260	2,460	3,910	4,210	3,830	3,260	2,460	3,910
40	4,190	3,560	3,500	2,580	4,220	4,480	4,100	3,500	2,580	4,220
41	4,450	3,800	3,750	2,810	4,550	4,760	4,370	3,750	2,810	4,550
42	4,820	4,140	4,000	3,040	4,890	5,160	4,760	4,000	3,040	4,890
43	5,250	4,480	4,350	3,270	5,300	5,620	5,150	4,350	3,270	5,300
44	5,700	4,830	4,710	3,500	5,760	6,100	5,550	4,710	3,500	5,760
45	6,250	5,290	5,160	3,830	6,290	6,690	6,080	5,160	3,830	6,290
46	3,420	2,910	2,815	2,085	3,450	3,660	3,340	2,815	2,085	3,450
47	3,775	3,220	3,105	2,295	3,805	4,040	3,690	3,105	2,295	3,805
48	4,205	3,600	3,470	2,560	4,235	4,495	4,120	3,470	2,560	4,235
49	4,715	4,045	3,855	2,845	4,725	5,035	4,625	3,855	2,845	4,725
50	5,295	4,550	4,350	3,215	5,345	5,660	5,205	4,350	3,215	5,345
51	6,045	5,225	4,970	3,660	6,105	6,460	5,960	4,970	3,660	6,105
52	7,025	6,075	5,770	4,245	7,085	7,500	6,930	5,770	4,245	7,085
53	8,270	7,210	6,850	5,020	8,385	8,830	8,205	6,850	5,020	8,385
54	10,015	8,775	8,280	6,080	10,175	10,690	9,960	8,280	6,080	10,175
55 歳 以上 59 歳 以下	12,170	10,670	10,050	7,330	12,315	12,995	12,090	10,050	7,330	12,315

(注) 増口の申出をした日が平成 9 年 4 月 1 日以降であって、増口をした日において 55 歳未満の者にあつては、増口をした日の属する月が当該年齢に達した日の属する月以外の月である場合は次年齢の掛金額を適用する。

別表第 9 の 2 (第 73 条第 3 項関係)

(単位：円)

年齢	増口の申出をした日が平成 14 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日までの間の場合									
	男					女				
	A 型	B 型	I 型	II 型	III 型	A 型	B 型	I 型	II 型	III 型
20 歳	1,915	1,590	1,525	1,090	1,775	2,060	1,860	1,525	1,090	1,775
21	2,000	1,665	1,590	1,140	1,855	2,150	1,945	1,590	1,140	1,855
22	2,085	1,750	1,665	1,195	1,930	2,245	2,040	1,665	1,195	1,930
23	2,175	1,830	1,740	1,245	2,015	2,350	2,135	1,740	1,245	2,015
24	2,275	1,915	1,820	1,305	2,105	2,450	2,235	1,820	1,305	2,105
25	2,375	1,995	1,905	1,375	2,205	2,550	2,330	1,905	1,375	2,205
26	2,495	2,085	1,995	1,435	2,310	2,690	2,435	1,995	1,435	2,310
27	2,615	2,185	2,090	1,495	2,420	2,820	2,540	2,090	1,495	2,420
28	2,745	2,295	2,185	1,565	2,540	2,960	2,680	2,185	1,565	2,540
29	2,885	2,410	2,300	1,640	2,665	3,110	2,815	2,300	1,640	2,665
30	3,030	2,535	2,420	1,710	2,805	3,270	2,960	2,420	1,710	2,805
31	3,190	2,670	2,545	1,820	2,950	3,455	3,115	2,545	1,820	2,950
32	3,365	2,835	2,680	1,935	3,105	3,645	3,285	2,680	1,935	3,105
33	3,540	2,995	2,825	2,040	3,275	3,840	3,465	2,825	2,040	3,275
34	3,735	3,155	2,990	2,180	3,435	4,035	3,660	2,990	2,180	3,435
35	3,955	3,325	3,155	2,310	3,655	4,265	3,870	3,155	2,310	3,655
36	4,190	3,525	3,340	2,450	3,875	4,535	4,105	3,340	2,450	3,875
37	4,445	3,740	3,545	2,590	4,115	4,805	4,355	3,545	2,590	4,115
38	4,725	3,980	3,765	2,730	4,375	5,095	4,630	3,765	2,730	4,375
39	5,035	4,250	4,010	2,870	4,650	5,430	4,935	4,010	2,870	4,650
40	5,375	4,540	4,280	3,030	4,960	5,795	5,270	4,280	3,030	4,960
41	5,715	4,855	4,580	3,270	5,310	6,160	5,645	4,580	3,270	5,310
42	6,170	5,215	4,895	3,515	5,695	6,650	6,060	4,895	3,515	5,695
43	6,640	5,625	5,285	3,780	6,125	7,160	6,525	5,285	3,780	6,125
44	7,170	6,075	5,705	4,075	6,615	7,730	7,050	5,705	4,075	6,615
45	7,770	6,595	6,185	4,420	7,170	8,380	7,650	6,185	4,420	7,170
46	4,230	3,595	3,365	2,405	3,900	4,560	4,165	3,365	2,405	3,900
47	4,630	3,940	3,685	2,630	4,270	4,995	4,565	3,685	2,630	4,270
48	5,100	4,345	4,055	2,895	4,700	5,495	5,025	4,055	2,895	4,700
49	5,650	4,825	4,490	3,210	5,205	6,090	5,575	4,490	3,210	5,205
50	6,315	5,400	5,015	3,585	5,815	6,805	6,240	5,015	3,585	5,815
51	7,130	6,110	5,660	4,045	6,565	7,685	7,050	5,660	4,045	6,565
52	8,150	6,995	6,470	4,620	7,495	8,780	8,065	6,470	4,620	7,495
53	9,460	8,135	7,505	5,365	8,700	10,195	9,370	7,505	5,365	8,700
54	11,215	9,700	8,905	6,415	10,330	12,080	11,115	8,905	6,415	10,330
55 歳 以上 59 歳 以下	13,670	11,805	10,835	7,740	12,555	14,725	13,565	10,835	7,740	12,555

(注) 増口の申出をした日が平成 9 年 4 月 1 日以降であって、増口をした日において 55 歳未満の者にあつては、増口をした日の属する月が当該年齢に達した日の属する月以外の月である場合は次年齢の掛金額を適用する。

別表第 9 の 2 (第 73 条第 3 項関係)

(単位：円)

年齢	増口の申出をした日が平成 16 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間の場合									
	男					女				
	A 型	B 型	I 型	II 型	III 型	A 型	B 型	I 型	II 型	III 型
20 歳	3, 005	2, 520	2, 325	1, 615	2, 535	3, 590	3, 395	2, 325	1, 615	2, 535
21	3, 115	2, 610	2, 405	1, 675	2, 625	3, 720	3, 515	2, 405	1, 675	2, 625
22	3, 225	2, 705	2, 495	1, 735	2, 720	3, 855	3, 645	2, 495	1, 735	2, 720
23	3, 345	2, 805	2, 585	1, 800	2, 820	3, 995	3, 780	2, 585	1, 800	2, 820
24	3, 475	2, 915	2, 685	1, 865	2, 925	4, 150	3, 925	2, 685	1, 865	2, 925
25	3, 610	3, 030	2, 785	1, 935	3, 040	4, 310	4, 075	2, 785	1, 935	3, 040
26	3, 750	3, 150	2, 895	2, 015	3, 160	4, 480	4, 240	2, 895	2, 015	3, 160
27	3, 900	3, 280	3, 010	2, 095	3, 285	4, 660	4, 410	3, 010	2, 095	3, 285
28	4, 060	3, 415	3, 135	2, 180	3, 420	4, 850	4, 590	3, 135	2, 180	3, 420
29	4, 235	3, 565	3, 270	2, 270	3, 565	5, 055	4, 785	3, 270	2, 270	3, 565
30	4, 415	3, 720	3, 410	2, 370	3, 720	5, 275	4, 995	3, 410	2, 370	3, 720
31	4, 615	3, 890	3, 560	2, 475	3, 880	5, 505	5, 220	3, 560	2, 475	3, 880
32	4, 825	4, 070	3, 720	2, 585	4, 060	5, 760	5, 460	3, 720	2, 585	4, 060
33	5, 050	4, 260	3, 895	2, 710	4, 250	6, 030	5, 715	3, 895	2, 710	4, 250
34	5, 295	4, 470	4, 085	2, 840	4, 455	6, 320	5, 995	4, 085	2, 840	4, 455
35	5, 560	4, 700	4, 285	2, 980	4, 675	6, 635	6, 295	4, 285	2, 980	4, 675
36	2, 925	2, 475	2, 255	1, 565	2, 460	3, 490	3, 310	2, 255	1, 565	2, 460
37	3, 080	2, 605	2, 375	1, 650	2, 590	3, 675	3, 490	2, 375	1, 650	2, 590
38	3, 250	2, 755	2, 505	1, 740	2, 730	3, 880	3, 685	2, 505	1, 740	2, 730
39	3, 440	2, 915	2, 650	1, 840	2, 890	4, 100	3, 895	2, 650	1, 840	2, 890
40	3, 645	3, 095	2, 805	1, 950	3, 060	4, 345	4, 130	2, 805	1, 950	3, 060
41	3, 870	3, 290	2, 980	2, 070	3, 250	4, 620	4, 390	2, 980	2, 070	3, 250
42	4, 125	3, 510	3, 175	2, 205	3, 465	4, 920	4, 680	3, 175	2, 205	3, 465
43	4, 410	3, 755	3, 395	2, 360	3, 700	5, 260	5, 005	3, 395	2, 360	3, 700
44	4, 730	4, 035	3, 640	2, 530	3, 965	5, 640	5, 370	3, 640	2, 530	3, 965
45	5, 095	4, 350	3, 915	2, 720	4, 270	6, 075	5, 785	3, 915	2, 720	4, 270
46	5, 510	4, 710	4, 235	2, 945	4, 615	6, 570	6, 260	4, 235	2, 945	4, 615
47	5, 990	5, 130	4, 600	3, 200	5, 015	7, 140	6, 805	4, 600	3, 200	5, 015
48	6, 550	5, 620	5, 030	3, 495	5, 485	7, 805	7, 445	5, 030	3, 495	5, 485
49	7, 215	6, 195	5, 535	3, 850	6, 035	8, 595	8, 200	5, 535	3, 850	6, 035
50 歳 以上 59 歳 以下	8, 010	6, 890	6, 145	4, 270	6, 700	9, 545	9, 110	6, 145	4, 270	6, 700

(注) 増口の申出をした日が平成 9 年 4 月 1 日以降であって、増口をした日において 55 歳未満の者にあつては、増口をした日の属する月が当該年齢に達した日の属する月以外の月である場合は次年齢の掛金額を適用する。

別表第 9 の 2 (第 73 条第 3 項関係)

(単位：円)

年齢	増口の申出をした日が平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間の場合						
	男						
	A 型	B 型	I 型	II 型	III 型	IV 型	V 型
20 歳	3, 175	2, 775	2, 325	1, 615	2, 535	1, 760	920
21	3, 285	2, 875	2, 405	1, 675	2, 625	1, 825	950
22	3, 405	2, 980	2, 495	1, 735	2, 720	1, 890	985
23	3, 530	3, 090	2, 585	1, 800	2, 820	1, 960	1, 020
24	3, 665	3, 210	2, 685	1, 865	2, 925	2, 035	1, 060
25	3, 810	3, 335	2, 785	1, 935	3, 040	2, 115	1, 105
26	3, 960	3, 470	2, 895	2, 015	3, 160	2, 195	1, 145
27	4, 120	3, 610	3, 010	2, 095	3, 285	2, 285	1, 190
28	4, 290	3, 760	3, 135	2, 180	3, 420	2, 380	1, 240
29	4, 470	3, 920	3, 270	2, 270	3, 565	2, 480	1, 295
30	4, 660	4, 095	3, 410	2, 370	3, 720	2, 585	1, 350
31	4, 870	4, 280	3, 560	2, 475	3, 880	2, 700	1, 405
32	5, 090	4, 475	3, 720	2, 585	4, 060	2, 820	1, 475
33	5, 330	4, 690	3, 895	2, 710	4, 250	2, 955	1, 540
34	5, 590	4, 920	4, 085	2, 840	4, 455	3, 095	1, 615
35	5, 870	5, 170	4, 285	2, 980	4, 675	3, 250	1, 695
36	3, 085	2, 720	2, 255	1, 565	2, 460	1, 710	895
37	3, 250	2, 865	2, 375	1, 650	2, 590	1, 800	940
38	3, 430	3, 030	2, 505	1, 740	2, 730	1, 900	990
39	3, 630	3, 205	2, 650	1, 840	2, 890	2, 005	1, 050
40	3, 845	3, 400	2, 805	1, 950	3, 060	2, 125	1, 110
41	4, 090	3, 615	2, 980	2, 070	3, 250	2, 260	1, 180
42	4, 355	3, 855	3, 175	2, 205	3, 465	2, 405	1, 260
43	4, 655	4, 125	3, 395	2, 360	3, 700	2, 570	1, 340
44	4, 995	4, 425	3, 640	2, 530	3, 965	2, 760	1, 435
45	5, 375	4, 770	3, 915	2, 720	4, 270	2, 970	1, 550
46	5, 815	5, 165	4, 235	2, 945	4, 615	3, 210	1, 670
47	6, 320	5, 620	4, 600	3, 200	5, 015	3, 490	1, 815
48	6, 915	6, 155	5, 030	3, 495	5, 485	3, 810	1, 990
49	7, 615	6, 785	5, 535	3, 850	6, 035	4, 195	2, 185
50 歳 以上 59 歳 以下	8, 455	7, 540	6, 145	4, 270	6, 700	4, 655	2, 430

(注) 増口の申出をした日が平成 9 年 4 月 1 日以降であつて、増口をした日において 55 歳未満の者にあつては、増口をした日の属する月が当該年齢に達した日の属する月以外の月である場合は次年齢の掛金額を適用する。

別表第 9 の 2 (第 73 条第 3 項関係)

(単位：円)

年齢	増口の申出をした日が平成 21 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間の場合						
	女						
	A 型	B 型	I 型	II 型	III 型	IV 型	V 型
20 歳	3,680	3,500	2,325	1,615	2,535	1,760	920
21	3,810	3,625	2,405	1,675	2,625	1,825	950
22	3,950	3,755	2,495	1,735	2,720	1,890	985
23	4,095	3,895	2,585	1,800	2,820	1,960	1,020
24	4,250	4,045	2,685	1,865	2,925	2,035	1,060
25	4,415	4,200	2,785	1,935	3,040	2,115	1,105
26	4,590	4,370	2,895	2,015	3,160	2,195	1,145
27	4,775	4,545	3,010	2,095	3,285	2,285	1,190
28	4,970	4,735	3,135	2,180	3,420	2,380	1,240
29	5,180	4,935	3,270	2,270	3,565	2,480	1,295
30	5,405	5,150	3,410	2,370	3,720	2,585	1,350
31	5,645	5,380	3,560	2,475	3,880	2,700	1,405
32	5,900	5,625	3,720	2,585	4,060	2,820	1,475
33	6,180	5,890	3,895	2,710	4,250	2,955	1,540
34	6,475	6,175	4,085	2,840	4,455	3,095	1,615
35	6,800	6,485	4,285	2,980	4,675	3,250	1,695
36	3,575	3,410	2,255	1,565	2,460	1,710	895
37	3,765	3,595	2,375	1,650	2,590	1,800	940
38	3,975	3,795	2,505	1,740	2,730	1,900	990
39	4,205	4,015	2,650	1,840	2,890	2,005	1,050
40	4,455	4,255	2,805	1,950	3,060	2,125	1,110
41	4,735	4,525	2,980	2,070	3,250	2,260	1,180
42	5,045	4,820	3,175	2,205	3,465	2,405	1,260
43	5,390	5,155	3,395	2,360	3,700	2,570	1,340
44	5,780	5,530	3,640	2,530	3,965	2,760	1,435
45	6,225	5,955	3,915	2,720	4,270	2,970	1,550
46	6,730	6,445	4,235	2,945	4,615	3,210	1,670
47	7,315	7,005	4,600	3,200	5,015	3,490	1,815
48	8,000	7,665	5,030	3,495	5,485	3,810	1,990
49	8,805	8,445	5,535	3,850	6,035	4,195	2,185
50 歳 以上 59 歳 以下	9,780	9,380	6,145	4,270	6,700	4,655	2,430

(注) 増口の申出をした日が平成 9 年 4 月 1 日以降であつて、増口をした日において 55 歳未満の者にあつては、増口をした日の属する月が当該年齢に達した日の属する月以外の月である場合は次年齢の掛金額を適用する。

別表第 9 の 2 (第 73 条第 3 項関係)

(単位：円)

年齢	増口の申出をした日が平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間の場合						
	男						
	A 型	B 型	I 型	II 型	III 型	IV 型	V 型
20 歳	3, 510	3, 090	2, 515	1, 735	2, 705	1, 870	970
21	3, 630	3, 200	2, 600	1, 795	2, 800	1, 935	1, 005
22	3, 760	3, 310	2, 690	1, 860	2, 900	2, 000	1, 040
23	3, 890	3, 430	2, 785	1, 925	3, 000	2, 075	1, 075
24	4, 035	3, 555	2, 885	1, 995	3, 110	2, 150	1, 115
25	4, 185	3, 690	2, 990	2, 070	3, 225	2, 225	1, 155
26	4, 340	3, 830	3, 105	2, 145	3, 345	2, 310	1, 200
27	4, 510	3, 980	3, 225	2, 230	3, 475	2, 400	1, 245
28	4, 690	4, 140	3, 350	2, 315	3, 610	2, 495	1, 295
29	4, 880	4, 315	3, 490	2, 410	3, 755	2, 595	1, 345
30	5, 085	4, 495	3, 635	2, 510	3, 915	2, 705	1, 405
31	5, 305	4, 690	3, 790	2, 620	4, 085	2, 820	1, 465
32	5, 540	4, 900	3, 955	2, 735	4, 260	2, 945	1, 525
33	5, 790	5, 125	4, 135	2, 860	4, 455	3, 080	1, 595
34	6, 060	5, 370	4, 330	2, 990	4, 660	3, 225	1, 670
35	6, 355	5, 635	4, 535	3, 135	4, 885	3, 380	1, 750
36	3, 335	2, 960	2, 380	1, 645	2, 565	1, 775	920
37	3, 510	3, 115	2, 505	1, 730	2, 695	1, 865	965
38	3, 700	3, 285	2, 640	1, 825	2, 845	1, 965	1, 020
39	3, 910	3, 475	2, 785	1, 925	3, 000	2, 075	1, 075
40	4, 135	3, 680	2, 950	2, 040	3, 180	2, 195	1, 140
41	4, 390	3, 905	3, 130	2, 165	3, 375	2, 330	1, 210
42	4, 670	4, 160	3, 330	2, 300	3, 585	2, 480	1, 285
43	4, 985	4, 445	3, 550	2, 455	3, 825	2, 645	1, 370
44	5, 340	4, 765	3, 805	2, 630	4, 100	2, 830	1, 470
45	5, 745	5, 130	4, 090	2, 825	4, 405	3, 045	1, 580
46	6, 205	5, 545	4, 415	3, 050	4, 755	3, 285	1, 705
47	6, 735	6, 025	4, 790	3, 310	5, 160	3, 565	1, 850
48	7, 355	6, 590	5, 230	3, 615	5, 635	3, 895	2, 020
49	8, 090	7, 255	5, 750	3, 975	6, 195	4, 280	2, 220
50 歳 以上 59 歳 以下	8, 970	8, 055	6, 370	4, 405	6, 865	4, 745	2, 460

(注) 増口の申出をした日が平成 9 年 4 月 1 日以降であつて、増口をした日において 55 歳未満の者にあつては、増口をした日の属する月が当該年齢に達した日の属する月以外の月である場合は次年齢の掛金額を適用する。

別表第 9 の 2 (第 73 条第 3 項関係)

(単位：円)

年齢	増口の申出をした日が平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間の場合						
	女						
	A 型	B 型	I 型	II 型	III 型	IV 型	V 型
20 歳	4, 105	3, 915	2, 515	1, 735	2, 705	1, 870	970
21	4, 245	4, 050	2, 600	1, 795	2, 800	1, 935	1, 005
22	4, 395	4, 190	2, 690	1, 860	2, 900	2, 000	1, 040
23	4, 550	4, 340	2, 785	1, 925	3, 000	2, 075	1, 075
24	4, 715	4, 500	2, 885	1, 995	3, 110	2, 150	1, 115
25	4, 890	4, 665	2, 990	2, 070	3, 225	2, 225	1, 155
26	5, 075	4, 845	3, 105	2, 145	3, 345	2, 310	1, 200
27	5, 270	5, 030	3, 225	2, 230	3, 475	2, 400	1, 245
28	5, 480	5, 235	3, 350	2, 315	3, 610	2, 495	1, 295
29	5, 705	5, 445	3, 490	2, 410	3, 755	2, 595	1, 345
30	5, 940	5, 675	3, 635	2, 510	3, 915	2, 705	1, 405
31	6, 195	5, 920	3, 790	2, 620	4, 085	2, 820	1, 465
32	6, 470	6, 185	3, 955	2, 735	4, 260	2, 945	1, 525
33	6, 765	6, 465	4, 135	2, 860	4, 455	3, 080	1, 595
34	7, 080	6, 770	4, 330	2, 990	4, 660	3, 225	1, 670
35	7, 425	7, 100	4, 535	3, 135	4, 885	3, 380	1, 750
36	3, 900	3, 730	2, 380	1, 645	2, 565	1, 775	920
37	4, 100	3, 925	2, 505	1, 730	2, 695	1, 865	965
38	4, 320	4, 135	2, 640	1, 825	2, 845	1, 965	1, 020
39	4, 565	4, 370	2, 785	1, 925	3, 000	2, 075	1, 075
40	4, 830	4, 625	2, 950	2, 040	3, 180	2, 195	1, 140
41	5, 125	4, 910	3, 130	2, 165	3, 375	2, 330	1, 210
42	5, 455	5, 225	3, 330	2, 300	3, 585	2, 480	1, 285
43	5, 820	5, 580	3, 550	2, 455	3, 825	2, 645	1, 370
44	6, 235	5, 980	3, 805	2, 630	4, 100	2, 830	1, 470
45	6, 705	6, 430	4, 090	2, 825	4, 405	3, 045	1, 580
46	7, 240	6, 945	4, 415	3, 050	4, 755	3, 285	1, 705
47	7, 860	7, 545	4, 790	3, 310	5, 160	3, 565	1, 850
48	8, 580	8, 240	5, 230	3, 615	5, 635	3, 895	2, 020
49	9, 435	9, 065	5, 750	3, 975	6, 195	4, 280	2, 220
50 歳 以上 59 歳 以下	10, 465	10, 060	6, 370	4, 405	6, 865	4, 745	2, 460

(注) 増口の申出をした日が平成 9 年 4 月 1 日以降であつて、増口をした日において 55 歳未満の者にあつては、増口をした日の属する月が当該年齢に達した日の属する月以外の月である場合は次年齢の掛金額を適用する。

別表第 9 の 2 (第 73 条第 3 項関係)

(単位：円)

年齢	増口の申出をした日が平成 31 年 4 月 1 日以後の場合						
	男						
	A 型	B 型	I 型	II 型	III 型	IV 型	V 型
20 歳	3, 555	3, 185	2, 515	1, 735	2, 705	1, 870	970
21	3, 675	3, 295	2, 600	1, 795	2, 800	1, 935	1, 005
22	3, 805	3, 410	2, 690	1, 860	2, 900	2, 005	1, 040
23	3, 940	3, 530	2, 785	1, 925	3, 000	2, 075	1, 075
24	4, 085	3, 660	2, 885	1, 995	3, 110	2, 150	1, 115
25	4, 235	3, 800	2, 990	2, 070	3, 225	2, 230	1, 155
26	4, 395	3, 945	3, 105	2, 145	3, 345	2, 310	1, 200
27	4, 565	4, 100	3, 225	2, 230	3, 475	2, 400	1, 245
28	4, 750	4, 260	3, 355	2, 315	3, 610	2, 495	1, 295
29	4, 940	4, 440	3, 490	2, 410	3, 755	2, 600	1, 345
30	5, 150	4, 625	3, 635	2, 510	3, 915	2, 705	1, 405
31	5, 370	4, 825	3, 790	2, 620	4, 085	2, 820	1, 465
32	5, 605	5, 040	3, 955	2, 735	4, 265	2, 945	1, 530
33	5, 860	5, 270	4, 135	2, 860	4, 455	3, 080	1, 595
34	6, 135	5, 520	4, 330	2, 990	4, 660	3, 225	1, 670
35	6, 435	5, 790	4, 540	3, 135	4, 885	3, 380	1, 750
36	3, 380	3, 045	2, 380	1, 645	2, 565	1, 775	920
37	3, 555	3, 205	2, 505	1, 730	2, 695	1, 865	965
38	3, 745	3, 375	2, 640	1, 825	2, 845	1, 965	1, 020
39	3, 955	3, 570	2, 785	1, 925	3, 000	2, 075	1, 075
40	4, 185	3, 780	2, 950	2, 040	3, 180	2, 195	1, 140
41	4, 445	4, 015	3, 130	2, 165	3, 375	2, 330	1, 210
42	4, 725	4, 275	3, 330	2, 300	3, 585	2, 480	1, 285
43	5, 045	4, 565	3, 550	2, 455	3, 825	2, 645	1, 370
44	5, 405	4, 890	3, 805	2, 630	4, 100	2, 830	1, 470
45	5, 810	5, 265	4, 090	2, 825	4, 405	3, 045	1, 580
46	6, 275	5, 690	4, 415	3, 050	4, 755	3, 285	1, 705
47	6, 815	6, 180	4, 790	3, 310	5, 160	3, 565	1, 850
48	7, 440	6, 755	5, 230	3, 615	5, 635	3, 895	2, 020
49	8, 185	7, 435	5, 750	3, 975	6, 195	4, 280	2, 220
50 歳 以上 59 歳 以下	9, 075	8, 255	6, 375	4, 405	6, 865	4, 745	2, 460

(注) 増口の申出をした日が平成 9 年 4 月 1 日以降であつて、増口をした日において 55 歳未満の者にあつては、増口をした日の属する月が当該年齢に達した日の属する月以外の月である場合は次年齢の掛金額を適用する。

別表第 9 の 2 (第 73 条第 3 項関係)

(単位：円)

年齢	増口の申出をした日が平成 31 年 4 月 1 日以後の場合						
	女						
	A 型	B 型	I 型	II 型	III 型	IV 型	V 型
20 歳	4, 140	3, 970	2, 515	1, 735	2, 705	1, 870	970
21	4, 285	4, 105	2, 600	1, 795	2, 800	1, 935	1, 005
22	4, 430	4, 250	2, 690	1, 860	2, 900	2, 005	1, 040
23	4, 590	4, 405	2, 785	1, 925	3, 000	2, 075	1, 075
24	4, 755	4, 565	2, 885	1, 995	3, 110	2, 150	1, 115
25	4, 930	4, 735	2, 990	2, 070	3, 225	2, 230	1, 155
26	5, 120	4, 915	3, 105	2, 145	3, 345	2, 310	1, 200
27	5, 315	5, 105	3, 225	2, 230	3, 475	2, 400	1, 245
28	5, 530	5, 305	3, 355	2, 315	3, 610	2, 495	1, 295
29	5, 755	5, 525	3, 490	2, 410	3, 755	2, 600	1, 345
30	5, 995	5, 755	3, 635	2, 510	3, 915	2, 705	1, 405
31	6, 250	6, 005	3, 790	2, 620	4, 085	2, 820	1, 465
32	6, 525	6, 270	3, 955	2, 735	4, 265	2, 945	1, 530
33	6, 820	6, 555	4, 135	2, 860	4, 455	3, 080	1, 595
34	7, 140	6, 865	4, 330	2, 990	4, 660	3, 225	1, 670
35	7, 490	7, 200	4, 540	3, 135	4, 885	3, 380	1, 750
36	3, 930	3, 780	2, 380	1, 645	2, 565	1, 775	920
37	4, 135	3, 980	2, 505	1, 730	2, 695	1, 865	965
38	4, 360	4, 195	2, 640	1, 825	2, 845	1, 965	1, 020
39	4, 605	4, 430	2, 785	1, 925	3, 000	2, 075	1, 075
40	4, 870	4, 690	2, 950	2, 040	3, 180	2, 195	1, 140
41	5, 170	4, 975	3, 130	2, 165	3, 375	2, 330	1, 210
42	5, 500	5, 295	3, 330	2, 300	3, 585	2, 480	1, 285
43	5, 870	5, 655	3, 550	2, 455	3, 825	2, 645	1, 370
44	6, 285	6, 060	3, 805	2, 630	4, 100	2, 830	1, 470
45	6, 760	6, 515	4, 090	2, 825	4, 405	3, 045	1, 580
46	7, 300	7, 040	4, 415	3, 050	4, 755	3, 285	1, 705
47	7, 925	7, 645	4, 790	3, 310	5, 160	3, 565	1, 850
48	8, 655	8, 350	5, 230	3, 615	5, 635	3, 895	2, 020
49	9, 515	9, 185	5, 750	3, 975	6, 195	4, 280	2, 220
50 歳 以上 59 歳 以下	10, 550	10, 190	6, 375	4, 405	6, 865	4, 745	2, 460

(注) 増口の申出をした日が平成 9 年 4 月 1 日以降であつて、増口をした日において 55 歳未満の者にあつては、増口をした日の属する月が当該年齢に達した日の属する月以外の月である場合は次年齢の掛金額を適用する。

別表第 9 の 3 (第 71 条第 2 項関係)

年齢	加入員の資格を取得した日が平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間の場合									
	男					女				
	特定基本 A 型	特定基本 B 型	特定 A 型	特定 B 型	特定 I 型	特定基本 A 型	特定基本 B 型	特定 A 型	特定 B 型	特定 I 型
60 歳以上	19,610	18,090	9,805	9,045	7,000	22,660	22,000	11,330	11,000	7,000

別表第 9 の 3 (第 71 条第 2 項関係)

年齢	加入員の資格を取得した日が平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間の場合									
	男					女				
	特定基本 A 型	特定基本 B 型	特定 A 型	特定 B 型	特定 I 型	特定基本 A 型	特定基本 B 型	特定 A 型	特定 B 型	特定 I 型
60 歳以上	20,300	18,740	10,150	9,370	7,130	23,570	22,890	11,785	11,445	7,130

別表第 9 の 3 (第 71 条第 2 項関係)

年齢	加入員の資格を取得した日が平成 31 年 4 月 1 日以降の場合									
	男					女				
	特定基本 A 型	特定基本 B 型	特定 A 型	特定 B 型	特定 I 型	特定基本 A 型	特定基本 B 型	特定 A 型	特定 B 型	特定 I 型
60 歳以上	20,500	19,070	10,250	9,535	7,130	23,750	23,150	11,875	11,575	7,130

別表第 9 の 4 (第 73 条第 3 項関係)

年齢	増口の申出をした日が平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間の場合					
	男			女		
	特定 A 型	特定 B 型	特定 I 型	特定 A 型	特定 B 型	特定 I 型
60 歳以上	9,805	9,045	7,000	11,330	11,000	7,000

別表第 9 の 4 (第 73 条第 3 項関係)

年齢	増口の申出をした日が平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間の場合					
	男			女		
	特定 A 型	特定 B 型	特定 I 型	特定 A 型	特定 B 型	特定 I 型
60 歳以上	10,150	9,370	7,130	11,785	11,445	7,130

別表第 9 の 4 (第 73 条第 3 項関係)

年齢	増口の申出をした日が平成 31 年 4 月 1 日以降の場合					
	男			女		
	特定 A 型	特定 B 型	特定 I 型	特定 A 型	特定 B 型	特定 I 型
60 歳以上	10,250	9,535	7,130	11,875	11,575	7,130

別表第 10（第 76 条関係）

銀行
信用金庫
商工中金
労働金庫
信用協同組合
信用事業を行う農業協同組合及び同連合会
信用事業を行う漁業協同組合及び同連合会

別表第 11（第 77 条第 2 項関係）

加入員の資格を取得し、又は増口の 申出をした日	年金単位の種類	割合
平成 12 年 3 月 31 日以前の場合	基本 A 型・基本 B 型 A 型・B 型・I 型・II 型・III 型	年 6.0%
	基本 C 型・C 型	年 7.0%
平成 12 年 4 月 1 日から 平成 14 年 3 月 31 日までの場合	基本 A 型・基本 B 型 A 型・B 型・I 型・II 型・III 型	年 4.5%
平成 14 年 4 月 1 日から 平成 16 年 3 月 31 日までの場合	基本 A 型・基本 B 型 A 型・B 型・I 型・II 型・III 型	年 3.5%
平成 16 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間の場合（なお、IV 型・V 型については平成 21 年 4 月 1 日以後、特定基本 A 型・特定基本 B 型・特定 A 型・特定 B 型・特定 I 型については平成 25 年 4 月 1 日以後）	基本 A 型・基本 B 型・A 型・B 型 I 型・II 型・III 型・IV 型・V 型 特定基本 A 型・特定基本 B 型 特定 A 型・特定 B 型・特定 I 型	年 2.25%
平成 26 年 4 月 1 日以後の場合	基本 A 型・基本 B 型・A 型・B 型 I 型・II 型・III 型・IV 型・V 型 特定基本 A 型・特定基本 B 型 特定 A 型・特定 B 型・特定 I 型	年 2.0%